

清華簡『攝命』譯注

小寺 敦

關係論著と略記一覽

[『攝命』專論]

圖版：「《攝命》圖版」（清華大學出土文獻研究與保護中心編 李學勤主編『清華大學藏戰國竹簡』（捌）、中西書局、上海、2018年11月）

整理者：馬楠負責「《攝命》釋文・注釋」（清華大學出土文獻研究與保護中心編 李學勤主編『清華大學藏戰國竹簡』（捌）、中西書局、上海、2018年11月）

馬楠 2018：「清華簡《攝命》初讀」（『文物』2018-9、北京、2018年9月）

李學勤 2018a：「清華簡《攝命》篇“葬”字質疑」（『文物』2018-9、北京、2018年9月）

李學勤 2018b：「談清華簡《攝命》篇體例」（『清華大學學報』（哲學社會科學版）2018-5、北京、2018年9月）

賈連翔 2018：「“攝命”即《書序》“繫命”“罔命”說」（『清華大學學報』（哲學社會科學版）2018-5、北京、2018年9月）

程浩 2018a：「清華簡《攝命》的性質與結構」（『清華大學學報』（哲學社會科學版）2018-5、北京、2018年9月）

王寧 2018a：「清華八《攝命》初讀」（簡帛網 簡帛論壇、2018年10月8日）

- 陳劍 2018：「試爲西周金文和清華簡《攝命》所謂“彝”字進一解」（『出土文獻』13、北京、2018年10月）
- 程浩 2018b：「清華簡第八輯整理報告拾遺」（清華大學出土文獻研究與保護中心、2018年11月17日）
- 陳民鎮 2018a：「清華簡《攝命》性質小議」（清華大學出土文獻研究與保護中心、2018年11月17日）
- 陳民鎮 2018b：「清華簡（捌）讀札」（清華大學出土文獻研究與保護中心、2018年11月17日）
- 石小力 2018：「清華簡第八輯字詞補釋」（清華大學出土文獻研究與保護中心、2018年11月17日）
- 鄔可晶 2018：「試釋清華簡《攝命》的“奠”字」（復旦大學出土文獻與古文字研究中心 學術討論、2018年11月17日）
- 醉馬 2018：「清華簡《攝命》“壘”字試釋」（復旦大學出土文獻與古文字研究中心 學術討論、2018年11月21日）
- 王寧 2018b：「清華簡《攝命》讀札」（復旦大學出土文獻與古文字研究中心 學術討論、2018年11月27日）
- 許文獻 2018a：「關於清華八《攝命》簡中幾個“難”字之釋讀」（復旦大學出土文獻與古文字研究中心 學術討論、2018年11月28日）
- 王寧 2018c：「由清華簡八《攝命》釋《書序·冏命》的“太僕正”」（復旦大學出土文獻與古文字研究中心 學術討論、2018年12月6日）
- 蕭旭 2018：「清華簡（八）《攝命》校補」（復旦大學出土文獻與古文字研究中心 學術討論、2018年12月7日）
- 子居 2018a：「清華簡八《攝命》首段解析」（中國先秦史、2018年12月7日）
- 子居 2018b：「清華簡八《攝命》末簡解析」（中國先秦史、2018年12月8日）
- 許文獻 2018b：「清華簡八《攝命》簡3“簋”字試說」（復旦大學出土文獻與古文字研究中心 學術討論、2018年12月14日）

- 劉信芳 2018a：「清華藏竹書《攝命》章句（一）」（簡帛網、2018年12月17日）
- 王寧 2018d：「清華簡八《攝命》中的所謂“啟”字別議——兼說“開”的相關問題」（復旦大學出土文獻與古文字研究中心 學術討論、2018年12月19日）
- 劉信芳 2018b：「清華藏竹書《攝命》章句（三）」（簡帛網、2018年12月20日）
- 劉信芳 2018c：「清華藏竹書《攝命》章句（二）」（復旦大學出土文獻與古文字研究中心 學術討論、2018年12月26日）
- 子居 2019：「清華簡八《攝命》中段解析」（中國先秦史、2019年1月8日）
- 寧鎮疆 2019：「清華簡《攝命》“亡承朕鄉”句解——兼說師詢簋相關文句的斷讀及理解問題」（簡帛網、2019年1月2日、『中華文化論壇』2019-2、成都、2019年3月）
- 劉信芳 2019a：「清華藏竹書《攝命》章句（四）」（復旦大學出土文獻與古文字研究中心 學術討論、2019年1月2日）
- 劉信芳 2019b：「清華藏竹書《攝命》章句（五）」（簡帛網、2019年1月6日）
- 劉信芳 2019c：「清華藏竹書《攝命》釋讀」（復旦大學出土文獻與古文字研究中心 學術討論、2019年2月2日）（劉信芳 2018a·b·c·2019a·bの合篇）
- 王佳慧 2019：「讀《清華大學藏戰國竹簡（捌）》札記五則」（簡帛網、2019年2月14日）
- 馬文增 2019：「論清華簡與“古文《尚書》真僞”之關係」（『人文天下』2019-2、濟南、2019年2月）
- 趙平安·王挺斌 2019：「論清華簡的文獻學價值」（簡帛網、2019年5月7日）
- 宣柳 2019：「清華簡《攝命》第六段讀箋」（簡帛網、2019年5月17日）
- 史大豐·王寧 2019：「清華簡八《攝命》“通眾寡眾”及相關問題」（『濟南大學學報（社會科學版）』29-4、濟南、2019年7月）
- 許兆昌·史寧寧 2019：「從《周禮·太仆》看清華簡《攝命》」（『古代文明』

東洋文化研究所紀要 第180冊

13-4、北京、2019年10月)

杜勇 2020：「清華簡《攝命》人物關係辨析」（『中原文化研究』2020-3、鄭州、2020年5月）

許兆昌 2020：「清華簡《攝命》考辨二則」（『貴州社會科學』367-7、貴陽、2020年7月）

晁福林 2020：「西周恭懿孝夷時期的王室內部鬭爭——以彝銘及竹簡資料為中心的考察」（『中華文史論叢』2020-4、中華書局、北京、2020年12月）

夏含夷 2021：「一篇可能失傳的經典：《攝命》」（『出土文獻』2021-1、中西書局、上海、2021年3月）

[『攝命』に關連する研究]

張宗騫 1940：「卜辭弔弗通用考」（『燕京學報』28、北京、1940年12月）

松本光雄 1952：「中國古代の邑と民・人との關係」（『山梨大學學藝學部研究報告』3、甲府、1952年9月）

周法高 1974：『金文詁林』（香港中文大學、香港、1974-1977年）

加藤常賢 1983：『書經』（上）（新釋漢文大系25、明治書院、東京、1983年9月）

高亨 1989：『古字通假會典』（齊魯書社、濟南、1989年7月）

張培瑜 1987：『中國先秦史曆表』（齊魯書社、濟南、1987年6月）

裘錫圭・李家浩 1989：「曾侯乙墓竹簡釋文與考釋」（中國社會科學院考古研究所編『曾侯乙墓』、文物出版社、北京、1989年7月）

平勢隆郎 1995：平勢隆郎編著『新編史記東周年表—中國古代紀年の研究序章一』（東洋文化研究所叢刊第15輯、東京大學東洋文化研究所、東京、1995年3月）

張培瑜 1997：『三千五百年曆日天象』（大象出版社、鄭州、1997年7月）

楊樹達 1997：『積微居金文說』（增訂本、中華書局、北京、1997年12月）

- 李學勤 1998：「釋郭店簡祭公之顧命」（『文物』1998-7、北京、1998年7月）
- 李學勤 1999：「戎生編鐘論釋」（『文物』1999-9、文物出版社、北京、1999年9月）
- 黃文傑 2000：「說朋」（『古文字研究』22、中華書局、北京、2000年7月）
- 張儒·劉毓慶 2001：『漢字通用聲素研究』（山西古籍出版社、太原、2001年12月）
- 楊寬 2001：楊寬『戰國史料編年輯證』（上海人民出版社、上海、2001年11月）
- 沈培 2002：「卜辭「雉衆」補釋」（『語言學論叢』第26輯、商務印書館、北京、2002年8月）
- 沈培 2004：「西周金文中的“繇”和《尚書》中的“迪”」（『古文字研究』25、中華書局、北京、2004年10月）
- 李學勤 2005：「四十三年佐鼎與牧簋」（『中國古代文明研究』、華東師範大學出版社、上海、2005年4月）
- 于省吾 2009：『雙劍謠尚書新證』（中華書局、北京、2009年4月）
- 陳劍 2007：「金文「彖」字考釋」（陳劍『甲骨金文考釋論集』、綏裝書局、北京、2007年4月）
- 董珊 2008：「越者沔鐘銘新論」（復旦大學出土文獻與古文字研究中心、2008年3月1日、http://www.gwz.fudan.edu.cn/Web/Show/363#_edn30）
- 陳劍 2008：「甲骨金文舊釋“𠄎”之字及相關諸字新釋」（『出土文獻與古文字研究』第二輯、復旦大學出版社、上海、2008年8月）
- 宋華強 2010：「新出內史亳器“虺”字用法小議」（簡帛網、2010年5月3日）
- 范常喜 2011：『金文“蔑曆”補釋』（復旦大學出土文獻與古文字研究中心、2011年1月9日、<http://www.gwz.fudan.edu.cn/Web/Show/1369>）
- 李學勤 2011：「清華簡與《尚書》、《逸周書》的研究」（『史學史研究』2011-2、北京、2011年6月）
- 裘錫圭 2012：「《睡虎地秦墓竹簡》注釋商榷」（『裘錫圭學術文集』第二卷、復

東洋文化研究所紀要 第 180 冊

旦大學出版社、上海、2012 年 6 月)

孟蓬生 2012：「“出言又（有） |，利（黎）民所”音釋——談魚通轉例說之四」

（『簡帛』第 7 輯、上海古籍出版社、上海、2012 年 10 月）

黃傑 2013：「再讀《清華簡（參）《周公之琴舞》筆記》」（簡帛網、2013 年 1 月 14 日）

王坤鵬 2013：「清華簡《芮良夫毖》篇箋釋」（簡帛網、2013 年 2 月 26 日）

李家浩 2013：黃德寬主編『安徽大學漢語言文字研究叢書 李家浩卷』（安徽大學出版社、合肥、2013 年 5 月）

陳劍 2013：「釋“走”及相關諸字」（『出土文獻與古文字研究』第五輯、上海古籍出版社、上海、2013 年 9 月）

塗白奎 2013：「內史亳觚與西周王號生稱」（『考古與文物』2013-3、西安、2013 年 6 月）

蘇建洲 2014：「《清華三·芮良夫毖》研讀札記」（『中國文字』新四十期（藝文印書館、臺北、2014 年 7 月）

朱鳳瀚 2014：「關於西周金文曆日的新資料」（『故宮博物院院刊』2014-6、北京、2014 年 11 月）

大西克也 2015：大西克也「非發掘簡を扱うために」（『出土文獻と秦楚文化』8、東京、2015 年 3 月）

王瑜楨 2015：「《清華大學藏戰國竹簡（參）·芮良夫毖》釋讀」（『出土文獻』第 6 輯、中西書局、上海、2015 年 4 月）

裘錫圭 2015：「由郭店簡《性自命出》的「室性者故也」說到《孟子》的「天下之言性也」章」（『裘錫圭學術文集 簡牘帛書卷』、復旦大學出版社、上海、2015 年 8 月）

謝明文 2015：「說腹、飽」（宋鎮豪主編『甲骨文與殷商史』第 5 輯、上海古籍出版社、上海、2015 年 12 月）

小寺敦 2016a：小寺敦「復旦大學出土文獻與古文字研究中心の學術活動につい

- て」(『出土文獻と秦楚文化』9、東京、2016年3月)
- 劉信芳 2016:『簡帛《五行》研究』(高等教育出版社、北京、2016年6月)
- 小寺敦 2016b:小寺敦「清華簡『繫年』譯注・解題」(『東京大學東洋文化研究所紀要』170、東京、2016年12月)
- 李守奎 2016:「釋楚簡中的“規”——兼說“支”亦“規”之表意初文」(『復旦學報(社會科學版)』2016-3、上海、2016年5月)
- 孟蓬生 2017a:「“𠄎”字形音義再探」(香港浸會大學『饒宗頤國學院院刊』第4期、香港中華書局、香港、2017年5月)
- 黃傑 2017a:『《尚書》之《康誥》《酒誥》《梓材》新解』、武漢大學博士論文、2017年5月)
- 陳劍 2017:「說“規”等字并論一些特別的形聲字意符」(『源遠流長:漢字國際學術研討會暨 AEARU 第三屆漢字文化研討會論文集』、北京大學出版社、北京、2017年6月)
- 孟蓬生 2017b:「清華簡(三)所謂“泰”字試釋」(『源遠流長:漢字國際學術研討會暨 AEARU 第三屆漢字文化研討會論文集』、北京大學出版社、北京、2017年6月)
- 黃傑 2017b:「《尚書·康誥》考釋四則」(『文史』2017-3、中華書局、北京、2017年8月)
- 張富海 2017:「說“難”」(復旦大學出土文獻與古文字研究中心編『戰國文字研究的回顧與展望』、中西書局、上海、2017年8月)
- 白於藍 2017:『簡帛古書通假字大系』(福建人民出版社、福州、2017年12月)
- 陳志向 2018:「「虍」字補釋」(『文史』2018-1、中華書局、北京、2018年2月)
- 鄔可晶 2018:「戰國時代寫法特殊的「曷」的字形分析,竝說「𠄎」及其相關問題」(復旦大學出土文獻與古文字研究中心編『出土文獻與古文字研究』第7輯、上海古籍出版社、上海、2018年5月)
- 張富海 2018:「清華簡零識四則」(『古文字研究』32、中華書局、北京、2018年

8 月)

陳偉武 2018：「秦漢文字釋讀散札」（澳門漢字學會第五屆學術年會、陝西師範大學、西安、2018 年 10 月）

陳斯鵬 2018：「舊釋“𦵏”字及相關問題檢討」（『紀念清華簡入藏暨清華大學出土文獻研究與保護中心成立十周年國際學術研討會論文集』、清華大學、北京、2018 年 11 月 17 日）

抱小 2018：「《攝命》“湛園在憂”與《封許之命》“園童在憂”合證」（復旦大學出土文獻與古文字研究中心、<http://www.gwz.fudan.edu.cn>、2018 年 11 月 22 日）

[金文·簡牘著錄類]

集成：中國社會科學院考古研究所編『殷周金文集成』（文物出版社、北京、1984～1994 年）

郭店楚簡：荊門市博物館編『郭店楚墓竹簡』（文物出版社、北京、1998 年 5 月）

上博楚簡：馬承源編『上海博物館藏戰國楚竹書』（一）～（九）（上海古籍出版社、上海、2001 年 11 月～2012 年 12 月）

近出：劉雨·盧岩編著『近出殷周金文集錄』（中華書局、北京、2002 年 9 月）

新收：鍾柏生·陳昭容·黃銘崇·袁國華編『新收殷周青銅器銘文暨器影彙編』（藝文印書館、臺北、2006 年 4 月）

近出二：劉雨·嚴志斌編著『近出殷周金文集錄二編』（中華書局、北京、2010 年 2 月）

清華大學出土文獻研究與保護中心編『清華大學藏戰國竹簡』（壹）～（拾）（中西書局、上海、2010 年 12 月～2020 年 11 月）

銘圖：吳鎮烽『商周青銅器銘文暨圖像集成』（上海古籍出版社、上海、2012 年 9 月）

[『攝命』研究に關連するインターネット上の主要サイト]

※簡帛網……<http://www.bsm.org.cn/>

復旦大學出土文獻與古文字研究中心……<http://www.gwz.fudan.edu.cn/>

清華大學出土文獻研究與保護中心……<http://www.ctwx.tsinghua.edu.cn/>

中国先秦史……<https://www.xianqin.tk/>

[全體に關する注]

- (1) インターネット上の掲示板の書き込みや學位論文は、取捨選擇した上で必要最小限の引用にとどめた。また、學會報告など、出典にあたることができず、止むを得ず孫引きの形になったものがある。他方、正式な科學的發掘を経ないで發見された「非發掘簡」の辨偽については、大西克也 2015 が簡にして要を得た解説を行っている。清華簡の眞偽については、小寺敦 2016a: 54-55 における復旦大學出土文獻與古文字研究中心の認識と基本的に同一である。これら出土文獻を研究するにあたっての問題については、小寺敦 2016b: 399-400 も參照されたい。
- (2) 本稿における簡文の句讀點は、釋文を中國式、訓讀文・現代語譯を日本式にした。中國語と日本語の句讀點に關する相違のため、兩者で一致しない部分がある。
- (3) 先行研究の一部、特に掲示板の書き込みでの資料引用には嚴密さを缺くものが見られる。本稿ではそれらをなるべく訂正するようにしたが、特に必要ない限り一々注記していない。

[清華簡『攝命』譯注]

[釋文]

王曰：「劫姪（諛）**邇**（恚）**嬰**（攝）【1】：亡**叕**（承、丞）朕鄉（卿），余弗造民庚（康），余亦**變**（愍）**窮**（窮）亡可事（使）【2】。余一人無晝夕（以

上、第1號簡)難(勤)卹, 竄(湛)國才(在)慰(憂)【3】。余亦闕(橫)于四方, 窳(宏)譬(父)亡諶(斃)【4】。甚(湛)余(予)我邦之若否, 孚(越)少(小)大命【5】。隳(肆)余(以上、第2號簡)婁(聿)猷(猶)卜乃身, 休, 卜吉【6】。

王曰:「嬰(攝), 今余既明命女(汝)曰: 肇(肇)出內(納)朕命【7】。虔(且)今民不(丕)造不[庚(康)]【8】。□□□(以上、第3號簡)昌(怨), 孚(越)四方少(小)大邦, 孚(越)御事庶百(伯)又(有)告有咨(訟)【9】。今是亡其奔告, 非女(汝)亡其轂(協), 即行女(汝)【10】。」

王曰: (以上、第4號簡)「嬰(攝), 敬哉, 母(母)闕(閉)于乃佳(唯)咨(沖)子少(小)子, 母(母)遞(遞)才(在)服, 難(勤)備(祇)乃事【11】。」有(又)曰:「女(汝)佳(唯)壘(衛)事壘(衛)命【12】。女(汝)佳(唯)(以上、第5號簡)咨(沖)子少(小)子, 女(汝)鬼(威)由現(表)由謹(望)【13】。不畜女(汝)鬼(威), 則由譏(勸)女(汝)訓言之譏【14】。女(汝)能誦(歷), 女(汝)能并_二命_一(并命, 并命)難(勤)(以上、第6號簡)隳(肆)【15】。女(汝)其轂(敬)哉, 矧(虔)卹乃事【16】。女(汝)母(母)敢怙偈(遏)余曰乃毓(毓); 有(又)曰四方大羸(羸)亡民, 亦斯欽我(以上、第7號簡)御事【17】。今亦散(肩)窳(弘)難(勤)乃_二事_一(乃事, 乃事)亡佗(他), 女(汝)佳(唯)言之司【18】。佳(唯)言乃事, 我非易。引(矧)行墜(墮)敬茅(懋), 惠(以上、第8號簡)不惠, 亦乃服【19】。佳(雖)民由(攸)轂(協)弗鞫(恭)其魯(旅), 亦勿殺(侮)其遠(童), 通(恫)眾(瘵)寡(寡)眾(鰥), 惠于少(小)民【20】。翼_二翼_一鬼(畏)(以上、第9號簡)少(小)心, 鞫(恭)民長_二(長長)【21】。女(汝)亦母(母)敢豢(豢)才(在)乃死(尸)服, 轂(敬)學咨(崇)明, 勿繇之庶不訓(順)【22】。女(汝)亦母(母)不夙(夙)夕經(經)惠(德), (以上、第10號簡)甬(用)事朕命【23】。谷(欲)女(汝)彙_二(繹), 弗鞫(功)成我一人(在)立(位),

亦則乃身亡能諱(悛)甬(用)非頌(庸)女(汝)正命【24】。女(汝)有告于(以上、第11號簡)朕。女(汝)母(母)敢有退于之自一話一言【25】。女(汝)亦母(母)敢達(沃)于之,言佳(唯)明,母(母)淫,母(母)弗彙(節),其亦佳(唯)【26】。(以上、第13號簡)余事,女(汝)有命正,有即正,亦若之頌(庸)弼柔(祥)【27】。女(汝)有退進于朕命,乃佳(唯)謹(望)亡毅(逢),則或即命【28】(以上、第12號簡)乃亦佳(唯)肇懇(謀),亦則勾(遏)逆于朕,是佳(唯)君子秉心,是。女(汝)則佳(唯)肇悽(咨)弼柔(祥),乃既啓(悔)【29】。女(汝)迺敢(以上、第14號簡)整(簡)慙(極),女(汝)則亦佳(唯)肇不(丕)子不學,不啻女(汝),亦鬼(畏)萑(獲)勲朕心【30】。」

王曰:「嬰(攝),女(汝)有佳(唯)啓(沖)子,余既執(設)(以上、第15號簡)乃服【31】。女(汝)母(母)敢朋澆(酗)于酉(酒),勿毅(教)人惠(德)我【32】。曰:母(母)朋。多朋,鮮佳(唯)楚(胥)台(以)夙(夙)夕戢(敬),亡(罔)非楚(胥)以墜(墮)(以上、第16號簡)邁(愆);鮮佳(唯)楚(胥)學于威義(儀)遠(德),亡(罔)非楚(胥)以涇(淫)慙(極)【33】。」

王曰:「嬰(攝),余辟相佳(唯)卸(御)事,余厭既異罕(厥)心罕(厥)(以上、第17號簡)遠(德),不徯(止)則車(俾)于余【34】。引(矧)女(汝)佳(唯)子,今乃辟余,少(小)大乃有齷(聞)智(知)齷(弼、弼)恙(祥)【35】。女(汝)其有霽(數)有甚(湛), (以上、第18號簡)乃眾余言,乃智(知)佳(唯)子不佳(准)之頌(庸),是亦尚弗毅(逢)乃彘【36】。乃乍(作)穆(穆),佳(唯)髡(恭)威義(儀),甬(用)辟余才(在)(以上、第19號簡)立(位),乃克甬(用)之彘【37】。女(汝)不廼是,佳(唯)人乃亦無智(知)亡齷(聞)于民若否【38】。乃身卸(載)佳(唯)明佳(唯)遠(寅),女(汝)亦母(母)(以上、第20號簡)敢鬼(懷)甬(用)不審不允【39】。」

王曰：「𠄎(攝)，巳(已)，女(汝)佳(唯)𠄎(沖)子，今余旣明命女(汝)，乃服佳(唯)𠄎(寅)，女(汝)母(母)敢𠄎(滔滔)【40】。凡人有(以上、第21號簡)獄有𠄎(訟)，女(汝)勿受𠄎(幣)，不明于民(民，民)其聖(聽)女(汝)，寺(是)佳(唯)子乃弗受𠄎(幣)，亦尚𠄎(變)逆于朕【41】。凡人無(以上、第22號簡)獄亡(無)𠄎(訟)，迺佳(唯)惠(德)𠄎(享，享)𠄎(載)不(丕)𠄎(孚)，是亦引休，女(汝)則亦受𠄎(幣)，女(汝)迺尚𠄎(祇)逆告于朕【42】。」

王曰：「𠄎(攝)，余𠄎(肇) (以上、第23號簡)事(使)女(汝，汝)母(母)𠄎(焚)，女亦引母(母)好(好好)、宏(宏宏)、𠄎(創)惠(德)。有女(汝)由(胃)子，佳(唯)余其𠄎【43】。」

王曰：「𠄎(攝)，乃克悉甬(用)朕命，𠄎(越)朕(以上、第24號簡)𠄎(撻)朕殺(教)，民[朋]□興從顯女(汝)，從𠄎(恭)女(汝)與女(汝)【44】，曰：𠄎(穆穆)不(丕)顯，𠄎(載)允非尚(常)人，王子則克悉甬(用)(以上、第25號簡)王殺(教)王學，亦義(儀)若寺(時)，我少(小)人佳(唯)由。民有曰之【45】。余一人害(曷)𠄎(段) (假)，不則識(識)智(知)之𠄎(聞)之言：余(以上、第26號簡)害(曷)𠄎(段) (假)，不則高𠄎(奉)乃身，亦余一人永𠄎(安)才(在)立(位)【46】。所弗克識(識)甬(用)朕命朕殺(教)，民朋亦則興𠄎(仇)𠄎(怨)(以上、第27號簡)女(汝)，𠄎(仇)□(諷)女(汝)，亦則佳(唯)𠄎(肇)不𠄎(咨)逆所(忤)朕命，𠄎(獲)𠄎(羞)𠄎(毓)子【47】。」

王曰：「𠄎(攝)，人有言多，佳(唯)我鮮。佳(唯)朕(以上、第28號簡)□□□𠄎(箴)殺(教)女(汝)，余佳(唯)亦𠄎(攻)𠄎(作)女(汝)，余亦佳(唯)𠄎(折)𠄎(毀)兌(說)女(汝)【48】，有女(汝)佳(唯)𠄎(沖)子，余亦佳(唯)𠄎(肇)𠄎(稽)女(汝)惠(德)(以上、第29號簡)行佳(唯)殺(殺)眾非殺(殺)【49】。」

王曰：「𠄎(攝)，殺(敬)哉，𠄎(虔)聖(聽)乃命，余旣明𠄎(啓)劫

卿(恣)女(汝), 亡(無)多朕言曰茲(茲)【50】。女(汝)母(母)弗毅(敬), (以上、第30號簡)甚谷(欲)女(汝)寵乃服, 弗爲我一人頤(羞)【51】。」ㄣ(以上、第31號簡)

佳(唯)九月既望壬午, 王才(在)蒿(鎬)京, 各(格)于大室, 卽立(位), 咸【52】。士走右白(伯)嬰(攝), 立才(在)中廷, 北鄉【53】。王乎(呼)乍(作)册任册命白(伯)嬰(攝)【54】:「虞(嗟)【55】。」ㄣ(以上、第32號簡)

[訓讀文]

王曰く、「劫めて嬰(攝)を姪(誕)し卿(恣)ましめん。朕の郷(卿)を叢(承、丞)くる亡く、余民の庚(康)を造る弗く、余亦た事(使)ふ可き亡きを變(愍)窮(窮)す。余一人晝夕無く難(勤)郵し、歲(湛)園として憂(憂)ふるに才(在)り。余亦た四方に闕(横)り、窳(宏)く弊(父)めて諫(斃)る亡く、我が邦の若否、雫(越)び少(小)大の命を甚(湛)余(予)す、隳(肆)に余畫(隼)に猷(猶)ほ乃の身をトするに休あり、トするに吉なり。」と。

王曰く、「嬰(攝)、今余既に女(汝)に命を明らかにして曰く、「肇(肇)めて朕の命を出内(納)し、虞(且)つ今民不(丕)いに造めて[庚(康)]せず、……冑(怨)を……、雫(越)に四方の少(小)大邦あり、雫(越)に御事庶百(伯)咨(訟)有るを告ぐる又(有)り。」と。今はれ其れ奔告する亡かれ。女(汝)其れ嚴(協)する亡きに非ざれば、即ち女(汝)を行かしめん。」と。

王曰く、「嬰(攝)、敬せんかな。乃佳(唯)れ替(沖)子少(小)子を闕(閉)ぢる母(母)く、服に才(在)るを遞(遞)へる母(母)く、乃の事を難(勤)め替(祗)め。」と。有(又)た曰く、「女(汝)佳(唯)だ事を壘(衛)り命を壘(衛)れ。女(汝)れ替(沖)子少(小)子なりと佳(唯)

も、女（汝）の鬼（威）は現（表）に由り謹（望）に由り、齎だ女（汝）の鬼（威）のみならざれば、則ち女（汝）をして訓言の譏に譏（勸）むるに由らしめん。女（汝）能く誦（歴）し、女（汝）能く命を并せ、命を并せて難（勤）詰（肆）せよ。女（汝）其れ毅（敬）せよ、乃の事を矧（虔）卹せよ。女（汝）敢へて余を怙み偈（遏）めて乃媮（毓）と曰はしむること母（母）かれ。有（又）た四方大いに羸（羸）せて民亡しと曰はば、亦た斯に我が御事を欽め。今亦た敢（肩）ふること憲（弘）くして乃の事を難（勤）めよ。乃の事は佗（他）亡し、女（汝）佳（唯）だ言の司たれ。佳（唯）だ乃の事を言へ。我は易はること非ず。引（矧）た行ひ墜（墮）るとも敬み茅（懋）め、^{したが}惠はざるを惠へ、亦た乃服せよ。民貞（攸）に轂（協）はせて其の魯（旅）を髡（恭）しくせずと佳（雖）も、亦た其の遺（童）を殺（侮）る勿かれ。寡（寡）衆（鰥）を通（恫）衆（瘵）し、少（小）民に恵み、翼（翼）として鬼（畏）るること少（小）心、民に髡（恭）しくして長を長とせしめよ。女（汝）亦た敢へて豢（豢）（惰）して乃の死（尸）服に才（在）る母（母）かれ。學を毅（敬）ひ明を崇（崇）びて、之に繇はずして庶訓（順）ならざる勿かれ。女（汝）亦た夙（夙）夕惠（德）を至（經）めざる母（母）く、甬（用）て朕の命を事とせよ。女（汝）彙（繹）たらんと谷（欲）し、羿（功）成りて我一人立（位）に才（在）るにあらざれば、亦た則ち乃の身諱（^{ほしいまま}擿）にして甬（用）て女（汝）の正命を頌（庸）あるに非ざること能ふ亡し。女（汝）朕に告ぐる有りて、女（汝）敢へて之を自て一話一言を退く有る母（母）かれ。女（汝）亦た敢へて之を達（洗）する母（母）かれ。言佳（唯）れ明らかかなれば、淫する母（母）く、壘（節）せざる母（母）かれ。其れ亦た佳（唯）れ余の事あり、女（汝）は命正有り、即正有りて、亦た之頌（庸）みて兼（祥）^な弱きが若くあれ。女（汝）朕の命を退進する有りて、乃佳（唯）れ毅（^{むか}逢）ふる亡きを謹（望）まば、則ち或いは命に即け。乃ち亦た佳（唯）れ憲（謀）を肇むれば、亦た則ち朕を句（^{とど}遏）め逆らふ、是れ佳（唯）

れ君子秉心にして、是なり。女（汝）則ち佳（唯）れ肇めて悽（咨）りて羨（祥）^ひ弱し、乃ち既に啓（悔）ゆ。女（汝）迺ち敢へて整（簡）^た慤（極）まれば、女（汝）則ち亦た佳（唯）だ不（丕）子學ばざるを肇^{ただ}せ。畜だに女（汝）のみならず、亦た朕の心を獲（獲）て勲するを鬼（畏）れよ。」と。

王曰く、「嬰（攝）、女（汝）啓（沖）子^た有り^とと佳（唯）ども、余既に乃の服を執（設）く。女（汝）敢へて朋に酉（酒）に澆（醜）^{くる}ふ母（母）かれ。人に殺（教）へて我を惠（德）とする勿かれ。曰く、「^{むら}朋がる母（母）かれ。」と。朋多くば、鮮なく佳（唯）れ楚（胥）ひ台（以）て夙（夙）夕戡（敬）みて、楚（胥）ひ以て墜（墮）^{おこた}ること^す邇（愆）ぐるに非ざるは亡（罔）し。鮮なく楚（胥）ひ威義（儀）の邇（德）を學ぶに佳（唯）り、楚（胥）ひ以て淫（淫）すること慤（極）まるに非ざるは亡（罔）し。』と。

王曰く、「嬰（攝）、余の辟相ひ佳（唯）れ卸（御）事あり、余既に卑（厥）の心卑（厥）の邇（德）を異にするを厭へば、隄（止）めざれば則ち余に^{したが}車（俾）へ。引（矧）^また女（汝）佳（唯）れ子、今乃余を辟とし、少（小）大乃^あ聶（聞）智（知）して恙（祥）ひ^あ鬻（弼、弼）きこと有り。女（汝）其れ^{いと}鬻（駁）ふこと有りて甚（湛）ること有らば、乃余の言に^{およ}眾び、乃佳（唯）れ子之の頌（庸）に佳（准）らざるを智（知）れ。是れ亦た尚ほ乃の^{つね}葬に^{つね}殺（逢）はず。乃乍（作）ること^あ穆（穆穆）たれ。佳（唯）だ^あ髡（恭）しく威義（儀）あれ。辟を^あ甬（用）て余立（位）に才（在）り。乃克く之の^あ葬を^あ甬（用）るよ。女（汝）迺ち是にあらざれば、佳（唯）れ人乃亦た民の若否を^あ聶（聞）く亡きを智（知）る無し。乃の身^あ翻（載）ち佳（唯）だ明らかにして佳（唯）だ^あ灋（寅）め。女（汝）亦た敢えて^あ審^あます^あ允^あならざるを甬（用）るんことを鬼（懷）ふ母（母）かれ。」と。

王曰く、「嬰（攝）、已（已）、女（汝）啓（沖）子なりと佳（唯）も、今余既に明らかに女（汝）に命じ、乃服すること佳（唯）れ^あ灋（寅）みあり。女（汝）敢へて^あ隳（滔滔）たること母（母）かれ。凡そ人に獄有り^あ審（訟）有

るも、女（汝）**讎**（幣）を受くる勿かれ。民に明あらざれば、民其れ女（汝）を聖（聽）かん。寺（是）れ佳（唯）れ子乃**讎**（幣）を受けず、亦た尚ほ朕に**亶**（變）逆せよ。凡そ人獄無く**審**（訟）亡（無）くば、廻ち佳（唯）だ惠（德）のみ享けよ。享け**翻**（載）けて不（丕）いに**闕**（孚）あり、是れ亦た引（な）ぎ休あらん。女（汝）則ち亦た**讎**（幣）を受けば、女（汝）廻ち尚ほ**替**（祇）みて朕に逆告せよ。」と。

王曰く、「**嬰**（攝）、余**肇**（肇）めて汝を事（使）はん。汝**毳**（婪）る母（母）かれ。女亦た引（な）ぐ好（好好）たり宏（宏宏）たりて惠（德）を**劓**（劓）つ母（母）かれ。女（汝）由（胃）子有れば、佳（唯）だ余のみ其れ叩へん。」と。

王曰く、「**嬰**（攝）、乃克く悉く朕の命を甬（用）みよ。季（越）に朕**劓**（劓）み朕殺（教）へん。民〔朋〕に**興**（興）りて女（汝）を**顯**（顯）し、従りて女（汝）に**髡**（髡）しくして女（汝）に與して曰く、「**穆**（穆穆）不（丕）**顯**、尚（常）人に非ざるを**翻**（載）け允めれば、王子則ち克く悉く王殺（教）王學を甬（用）みん。亦た義（儀）寺（時、是）の若くなれば、我少（小）人佳（唯）れ由らん。」と。民之を曰ふ有り。余一人害（曷）ぞ**段**（段）（假）りん。不（丕）則て之を**戡**（識）智（知）して之の言を**聞**（聞）け。余害（曷）ぞ**段**（段）（假）りん。不（丕）則て乃の身を高く**誦**（奉）ずれば、亦た余一人永に**虐**（安）んじて立（位）に才（在）らん。所（も）し**戡**（識）る克はずして朕の命朕の殺（教）へを甬（用）みば、民朋に亦た則ち**夔**（仇）を興して女（汝）を**昌**（怨）まん。女（汝）を**夔**（仇）**誦**（誦）せば、亦た則ち**肇**（肇）めて朕の命に逆所（忤）するを**謫**（咨）かざるに佳（唯）り、**毓**（毓）子を**獲**（獲）て**順**（羞）めん。」と。

王曰く、「**嬰**（攝）、人言多きこと有るも、佳（唯）だ我のみ鮮し。佳（唯）れ朕**竊**（箴）殺（教）し、余佳（唯）れ亦た女（汝）を**弇**（攻）乍（作）し、余亦た佳（唯）れ**折**（折）**毀**（毀）して女（汝）に兌

(説) かん。女(汝) 舊(沖) 子有るに佳(唯) りて、余亦た佳(唯) れ肇(肇) めて女(汝) の惠(德) 行佳(唯) だ穀(穀) 眾び穀(穀) に非ざるを敵(稽) へん。」と。

王曰く、「夔(攝)、穀(敬) せんかな。乃の命を矧(虔) みて聖(聽) け。余既に明(啓) にして女(汝) を劫めて劓(劓) ましむれば、多く朕の言(茲) を日ふとする亡(無) かれ。女(汝) 穀(敬) せざる母(母) かれ。甚だ女(汝) 乃の服を寵たつとぼんと谷(欲) さば、我一人の頤(羞) と爲らざらん。」と。

佳(唯) 九月既望壬午、王(王) 蒿(鎬) 京に才(在) りて、大室に各(位) り、立(位) に即おき、威(威) はる。士(士) 速(速) 白(伯) 夔(攝) を右(右) け、立ちて中(中) 廷(廷) に才(在) り、北(北) に郷(郷) ふ。王(王) 乍(作) 册(册) 任(任) を乎(呼) びて白(伯) 夔(攝) に册(册) 命(命) す、「慶(嗟)。」と。

[現代語譯]

王が言った。「攝を正して慎ませよう。私の卿を輔佐することなく、私は民の平安を作り上げることなく、使える者のいないことを悲しく思う。私は晝夜なく憂え、ひたすら煩っている。私は四方に光り輝き、廣く統治して綻びがない。我が國の善悪、および大小さまざまな命令を深く與えるものである。よってやはりお前の身を占ってさいわいあり、吉と出た。」と。

王が言った。「攝よ、今私は命令を明らかにして言おう。「最初に私の命令を下達し、そして今民衆は初めて大いに安らかでなくなり、……怨みを……、四方の大小の國々があり、役人が訴訟のあることを告げよ。」と。(だが) 今急ぎ報告することはない。お前は(私と) 心を同じくしないわけではないから、お前を行かせよう。」と。

王が言った。「攝よ、慎め。ただ王の一族を塞ぐことなく、従事していることを取り替えることなく、お前の職務に勤め慎むように。」と。そして言っ

た。「お前は職務と王命とを守るように。お前は王の一族であるとはいえ、お前の勢威は模範と名聲とによるのであり、単にお前の勢威だけではないから、お前を規範となる教えに勤ませよう。お前は（職務の中でやるべきことを）選抜し、お前は王命をあわせ行い、王命をあわせ行って力を盡くすように。お前は慎み、お前の職務を恭しく慎重に行うように。お前は私を頼りながらとどめて「そなた我が子よ」と言わせることのないように。そして四方（=天下）が「大いに弱体化して民がない」と言えば、そこで私の職務を慎んで行うように。今また大いに堪えてお前の職務に慎めるように。お前の職務は他にない、お前は（私の）言葉の管掌者であるように。お前の職務を言うように。私は變わることがない。また行いのだらしない者であっても恭しく慎しみ、従わない者を従わせるよう、お前は従事せよ。民が心を同じくして序列を敬うことがなかったとしても、その子供のようなことを侮ってはならない。やもめを痛ましく思い、民を慈しみ、慎んで細心に畏れ、民に恭しく接して年長者を敬うようにさせよ。お前は自分の職務を怠ってはならない。學問を敬い祭祀を尊び、それらのことに従わずにあれこれ服従しないことがあってはならない。お前は日夜道德を實行しないことのないようにし、私の命令を實踐せよ。お前が調和しようと望み、かつ事が成就して私が位にあるということがなければ、お前の身で任意にお前の正統な王命を用いることができないわけではない。お前は私に報告し、お前はこれ（王命）から一話一言をも退けてはならない。お前はこれ（王命）をほしいままにしてはならない。（王命の）言葉は明白だから、耽溺してはならず、節制しないことがあってはならない。また私の命令があり、お前には王命の正しきがあり、正統性があり、またそれらによる幸がないように振る舞うように。お前が私の命令を損益する場合、（私は）迎合しないように望むから、常に王命を私に報告せよ。そこでまたはかりごとを始めると、私をとどめて逆らう（こともあるが）、このことは君子が正しい心を保った場合にのみ正しいのである。お前は相談を始めて幸がなく、そこで後悔

する。そこで統治が限界に達すれば、お前は子孫が學ばないことを正すように。お前だけではなく、私の心を心配させることを恐れよ。」と。

王が言った。「攝よ、お前は子供ではあるが、私は既にお前の職務を設定した。お前は酒に溺れてはならない。人々に（攝ではなく）周王の方に徳があるように思わせてはならない。「朋黨を組んではならない。」という。仲間が多ければ、稀に連れ立って日夜慎むようにしながら、共に怠惰が度を超さないことはない。稀に連れ立って威儀の徳を學ぶがために、共に亂れることが頂點に達しないことはない。」と。

王が言った。「攝よ、私の輔佐者には職務があり、私は心と徳とを（お前のそれと）異なるものとするのを嫌悪するので、（輔佐役を）やめるのでなければ私に従うように。また今、子供であるお前は私を主君とし、お前が大小（の命令）を聞き知って幸いのないことがある。お前は倦んだり度を超したりすることがあれば、お前は私の言葉にたどり着いて、子供であるお前は功勞（を擧げる方法）に従っていないことを知るように。つまりまだお前の常規に遭遇していないのである。お前は穩やかであるように。ただ恭しく威儀あるように。法規によって私は位にある。お前はこの常規を用いるように。お前がそうでなければ、（統治に携わる）人であるお前は民の善惡を聞くことがないことを知るべきがない。お前の身は聰明で慎み深くあるように。お前は慎みがなく誠実でない者を用いようと思つてはならない。」と。

王が言った。「攝よ、ああ、お前は子供ではあるが、今私は明らかにお前に命令を下し、お前は慎んで服従している。お前は傲慢であつてはならない。訴訟があつてもお前は進物を受け取つてはならない。民には聰明さがないので、民はお前の言うことを聞くだろう。子供であるお前は進物を受け取らず、私に報告せよ。訴訟がなければ、徳のみ受け取るように。（徳を）受け取りいただいて大いなるまことがあり、よきことはとこしえであらう。その上でお前が再び進物を受け取つたならば、お前は慎んで私に報告せよ。」と。

王が言った。「攝よ、私は初めてお前を用いよう。お前は貪欲であってはならない。長期間驕り高ぶって徳を斷ち切ってはならない。(そうなれば) お前は世繼ぎであるから、ただ私だけが憂えることになる。」と。

王が言った。「攝よ、お前は全てにわたって私の命令を用いよ。私は愼んで教えよう。民が共に興起することによってお前が評判になり、お前を敬い味方になるのである。それは次の通りである。「穩やかで明らかであり、常人ではない者(=周王)を受け入れると、王の子は全てにわたって王の教えと學問とを用いるであろう。威儀はこのように(立派に)なるから、我ら民草は従おう。」と。民はこのように言う。私はどうして頼ろうか。そこでこのことを知ってこの言葉を聞くように。私はどうして頼ろうか。そこでお前の身を高く戴くと、私は永遠に安定して在位することであろう。もし知ることができずに私の命令や教えを用いれば、民は共同で恨みを起こしてお前を憎むだろう。お前を憎悪すれば、私の命令にそむくことを嘆かなくなるから、子供であるお前を辱めるだろう。」と。

王が言った。「攝よ、人は多言なものだが、私のみ口数が少ない。私がお前を戒め教え、私がお前を磨き上げ、私がお前を咎めて告げよう。お前は子供であるから、そこで初めて私はお前の徳行の良し悪しのみを考えるようになるのである。」と。

王が言った。「攝よ、愼め。お前の王命を愼んで聞くように。私は既に明らかに諭し、お前を正して愼ませたので、私がこう言うと言い過ぎることのないように。お前は愼まないことがあってはならない。お前が自分の職務を崇めようと望めば、私の恥辱となることはないであろう。」と。

九月既望壬午の日、王は鎬京におり、大室を訪れ、定められた位置につきおわった。士逵が伯攝を輔佐し、中廷に起立して、北向きになった。王は作册任を呼んで伯攝に册命して、「ああ。」と言った。

[注]

【1】「劓」について。整理者は、李學勤 1999: 78 が戎生編鐘「劓遣」、晉姜鼎「嘉遣」と比較してこれを「嘉」の省體とすることを引用する。

王寧 2018a 第 5 樓の水之甘は「詰」に讀む。

石小力 2018 は次のように論ずる。清華簡『說命下』簡 7-8 に「王曰：「斂（説），余既諷（諛）劓（劓）詘（恣）女（汝），思（使）若玉冰，上下罔不我義（儀）。」」とあり、整理者は「諷劓詘」を「諛劓恣」に讀んでいる。ここの「劓姪_訓」も意味がそれと同じで、『書』酒誥に「汝劓恣殷獻臣」「厥誥恣庶邦庶士」とあって誥戒する意である。「諷」は「規」に讀めて戒める意で「諛」とは異體字の可能性はある（只聲の字と支聲の字はしばしば通用する）。「姪」（定紐質部）と「諷」（章紐支部）はいずれも古音の聲紐がいずれも唇音で、韻部はやや遠いが意味は近い。

王寧 2018a 第 44 樓の暮四郎は石小力 2018 に従う。

王寧 2018b は如字に讀んで「劓恣」は戒める意の東周以降使用されなくなった殷周時代の古語と、「劓姪_攝」で姪の攝に訓戒する意とする。そして『書』立政「其克詰爾戎兵」、孔傳「詰，治也。』『周禮』天官冢宰大宰「五曰刑典，以詰邦國」、鄭注「詰，猶禁也。」などを引用し、酒誥で「誥恣」にも作るのは「詰」の誤りとし、「劓（詰）」「戒（誠）」は見紐雙聲で通假すると述べる。

蕭旭 2018 は石小力 2018 に従い、次のように述べる。石小力が「諷」を「恣」の修飾語とするのが正しい。この「劓」と戎生編鐘「劓遣」のそれとは用法が異なり、『爾雅』「劓，固也。』『廣雅』「劓，勤也。」等とあり、「劓」は刻苦勉勵して力を入れる意であり、「固」字と同義である。「劓」「仡」も一聲の轉であり、『晏子春秋』内篇雜下「仡仡然不知厭。」とある。清華簡『厚父』「劓（績）」、清華簡『子産』「劓」も勤苦用力の意である。「姪」は「緞」に讀み、字は「致」「侄」にも作り、堅固の意である。『廣雅』「侄、固、攻、牢，堅（王念孫による）也。」とある。「劓姪」は同義複詞で、斷固としての意であ

る。「恣」は告誡に訓ずる。「劫姪(恣)攝」は、斷固として伯攝に告誡することを厭わない意である。『書』酒誥「劫恣殷獻(賢)臣」とあり、「劫」字は單用され、僞孔傳「劫, 固也」、蔡沈集傳「劫, 用力也」とあり、いずれも誤りではない。『書』酒誥「厥誥恣庶邦庶士」の「誥」も告げる意であり、「誥恣」は同義複詞で、戒め告げる意であり(王引之『經義述聞』卷四)、「誥」は「誥(劫)」の誤りではない。清華簡『說命下』「余既誥(劫)詘(恣)女(汝)」の「誥」は「耆」に読み、睡虎地秦簡『司空律』「耆弱相當。」について裘錫圭2012は「耆」を強い意とし、「強」も「固」「堅」の意である。その本字について朱駿聲『說文通訓定聲』「耆, 段借楷, 或曰借爲駘。」とあり、後の説が正しく、『說文解字』「駘, 馬彊也。」「太平御覽」卷386引通俗大(文)「強健曰駘。」王仁昫『刊謬補缺切韻』「駘, 強。」とある。この字は「伎」にも作り、『法言』重黎「始皇方虎捫而梟磔, 噬土猶腊肉也, 越與亢眉, 終無撓辭, 可謂伎矣。仕無妄之國, 食無妄之粟, 分無妄之橈, 自令之間而不違, 可謂曲矣。」汪榮寶『法言義疏』卷十四「伎讀爲駘。……伎曲相反爲義, 謂彊而終屈也。」とある。

梶福林2020も「劫姪恣」を『書』酒誥の「劫恣」と関連づけて告戒の意とする。

筆者注：冒頭から解釋の難解な文が現れるが、文脈上訓戒する意にとりたいところである。『書』酒誥の「劫恣」は慎む様子を表す。ここを「劫誥(誥)恣」と読んで「誥」を正す意の動詞ととれば、「劫(つと)めて誥(ただ)し恣(つつし)む」というふうに訓讀できるか。ひとまず石小力2018に従って讀んでおく。

「姪」について。整理者は如字に讀んで兄弟の子の意とする。

石小力2018はこれを「誥(し)」に讀む。

王寧2018a第44樓の暮四郎は「姪」(質部定母)を「示」(脂部船母)に讀

み、清華簡『周公之琴舞』簡3「示告余顯德之行」の「示」は告げる意で、「至」の上古音は『儀禮』聘禮「義之至也」、鄭注「今文至爲砥」、上博楚簡『緇衣』簡1-2「以眡示民厚」のように「氏」聲の字としばしば通じ、『説文解字』は「眡」を「視」の古文とするという。

子居 2018a は石小力 2018 に従い、この前後を「王曰：劓識恣，攝。」に讀む。

許兆昌 2020 は「劓」の同義語もしくは「恣」の修飾語であり、親族稱謂の姪ではなく、省略可能とする。

晁福林 2020 は「至」に讀む。

夏含夷 2021 は整理者に従う。

「𠄎」について。整理者は『爾雅』釋詁、『説文解字』、『漢書』孟康注がこれを「愼」に訓するが、『廣韻』が「告」に訓するのがよいといい（『經義述聞』「女典聽朕恣」條）、「恣」に讀む。

王寧 2018a 第5樓の水之甘は「斐」に讀む。

許兆昌 2020 は「劓姪恣」は西周金文に見える「劓恣」のことで、戒め告げる意とする。

「𠄎」について。整理者は「攝」に讀んで次のようにいう。この字は郭店楚簡『緇衣』「攝以威儀」に見えるが、ここは册命の対象である。本篇末に「伯攝」とあって嫡長子であることを示し、本篇中ほどに「王子」とあり、また王が「高奉乃身」等というから、これは懿王の太子である夷王燮かもしれない。「攝」「燮」はそれぞれ書母葉部、心母葉部で、通假し得る。本篇の周の天子は孝王辟方であり、『史記』周本紀は孝王を共王の弟とし、『同』三代世表、『世本』は懿王の弟で夷王の叔父としており、後者が信用できる。書序に「穆王命伯冏爲周太僕正、作冏命」とあり、『尚書大傳』、『史記』周本紀、『漢書』古今人表、『説文解字』等は「伯𠄎」に作り、「𠄎」は「𠄎」字の誤りである。上博

楚簡『緇衣』『攝以威儀』では「攝」を「𠄎」に作り、「罔」字はこれに基づいているのかもしれない。書序のいう穆王命太僕については、司馬遷が穆王即位初年に命じたことをいい、恐らく伏生以来『尚書』學者が繼承した説であろう。

馬楠 2018 は上記説明を補足して、この字が下旁が「大」「矢」「立」として金文や楚簡によく見えることをいう。

賈連翔 2018 は、郭店楚簡『緇衣』のこの字を裘錫圭が「聃」聲に従い、古音の近い「攝」に讀むこと（『郭店楚墓竹簡』：137）を引きつつ、『偽古文尚書』罔命に關連づけてこれを「𠄎」「罔」に讀み、『史記』周本紀等に見える「𠄎命」の「𠄎」を「𠄎」の、書序等の「罔」を「𠄎」の誤寫とする。そして本篇を西周穆王期の作とする。

程浩 2018a も「𠄎」「罔」を誤寫として簡文が本來の正しい字とする。

陳民鎮 2018a は文献による直接の證據がないとしつつ、これを夷王とする整理者らの説が有力であることを述べる。

王寧 2018c は文字については賈連翔 2018、その人物の推論については整理者に従う。

子居 2018a は高亨 1989: 635-637 により、「洩」「棗」「聃」の音が通じることから、この人物を太子洩父、後の東周桓王とし、『史記』周本紀「五十一年，平王崩，太子洩父蚤死，立其子林，是爲桓王。」を引用する。

劉信芳 2018a は、冒頭と末尾の内容からみて簡文と『書』罔命の内容には違いが大きく、これらは異なる文献であり、資料の乏しい現状で『攝命』と『書』罔命の關係を議論する意味はないとする。

許兆昌 2020 は整理者を否定し、ここの「王曰劓姪瑟攝」を王が攝に訓戒する意として、王と攝の叔姪關係を示す根據とはならず、また簡 27「王子」（周文王）、簡 27「高奉乃身」（周王自身の謂）の解釋からもそれが裏付けられるとする。

晁福林 2020 は整理者の解釋に従い、王太子變のこととし、「王」をその父で

ある懿王とする。

筆者注：『攝命』については、劉信芳 2018a の議論が妥当である。攝の人物比定についても断定するのは時期尚早であろう。

【2】「亡」について。整理者はこれを如字に讀む。

王寧 2018a 第 53 樓の易泉は「無」に讀む。

「𠄎」について。整理者は「𠄎」に隸定して「承」に讀む。

王寧 2018a 第 38 樓の許文獻は「丞」に讀むのではないかという。

王寧 2018a 第 53 樓の易泉は整理者に従う。

王寧 2018b は「奉」の意とする。

劉信芳 2018a は「繼」の意とする。

寧鎮疆 2019 は『詩』魯頌閟宮「龍旂承祀，六轡耳耳。」『左傳』文公十五年「君之先臣督得罪於宋殤公，名在諸侯之策。臣承其祀，其敢辱君。」『禮記』中庸「使天下之人齊明盛服，以承祭祀，洋洋乎如在其上，如在其左右。」等を引用し、祭祀を受け繼ぐ意とする。

夏含夷 2021 は許文獻と同様に「丞」に讀む。

筆者注：清華簡『成人』簡 26 にもこの字が見え、そこでは「𠄎（承）」に隸定されている。ここも隸定はそれに従う。

「郷」について。整理者は「往」「昔」に訓じ、『書』大誥「洪惟我幼沖人……弗造哲迪民康」を引用し、自分が賢人を用いて民を安定させられないことをいう。

王寧 2018a 第 38 樓の許文獻は金文で「郷」「卿」の字形が近く、これを「卿」に讀んで「輔佐之士」に訓ずることができないかと述べ、この前後の文章では周王が身邊に自分を輔佐する優秀な人材がいなかったことを嘆いており、それ以下にある、順調に政治を行えず國事を心配する状況に對應するとする。

王寧 2018a 第53樓の易泉は「享」に読み、『書』康誥「無我殄享」を引用する。

王寧 2018b は許文獻に従い、「亡承朕卿」で私にかしずかぬ百官の意とする。

劉信芳 2018a は整理者に従い、「亡承朕郷」で自責の言葉で、以下、經驗教訓、攝を冊命する背景、攝が受命する責任の所在を述べるという。

寧鎮疆 2019 は師詢篇「王曰：師詢，哀哉，今天疾畏降喪，首德不克父，故亡承于先王。郷汝僕純恤周邦，綏立余小子，載乃事。」（集成4342）を引用し、これを郷祭・郷祀の「郷」として易泉に従い、師詢篇の句讀も本篇に合わせて「……亡承于先王郷。……」とすべきだとする。そして「亡承朕享」は伯攝が社稷の重任に堪えられない意で、その直後の文がその理由を解説しているとして、この後に冒號を入れる。

晁福林 2020 は寧鎮疆 2019 と同じく「亡承朕郷」を、社稷の重きを引き継ぐことができない、の意とする。

夏含夷 2021 は許文獻に従う。

筆者注：如字に読む説と「卿」の假借字とする説に大きく分かれ、この読みによって前の「𡗗」字の解釋も影響を受ける。ひとまず前段で現状の課題を述べているものと考え、許文獻に従って読んでおく。

「造」について。整理者は如字に読む。

劉信芳 2018a は詣・至の意とする。

「余弗造民庚」について。整理者は「余弗造民康」に読む。

王寧 2018b は整理者に従いつつ、「余弗造」を「弗造余」と同義とし、「民康」の前に『書』大誥「洪惟我幼冲人嗣無疆大歷服弗造哲迪民康」の「迪」に類する字が脱落しているとする。そして「亡承朕卿余弗造[迪]民康」で、それら私にかしずこうとしない百官は私に服して人民を安寧にしようとは決して

しないの意であり、周王が獨力で支え難いため、以下「余亦愍窮亡可使」とあると述べる。

「𠄎」について。整理者は「曼」に読み、長い意とする。

鄔可晶 2018 は『説文解字』「𠄎，營求也。从曼、从人在穴上。商書曰：高宗夢得說，使百工𠄎求，得之傅巖。」を引用し、これを「𠄎」の古體で、穴に従う曼聲の字とし、「遠」「長」の意とする。その上で「𠄎」に読み、『詩』邶風擊鼓「于嗟洵兮」、『經典釋文』は『韓詩』が「洵」を「𠄎」に作ることをいい、いずれも「遠」に訓じ、清華簡『說命』「句（洵）求」の「句（洵）」は『説文』が「𠄎」に作ることから「𠄎」「𠄎」は音が近いことを指摘する。そしてここは「𠄎」「窮」が連用されており、周の天子が己の孤獨困窮して派遣する人がいないことを嘆いていると述べる。また清華簡『筮法』簡 43 の「𠄎」字はこれと無関係とする。

王寧 2018a 第 46 樓の暮四郎は「穴」に従う「𠄎」聲で用例が集成 6005 に見え、その音は號叔旅鐘（集成 238-244）「𠄎（𠄎）」・大克鼎（集成 2836）「𠄎」に近いという。そこでこれを「愍」に読んで憂難に遭遇する意とし、『逸周書』諡法解「在國逢難曰愍，使民折傷曰愍，在國連憂曰愍，禍亂方作曰愍」を引用し、「愍」「窮」を近義連用とする。また清華簡『筮法』簡 43 の「𠄎」は、楚簡の「穴」に従う字が「𠄎」に書かれることから（郭店楚簡『成之聞之』簡 14・新蔡楚簡甲三 404・同乙四 125 の「窮」字等）、これと同一字とする。

王寧 2018b は暮四郎の讀みに従いつつ、『説文解字』「𠄎，𠄎，不見也。一曰𠄎，不見省人。」徐鍇注「室無人也。」段注「𠄎與鼻音義皆同。毛詩「綿綿」，韓詩作「民民」。按綿綿民民皆謂密也。」「爾雅」釋詁「泯、滅、空，盡也」を引用し、「𠄎」「泯」「滅」は音義が近く、簡文の「𠄎窮」を同義連用とし、この字を「𠄎」の異體字として「愍」に読んで憂慮の意とする。

筆者注：ここは字形と金文の用例からいって暮四郎の理解がよいか。「愍窮」で王が自分の状態を憂いていると考えておく。

「窮」について。整理者は苦しんで志を得ない意とする。

鄔可晶 2018 は「窮」に讀む。

王寧 2018b は、これは『詩』周頌閔予小子「閔予小子，遭家不造，嬛嬛在疚。」毛傳「造，爲。」鄭箋「造猶成也」の「嬛嬛」に相當し、ここは困窮して助けのない意とする。

筆者注：清華簡『四時』簡24に「窮（窮）」字があり、ここもそれに準じて讀んでよからう。

「亡」について。整理者は如字に讀む。

王寧 2018a 第47樓のborisは「罔」に讀み、『尚書』咸有一德「后非民罔使，民非后罔事。」を引用する。

【3】「晝夕」について。子居 2018a は「晝夜」に讀み、西周後期の猷簋が初出であり、本篇が早くとも西周後期の成立を示すとする。

「難」について。整理者は「勤」に讀み、『説文解字』はこれを堇聲とし、簡文の4箇所の當該字は全て「勤」に讀むことをいう。

許文獻 2018a はこれが「黃」ではなく「堇」に従い、古音も離れており、楚簡では多く「歎」「懋」に讀まれることから（張富海：284-290）、本篇でもここを始めとして簡5・6の當該字を「懋」に讀んで恭敬の意、簡8も同様に讀んで戒愼の意とする。

蕭旭 2018 は許文獻 2018a が「戒愼」の意とするのに従い、その本字は「懋」であり、『説文解字』「懋，敬也。」を引用して「敬」「愼」の意味が關連することをいう。

子居 2018a は「虔」に読み、清華簡『封許之命』簡 5「虔恤王家」を引用する。

劉信芳 2018a は整理者に従い、『書』召誥「上下勤恤」、『國語』周語上「勤恤民隱」を引用する。

筆者注：この前後は本篇全體の前置きとして、王が苦境にあることを説明する部分である。よって整理者の読みでよい。

「邛」について。整理者は如字に読む。

蕭旭 2018 は「愼」の意であり、また「恤」にも作り、音は「謚」「溢」に轉じて（王引之『經義述聞』卷三）「陷」に読むといい、毛公鼎（集成 2841）の「湛」字は「沈」に読んで「陷」と意味が近いと述べる。

「難邛」について。整理者は「勤邛」に読み、『書』召誥「上下勤恤」、『國語』周語上「勤恤民隱」を引用する。

「竄」について。整理者は「湛」に読む。

劉信芳 2018a は抱小 2018 を引用して、簡文の「竄囙」・清華簡『封許之命』「囙童」・毛公鼎「囙湛」（集成 2841）が同一語の異なる書寫形式とする。

「囙」について。整理者は如字に読む。

蕭旭 2018 は「溷」に読み、俗に「混」「渾」に作り、混雜・雜亂の意と述べる。

子居 2018a も蕭旭 2018 同様に読む。

「竄（湛）囙才（在）慙（憂）」について。整理者は「湛囙在憂」に読み、毛公鼎「囙湛于艱」（集成 2841）を引用し、「在憂」を「在疚」のような意味と

して、『詩』閔予小子「閔予小子，遭家不造，嬛嬛在疚」、『左傳』哀公十六年「旻天不弔，不憇遺一老，俾屏余一人以在位，瑩瑩余在疚」を引用する。

劉信芳 2018a は國君が天下を憂う意とする。

筆者注：ここも難讀であるが、周王の嘆きの言葉が續くと考えられる部分であるから、ひとまず整理者に従い、毛公鼎の銘文や『詩』周頌閔予小子の詩句に引きつけて讀んでおく。

【4】「闕于四方」について。整理者は「横于四方」に讀み、『墨子』兼愛下が泰誓を引いて「光于四方」とあり、『書』堯典「光被四表」について『漢書』王莽傳・後漢書』崔駰列傳等が「横被」に作り、孔傳が「被」を「充」に訓ずることをいう。

王寧 2018b は整理者の引用を批判して、この字が『玉篇』では叱終切、『集韻』で枯光切であり、いずれも「門闕」に訓じており古訓ではなく、『爾雅』釋畜「在背，闕廣」、『經典釋文』「廣，音光」とあるように「廣」の異體字で「光」音と通假するから、「光」「横」は「廣」の意であるといい、「光被」「横被」は「廣被」であり、孔傳の訓は根據がないと述べる。

子居 2018a も「光」に讀む。

「窓」について。整理者は「宏」に讀み、大の意とする。

「臂」について。整理者は「父」に讀み、治の意とする。

筆者注：清華簡『四告』簡32に「余易在辟司以崇懿德，用臂（父）庶艱」とあり、ここもそれに據り整理者に従っておく。

「誼」について。整理者は「斃」に讀み、敗の意とする。

陳民鎮 2018b は他人の見解と斷わりつつ（筆者注：劉信芳 2018a か）、『書』太甲中「朕承王之休無斃」、傳「王所行如此，則我承王之美無斃。』『書』

微子之命「世世享德，萬邦作式，俾我有周無斁。」『書』周官「永康兆民，萬邦惟無斁。」を引用し、これを「射」にも讀めるといい、『詩』大雅思齊に「無射」「無斁」が見えることを指摘する。

王寧 2018a 第 70 樓の王寧はこれが清華簡『殷高宗問于三壽』の「言」「亦」からなる字の異體字で「赦」に用いられ、上博楚簡『季康子問於孔子』では「夜」が「赦」に用いられており（白於藍 2017: 691）、この字も「赦」に讀むべきであるとし、『說文解字』「赦，置也」、段注「赦與捨音義同，非專謂赦罪也。後捨行而赦廢，赦專爲赦罪矣。」を引用する。そして「亡赦」を「無捨」「不捨」のこととする。

子居 2018a は「釋」に讀んで廢棄する意とする。

劉信芳 2018a は『詩』大雅思齊「不顯亦臨，無射亦保。」を引用し、「無射」を治世・盛世の頌辭とし、上博楚簡『莊王既成』簡 1-2「莊王既成無射，以問沈尹子莖曰：吾既果成無射，以共春秋之嘗，以待四鄰之賔客，後之人幾何保之。」も治世の偉業を成就したことであると述べる。

筆者注：前の文で自分の置かれた苦境をいい、ここで一轉して自らの治世の輝きをいう。本來あるべき姿を示したものと解したい。『書』洪範にも「帝乃震怒，不畀洪範九疇，彝倫攸斁。」僞孔傳「斁，敗也。」とあり、整理者に従って讀んでおく。

【5】「甚余」について。王寧 2018a 第 23 樓の ee は「堪予」に讀んで堪えて與えることができる意とする。

王寧 2018a 第 26 樓の悦園は前の文に續けて「無斁甚余」に讀み、簡 18「有斁有甚（湛）」と對になると述べる。

王寧 2018a 第 48 樓の暮四郎は、毛公鼎「虢許上下若否，越四方」（集成 2841）と非常に密接な関係があり、「甚余」「虢許」は同一の語を異なる形で書いたもので、「甚」（侵部禪母）・「虢」（鐸部曉母）の古音は遠いが、「余」（魚部喻母）・「許」（魚部曉母）は近く、「余」聲の字と「午」聲の字も間接的に通

假し得ると述べる。そして清華簡『芮良夫毖』簡3「簡鬲（歷）若否」の「簡」（元部見母）、「歷」（錫部來母）について、「歷」「鬲」の音は近く、また傳世文獻で魚部と月部の字は通假し、舌根音を聲母とする字と來母の字とはしばしば關係し、「簡」「余」の音は近いから、「簡歷」は「甚余」「鬲許」と同じであり、また「簡歷」は「簡歷」でもあって、この種の倒置は傳世文獻によく見えるという。

王寧 2018b は、ここは倒置されていて本來は「我邦之若否粵小大命」の後に置かれ、「甚」を超過の意とし、ここの文を、我が國の善惡の事柄から大小の政令のはなはだ多いことに至るまで、私の堪えられる限度を超えた、の意味とする。

子居 2018a は後者を「餘」に讀んで憂慮の意とし、『楚辭』七諫諷諫「心餘憚而煩冤兮，蹇超搖而無冀。」王逸注「餘憚，憂愁貌也。」『玉篇』心部「餘，丑慮切，憂也。」を引用する。

劉信芳 2018a は「甚」を過・深の意とし、この前後は前の「無射」の狀況が國を包んでいることの「若否」、小大の命、それら全てが小康正道を進んでいることをいうとする。

筆者注：ここも理解しにくく、諸家、個々の語にとどまらず文脈の解釋が分かれる。統治を讚える文の續きで、この後でトして吉となっているから、それらに挟まれたこの句はプラス方向の意味ではあろう。そして「我邦之若否」以下を目的語とする動詞にとりたいところである。そこで本篇簡18同様「湛」に讀んで深い意とし（劉信芳 2018a は明記しないがそういう意圖か）、「余」を ee 同様に與える意の「予」に讀み、先の「宏」に對應しているとしておく。

「若否」について。整理者は「小大」と共に金文によく見えるという。

子居 2018a は、この表現が見えるのは西周後期の毛公鼎が最も早く、それ以外は春秋戰國時代の器であり、また清華簡『厚父』『芮良夫毖』にも見える

が、それらも春秋前期・末期の成立であり、本篇の成立は西周後期を遡ることはないと述べる。

筆者注：『詩』大雅烝民「邦國若否，仲山甫明之。」鄭箋「若，順也。順否猶臧否，謂善惡也。」とあり、ここも善惡の意味でよい。

「𠄎」について。整理者は「越」に読み、『尚書』に多く用いられる連詞（接續詞）とする。

王寧 2018b は接續詞の「粵」に読む。

「少」について。整理者は「小大」に読む。

【6】「𠄎」について。整理者は「肆」に読んで『爾雅』釋詁「肆，故，今也。」を引用し、『尚書』で「肆」字は句の冒頭で結果を表すことが多いという。

「𠄎」について。整理者はこの字は不明であり、その上半部は金文の「𠄎」と同じだから、「卦」に読むかもしれないと述べる。

王寧 2018a 第 28 樓の王寧は、食に従う畫の省聲で「畫」に読む。また「𠄎」字として食に従う盡の省聲で「盡」に読み、「盡猷」「盡圖」で方法の意かもしれないという。

王寧 2018a 第 49 樓の斯行之は、ここを整理者のように「卦絲」に読むと卦爻辭の意味になり、それは占いの後でできるものだから文意には合わないといひ、これを簡 20・23・25 の「𠄎」字の誤寫として「始」の意とする。

王寧 2018b は次のように 2 種類の解釋を示す。第一は、食に従う畫の省聲で「畫」に読み、『廣韻』「畫，計策也。」とある。次の「猷」は傳世文獻では「猶」字が用いられ、『說文解字』猶字の段注に「釋詁曰「猷，謀也。」釋言曰「猷，圖也。」召南傳曰「猶，若也。」說文「圖者，畫也，計難也。」謀者，慮難也。圖謀必酷肖其事而後有濟，故圖也、謀也、若也爲一義。周禮「以猶鬼神示

之居」，猶者，圖畫也。」とある。「畫猶」で同義連用となり、計畫の意味である。第二は、「盡」字で、甲骨文の「盡」はもと器を磨く形で食物を食べ盡くすことを表し、「盡猷」の意味は『晉書』列傳第四十九「内盡謀猷」の「盡謀猷」や『史記』范雎蔡澤列傳「使臣得盡謀如伍子胥」の「盡謀」に近い。ここは方法を考え盡くす意になる。

王寧 2018a 第72樓の王寧は「養」「養」等はいずれも形聲字で、これは食に従う聿聲であり、傳世文献によく見られる虚詞「聿」として「肆余聿猷ト乃身休」に讀むのがよいかという。

子居 2018a は、整理者の述べる「𦉳」字は西周宣王期の卅三年述鼎（銘圖02503-02512）に見えることをいう。

許文献 2018b は郭店楚簡『語叢一』簡14や上博楚簡『仲弓』簡20等の「盡」の字形からそれとは無関係であり、字形上「𦉳」字の誤寫の可能性も低く、またこの字の上部は楚文字の「聿」に似て非なるものであるといい、これは「𦉳」の異體字で、その上旁は「𦉳」、下旁は「𦉳」であるとする。そしてこれを「簋」に讀んで禮器のこととし、「肆余簋」で、私が準備した簋を設ける、の意味として、『詩』大雅行葦「戚戚兄弟，莫遠具爾，或肆之筵，或授之几。」毛傳「肆，陳也。』『周禮』地官舍人「凡祭祀，共簠簋，實之陳之。」鄭玄注「方曰簠，圓曰簋，盛黍稷稻粱器。」等を引用する。

王寧 2018a 第93樓の心包は、「食」に従う「𦉳」の省略（𦉳簋（集成3912・3913）、もしくは「食」「又」に従う字（仲猷父盤「用夙（熟？孰／篤？）A仲氏羞」（金文總集6753）のA字が「言」「又」「食」に従い、通常動詞「飽」に釋されるがここでは無理である）と考える2種類の可能性をいう。

劉信芳 2018a はこの上部が簡1「畫」と同じ形であり、『説文解字』は「畫」を「從畫省」とし、この字は食に従う畫の省聲、「畫」の異體字であり、龜トの畫龜を表し、「兆順食墨」によって作られた字とする。そして『書』洛誥「我乃ト澗水東，灑水西，惟洛食。我又ト灑水東，亦惟洛食」、僞孔傳「ト必先

墨畫龜，然後灼之，兆順食墨。』『左傳』閔公二年「成風聞成季之繇」、杜注「繇，卦兆之占辭。』『爾雅』釋詁「繇，於也」、郭璞注「繇，辭。」邢昺疏「卦兆之辭也。」を引用し、簡文「畫繇」は周公が「卜澗水東，澗水西」「卜澗水東」した畫龜に類し、これを灼いて兆を現し、兆は食墨に順い、「乃身」に向かうことを指すと述べる。

王寧 2018a 第 95 樓の許文獻は心包の提示した可能性について、張崇禮「釋古文字中的“畫”和“彫”」（復旦大學出土文獻與古文字研究中心、2012 年 12 月 8 日 <http://www.gwz.fudan.edu.cn/Web/Show/1970>）が舛篋のその字を「彫」に釋して「敦」に讀んでいるが、「聿/父」字と「周」の音の關係が問題となり、「規」「畫」から考えると（陳劍 2017・李守奎 2016）、食旁をどう解するかも難題であるし、また「飽」に讀む説についても、西周金文からいえばその初文は「伏」に従い（乍冊矢令篋（集成 4300）・弭仲篋（集成 4627）、「伏」「又」の字形にどういう關係があるかも考えねばならないし、金文總集 6753 の字は「飽」字ではないだろうと述べる。

王寧 2018a 第 96 樓の心包は、金文總集 6753 の字は罍叔盨（銘圖 5655）「用𪔐稻稬糯梁」の「𪔐」と關連があり、恐らく同一の語であるから「飽」に讀む（謝明文 2015）のは疑問であり、或いは「醢」の異體字であろうかという。

王寧 2018a 第 101 樓の王寧はこれが「侑」との關連性を示唆する。

王寧 2018a 第 105 樓の心包は、蔡侯盤で以前「整肅」の「肅」と讀まれていた「言」「食」「又」に従う字についてはそれが「言」に従い、「聿」形が省略されて「又」になることはあり得るし、これも「肅」に讀めるかもしれないという。

筆者注：これも難讀字であり、諸説紛々としている。ひとまず王寧が「聿」に讀むのに従うが、ここは助字「これ」として解しておく。

「猷」について。整理者は「繇」に讀み、『書』大誥「我有大事，休，朕卜并

吉。」を引用する。

王寧 2018a 第 28 樓の王寧は「圖」に訓じ、「畫圖」で計畫・畫策の意とする。

王寧 2018a 第 49 樓の斯行之は、如字に讀んで語氣を強める虚詞（沈培 2004: 222）とし、「肆余載猷ト乃身」で、私はここで確かにお前に卜問することを始めたの意味とする。

許文獻 2018b は「猶」（～でさえなおの意）に讀む。

筆者注：ここは許文獻 2018b に従い「猶」に讀むが、副詞「やはり」の意とする。

「乃身」について。整理者は如字に讀む。

劉信芳 2018a は攝のこととする。そして『書』大禹謨「禹曰：枚ト功臣，惟吉之從」、僞孔傳「枚謂歷ト之，而從其吉。」を引用し、ここは畫龜を某に預け、某は兆によって神意を解するという。

「肆（肆）余畫猷（繇）ト乃身，休，ト吉」について。整理者は「肆余畫繇ト乃身，休，ト吉。」に讀む。

王寧 2018a 第 28 樓の王寧は「肆余畫猷，ト乃身体，ト吉」に讀み、今私は計畫してあなたの身の幸いをトすると、その結果が吉と出た、の意味とする。王寧 2018b でも同じ句讀と解釋（「畫猷」は第 1 説の場合）である。

許文獻 2018b はこれを「肆余簋，繇ト乃身，休，ト吉。」に區切って讀み、私はなお恭しく慎んで簋などの禮器を設け、これより後、ようやく我が身の占いを始めて、もし結果がよければ、このたびの卜筮は順調に上手くいったことを表すのだ、の意味とする。

【7】「明命」について。整理者はこれが『詩』大雅烝民等に見えることを指摘する。

蕭旭 2018 は『詩』大雅烝民「明命使賦」、鄭箋「顯明王之政教」を引用して

この意味に合わないといい、「明」を「孟」に読んで勉・彊の意、「命」を教え導く、又は戒める意とし、前の「劫姪毖」のこととする。

子居 2018a は西周金文にこの語が見えず、『詩』大雅烝民等の成立は春秋前期であるという。

筆者注：ここは傳世文献の用例に準じて解して問題ない。

「肇」について。整理者は「肇」に読んで發語詞とし、必ずしも「始」に訓ずる必要はなく、『書』堯典に舜が龍に納言の官につくことを命じて「夙夜出納朕命，惟允」とあり、その後にもまた「乃事亡他，汝唯言之司」とあることをいう。

劉信芳 2018c は『集韻』により「肇」と同じとし、『書』舜典「肇十有二州」、傳「肇，始也。」を引用する。

筆者注：清華簡『四告』簡 44「余肇嗣先公」ではこの字を「肇」に読んでいるが、簡文でこれを動詞とすると意味が通じにくい。ひとまず整理者のように發語の副詞として読んでおく。

【8】「虞」について。整理者は「且」に讀む。

王寧 2018a 第 14 樓の ee は整理者を否定し、簡 32 の同字と同様に語氣を表す「嗟」に讀む。

子居 2018a は感動詞「吁」に讀み、『書』呂刑「王曰：吁，來，有邦有土。」等を引用する。

劉信芳 2018c は整理者の讀みに従いつつ、この後に句號を置く。

筆者注：素直に讀めば整理者のようになるが、意味の繋がりがややよくない。だが先に發語の「肇」があるので、ここで語氣を表す助字とするのも文章の形として劣る。ここは接續詞としておく。

「造」について。整理者は如字に讀む。

子居 2018a は「就」に訓じて歸附する意とし、『説文解字』「造，就也。」を引用する。

「不造不〔庚〕」について。整理者は「丕造不〔康〕」に読み、『書』大誥「民不康」「洪惟我幼沖人……弗造哲迪民康」を引用し、ここは「大造不康」をいうとする。また、「不造」を如字に読んで、『詩』大雅思齊「小子有造」について鄭箋が成就に訓ずるように解するかもしれないことをいう。

劉信芳 2018c は「不造」は『詩』大雅文王「不顯」が「顯」であるように「造」のことであり、簡1の同字と同様に「詣」「至」の意とする。

夏含夷 2021 は前後の「不」の字形が明らかに異なることから使い分けがなされているとし、整理者に従う。

筆者注：夏含夷 2021 が指摘するように、前の「不」の下部には「一」があるが、後のそれにはない。整理者もそれによって読みを変えていると考えられる。ただ氏も認めるように、本篇全體を見ると必ずしも使い分けをしているとまではいえない。或いは使い分けになっていない箇所は誤字の可能性もないではない。「不」の読みについては整理者に従い、「造」は「初めて」の意として解しておく。

【9】「四方少大邦」について。整理者は「四方小大邦」に読み、畿外の諸侯をいうとする。そして『尚書』大誥「猷大誥爾多邦越爾御事」を引用し、畿外の「多邦」と畿内の「御事」が並舉される例とする。

筆者注：この句には動詞がなくすわりが悪い。もしかすると直後に文字が補われているように、この直後にも脱字があるかもしれない。

「御事」について。整理者は畿内の王官をいうとする。

筆者注：訴訟が起きていることを報告するわけであるから、「御事庶百」は民衆ではなく、官位にある者を指すと考えるのが穩當であろう。

「庶」について。劉信芳 2018c は『禮記』燕義「古者周天子之官有庶子官，庶子官職諸侯卿大夫士之庶子之卒，掌其戒令，與其教治，別其等，正其位。」『周禮』夏官諸子「諸子掌國子之倅，掌其戒令，與其教治，辨其等，正其位。」を引用する。

「百」について。整理者は如字に讀む。

李學勤 2018a は「伯」に讀む。

王寧 2018a 第 2 樓の王寧は整理者に従い、「百生（姓）」の省略とする。

王寧 2018a 第 4 樓の林少平は李學勤 2018a に従い、『書』酒誥「庶士有正越庶伯君子」について孔傳が「庶伯」を「衆伯」とし、一説に「邦伯」とあることを指摘し、ここはそれではなく、秦の「庶長」（但し後の爵位ではない）に相當する「庶伯」ではないかと述べる。

筆者注：先述の理由により李學勤 2018a に従う。

「又告」について。

筆者注：「百」と「有」の間の空白に小さい字で挿入されている。整理者は「又」を如字に讀むが、重複の意の副詞とするのは文脈上通りがよくないため、しばしば通假される動詞「有」に讀んでおく。

「有𠄎」について。整理者は次のようにいう。金文では「𠄎」「𠄎」「𠄎」等に作り、この下傍の「自」は「火」「口」が結合したものであり、簡文に見える上部に「火」が加わった「𠄎」はこの字を基礎としている。簡文の「有獄無𠄎」「無獄無𠄎」と趙簋（集成 4266）・收簋（集成 4343）・卅三年逯鼎一（近出二 330）・親簋（近出二 440）の「訊小大有𠄎」「訊庶有𠄎」「諫訊有𠄎」とは、『周易』吉凶悔吝の「吝」ではないか。『説文解字』に「吝，恨惜也」とある。傳世文獻における「有吝」の類は所謂「心有不平」「有爭心」「訊小大有吝」

「訊庶有吝」は訴訟を指す。本篇の「敬學審明」と尹媯鼎（集成754）・史牆盤（集成10175）の「葬明」「審明」は、「葬」「明」が同訓である。或いはここを「有嫌」に、「審明」を「廉明」に（李學勤2018a）、ここを「有訟」に、「審明」を「崇明」にも讀むことができる（陳劍2018）。

李學勤2018aは、整理者が例に挙げる金文に見える類似の文字を炎聲（匣母談部）であって「審」を「炎」を音とする會意字とする。そして簡文の字は上部が「火」が少し變化したものといい、下部は「口」の變形であってこれを古音の同じ「嫌」に讀む（李學勤2005）。そして『禮記』坊記「夫禮，坊民所淫，章民之別，使民無嫌，以爲民紀者也。」鄭注「嫌，嫌疑也。」を引用し、馬王堆帛書『春秋事語』吳伐越章にも下旁が「口」のこの字があり、これまで「葬」「慎」に讀まれてきたが、それも「嫌」に讀むと述べる。

陳劍2018は『汗簡』その他に見える古文の「僭」「潛」等の音符をこの字とし、甲骨文に見える「需」「儒」にも釋される「尖」を「浴」の表意初文として簡文のこの字に關連づけ、説文古文が「訟」を「訟」に作る事等から、この「審」を音の近い「訟」に讀む。また簡10「審明」を、この字が西周金文から戰國楚簡では變化しつつ「訟」「崇」に用いられるようになったとして「崇明」に讀む。

王寧2018a 第1樓の王寧は「嚴」に讀む。

王寧2018a 第6樓の付強は、冊三年迷鼎一「粵乃訊庶人有審，毋敢不中不型。」（近出二330）『周禮』秋官司寇「凡庶民之獄訟」により、これと簡23の「審」とを「訟」に讀む。

王寧2018a 第29樓の王寧・王寧2018bは、陳劍2018が『攝命』で「有告有～」「有獄有～」「無獄亡～」として用いられる字を「訟」に讀んだり、金文や『攝命』で「崇明」「高明」に讀む字があることから、浴聲に従う字とすることに従う。そして「訟」（邪紐東部）・「崇」（崇紐冬部）の音はやや遠く、先秦典籍に「崇明」の語が見えないことから「聰明」に讀み、「聰」「訟」の古音

は清邪旁紐雙聲、同じく東部疊韻で音が近いと述べ、『大戴禮記』五帝徳に黄帝が「成而聰明」とあることなどを引用する。

劉信芳 2018c は、秦漢簡牘の司法文書に「譖訊」の例が多く、陳偉武 2018 は張家山漢簡『奏讞書』の「譖」を起訴の意、「譖訊」を起訴尋問する意とし、陳思鵬 2018: 54-64 はこの種の字を「自」に従う炎聲、炎の省聲として「譖」に読んでいいといい、陳斯鵬に従う。そして『説文解字』「譖，愬也。」「訴，告也，从言庌聲（筆者注：段注本に據るか。大徐本は「……，从言斥省聲」）。」を引用し、簡 10「敬學愬明」、簡 21「凡人有獄有譖，汝勿受幣」、簡 22「凡人無獄無譖，迺唯徳享」の読み「譖」もそれでよいとする。

子居 2018a は陳斯鵬 2018 が「譖」に読んで「訴」に読む説を引きつつ、「欽」に読む。

許兆昌 2020 は、西周金文では「𡗗」「訟」に使い分けがあって、この字は王命を出納する職に關係し、また「獄」「訟」に直接釋せないが關係あるはずであるといい、『周禮』地官司徒保氏「保氏：掌諫王惡」、鄭司農注「窮謂窮冤失職。」を引用し、「冤」（影紐元部、匣紐談部の「炎」とは元談通轉、影匣も近い）に読む。

筆者注：ここも難讀である。諸家いうように、金文に見える「𡗗」「𡗗」字の読みが鍵となる。ひとまず陳劍 2018 に従い、「訟」に読んでおく。

【10】「奔告」について。整理者は『書』西伯戡黎に見えると指摘する。

「今是亡其奔告」について。整理者は奔告しないようにさせる意とする。

蕭旭 2018 は整理者に従い、「今是」を今時の意とする。

「非女亡其𡗗」について。整理者は「非汝亡其協」に読み、句の形式が清華簡『尹誥』「非民亡與守邑」と同じとし、次の「即行女」と合わせて「事非汝不協，故使汝」の意味に解する。

「即行女」について。整理者は「即行汝。」に讀む。

劉信芳 2018c は『呂氏春秋』季夏紀「入山行木」、高誘注「行，察也。」を引用し、これを、お前に巡視することを命ず、の意味とする。

筆者注：ここは「即」を副詞とし、「行」を行かせる意としておく。

【11】「閉」について。整理者は「閉」に讀み、閉塞に訓ずる。

「佳」について。整理者は「唯」に讀む。

筆者注：本篇では「唯」に讀める「佳」字が多く現れる。用法は、命令・限定の副詞「ただ」、順接・逆接の接續詞「より」「いへども」、助詞「これ」に大きく分かれる。本稿ではその都度文脈から判断して釋した。

「𡗗子」について。整理者は「沖子」に讀む。

夏含夷 2021 は整理者の讀みに従い、清華簡『周武王又疾周公所自以弋王之志』簡 11-12「佳余沈人亦弗𡗗智。」『書』金縢「惟予沖人弗及知。」を引用し、また西周金文における「沈子」の「沈」は「子」の修飾語かつ作器者の謙稱であることをいう。そして簡文でこの表現が攝について繰り返し用いられるのは、太子や王室の構成員であることを完全に證明するものではないが、その重要な地位を表すとす。

筆者注：『書』召誥「今沖子嗣」僞孔傳「童子，言成王少嗣位治政。」『同』洛誥「王若曰：「公。明保予沖子。公稱丕顯德，以予小子揚文武烈，……」」などのように、「沖子」「小子」は幼兒・子供、また王位の繼承者をいうが、ここは文脈上、恐らく整理者も想定しているように、周王室の族員を指すのであろう。

「𡗗(遞)」について。整理者は陳志向 2018 により「遞」に讀み、『説文解字』「更易也」、内史亳豐觚「弗敢𡗗」（銘圖 9855）とあることを示す。また、

「𨾏(弛)」に讀んで懈怠にも訓ずる可能性もいう。

王寧 2018b は前の字と合わせて「勿替」に讀み、「遞」は『廣韻』では徒禮切・特計切で、古音は定紐脂部であり、透紐質部の「替」と音が近いとし、『爾雅』釋言「替，廢也。」を引用する。

蕭旭 2018 は石小力 2018・王寧 2018b の議論に従いつつ、次のように述べる。これは「𨾏」の省聲であり、鳳凰山 168 號墓楚簡『遣策』の「卑遞」は「卑𨾏」「裨𨾏」である。整理者が『說文解字』を引くのは誤りで、「𨾏」は古音で徒多反・徒可反であり、宋華強 2010 が「惰」に讀んで懈怠の意とするのがよい。『說文解字』「𨾏，委𨾏，虎之有角者也。」の「委𨾏」は「委隨」「委惰」の轉じたもので、簡文の「遞」は「惰」にも讀み、音轉字であり(孟蓬生 2017a)、簡 10「汝亦毋敢」と同様である。

子居 2019 は王寧 2018b と同様に解する。

「母(母)𨾏(遞)」について。整理者は「母遞」に讀み、詩書の「勿替」、『詩』小雅楚茨「勿替引之」、『書』召誥「式勿替有殷歷年」、中山王𨾏鼎「毋替厥邦」(集成 2840)を引用する。

石小力 2018 は「弛」に讀む。そして『說文解字』「𨾏，弛或作𨾏。」を引用し、内史亳豐觚(銘圖 9855)「成王易(錫)内史亳豐(醴)裸，弗敢𨾏(弛)，作裸同。」について塗白奎 2013 は「𨾏」を「弛」に讀み、「弛」は「懈」で「惰」と意味が近く、後文の「勤祗乃事」「母弛在服」は反對の意味で對になっており、金文では「母惰乃政」「母惰乃服」の類がしばしば見られると述べる。

劉信芳 2018c は整理者の「更易」説に従い、『爾雅』釋言「遞，迭也」、郭璞注「更迭。』『周禮』夏官掌圉「衆庶之守」、鄭注「衆庶，民遞守固者也。」を引用し、「遞守」は守備交替のことで、攝が「出内(納)朕命(之重臣)」して責任を他に任せることがない意味とする。

筆者注：ここは整理者の読みで意味が通ずるので、それに従っておく。

「難」について。整理者は「勤」に読み、『書』多方「克勤乃事」を引用する。

「𦉳」について。整理者は「祇」に読み、『爾雅』釋詁「敬也」を引用する。

【12】「有曰」の前後の句讀について。整理者はこの前から會話文を連続しているものとして解する。

程浩 2018b は簡7のそれと共に「又曰」に読み、王はまた言い、更にまた言った、の意とし、簡7の方はその前に冒號（コロン）を入れて文を区切る。

王寧 2018a 第7樓の ee も程浩 2018b 同様の句讀とする。

子居 2019 は程浩 2018b に従う。

筆者注：「又曰」で會話文を区切ることは『書』諸篇にも間々見られる。よって程浩 2018b に従う。

「𦉳」について。整理者は「衛」に読み、護衛・蔽捍に訓ずる。

王寧 2018a 第12樓の心包は者沔鐘「今余其念警乃有齋休告成」（集成 125-128）の「警」であって「勉勵」に訓ずるのではないかといひ（董珊 2008）、ここから四字は「衛（于）事衛（于）命」に相當するとする。

王寧 2018a 第37樓の王寧・王寧 2018b は「會」に読み、『周禮』天官冢宰職幣「凡邦之會事，以式法贊之」、『同』地官司徒縣正「既役，則稽功會事而誅賞。」『後漢書』祭祀志上引河圖會昌符「赤劉之九，會命岱宗。」を引用する。

蕭旭 2018 は「畏」に読む。そして包山楚簡 268「緄緄」・同簡 273「緄」を「韋」に、上博楚簡『詩論』「將仲之言，不可不韋也。」の「韋」を「畏」に読み、『詩』鄭風將仲子「父母之言，亦可畏也。……人之多言，亦可畏也。」『論語』子罕「畏于匡。」の「畏怖」を『淮南子』主術篇は「圍」に作ることなど、「韋」「畏」が通用する例を挙げ、「畏事畏命」は前の「王曰：攝，敬哉」、

後の「女（汝）其敬哉」に對應するとし、『廣雅』「畏，敬也。」「玉篇」「敬，慎也。」を引用し、ここは王が伯攝に政事・命令に慎むよう戒める意味とする。

子居 2019 は蕭旭 2018 同様に讀む。

筆者注：文脈からいってここは職務・王命を守る意であろう。ひとまず整理者のように讀んでおく。

【13】「鬼」について。整理者は「威」に讀む。

蕭旭 2018 は「畏」に讀み、敬慎の意とする。

劉信芳 2018c は威儀の意とする。

「由」について。整理者は「用」に訓ずる。

王寧 2018a 第 13 樓の心包は語氣を強調する虚詞とする（沈培 2004）。

蕭旭 2018 はこれを含む「由」をいずれも場所を表す介詞とする。

「覘」について。整理者は「民之表也」の「表」に讀む。

王寧 2018a 第 8 樓の哇那は「貌」に讀んで「貌望」で熟語となるとし、『抱朴子』外篇清鑒「夫貌望豐偉者不必賢，而形器尪瘁者不必愚」、『大戴禮記』曾子事父母「尊事之以爲己望也」盧辯注：「望，儀象也。」を引用する。

王寧 2018b は哇那に従う。

王寧 2018a 第 54 樓の心包は「擇」に訓じ、この前後「汝威由貌由望」を、威儀は選び出すものである、の意味で威儀が嚴かで慎み深いことを表すとする。

蕭旭 2018 は「媚」に讀み、また省略して「冒」に作り、嫉妬の意とする。

劉信芳 2018c は整理者を補足し、『禮記』緇衣「故上之所好惡，不可不慎也，是民之表也。」鄭注「言民之從君，如影逐表。」等を引用する。

子居 2019 は「眊」に讀み、賈誼『新書』道術「纖微皆審謂之察，反察爲旄（筆者注：著者は「眊」に作る）。」「說文解字」「眊，目少精也。从目毛聲。」段注「孟子：胸中不正，則眸子眊焉。趙曰：眊者，蒙蒙目不明之貌。」を引用す

る。

「謹」について。整理者は「令聞令望」の「望」に讀む。

蕭旭 2018 は整理者に従って讀み、『史記』『漢書』がしばしば「望」に作ることをいい、怨恨の意として『説文解字』「謹，責望也。」などを引用する。

劉信芳 2018c は、『禮記』緇衣が『詩』小雅都人士を引いて「行歸于周，萬民所望」とあり、「汝威由表由望」を、自分の模範は民が望みかつ行うべきを知ることである意味とする。

子居 2019 は「誑」の異體字とし、『説文解字』「誑，欺也。」を引用する。

「鬼由規由謹」について。整理者は「威由表由望」に讀み、『書』洪範「威用六極」について、『史記』宋世家・『漢書』五行志上・『同』谷永傳がそれを「畏用六極」に作り、『漢書』五行志上應劭注「天所以……畏懼人用六極」を引用し、「用六極威」の意とする。

王寧 2018b は、お前の威儀は外面から現れねばならない、の意味とする。

蕭旭 2018 は、(お前は) 愼むように、嫉妬・怨恨においては(それらがあつてはならない)、の意とする。

夏含夷 2021 は「衛事衛命」が後の「威由規由望」と對になっており、これら二句が共に前の「有曰」にかかるとする。

筆者注：夏含夷 2021 がいうように、「威由表由望」は前の「衛事衛命」と對になっており、「規」「望」の意味は類似したものであろう。「規」を解し難いが、整理者に従って讀んで模範の意、「望」は名聲の意としておく。

【14】「不啻」について。整理者は『書』多士・無逸・秦誓等に見え、「不但」の意とする。

王寧 2018b は「但凡（……でありさえすれば）」の意とする。

蕭旭 2018 は整理者に従う。

劉信芳 2018c は「適」に讀む。

子居 2019 は「不惕」に讀む。

夏含夷 2021 は本篇では「不」「丕」の使い分けがなされているとして「不啻」に讀む。

筆者注：ここは整理者に従って文章を解しておく。

「由」について。整理者は如字に讀む。

王寧 2018a 第 92 樓の暮四郎は「導」に讀み、『書』皋陶謨「各迪有功」を『史記』夏本紀が「各道有功」作る等のように、「由」「首」聲の字は常に通用するとする。

子居 2019 は「冑」に讀み、『說文解字』「冑，胤也。」を引用する。

「護」について。整理者は「勸」に讀んで後から書かれたものといい、『說文解字』「勉力也」を引用する。

王寧 2018b は前の字と合わせて「由勉」で「從勉」「勉之」、ひいては服從の意とする。

蕭旭 2018 はこれを「模」に讀み、『說文解字』「模，勉也。」を引用する。

王寧 2018a 第 92 樓の暮四郎は整理者に従い、上博楚簡『曹沫之陣』簡 2 背「曹沫」の「沫」を「蔑」等「蔑」を旁とする字に、清華簡『耆夜』簡 12 は「禾」「蔑」からなる字に、今本『詩』唐風蟋蟀は「日月其邁」に作るから、「蔑」「萬」聲の字が通假することが分かる（范常喜 2011）と述べる。そして「導」「勸」は關連する意味の語の連用であり、「導勸」で導く・激勵する意とする。

子居 2019 は「棄」に訓ずる。

筆者注：ここは諸家いうように「勉」の意で讀んでおく。

「譟」について。整理者は『説文解字』「專教也」を引用する。

王寧 2018a 第13樓の心包は者沔鐘「以克續光朕昭考之慈學（教）」により、「慈」をしばしば「訓」に読み、ここと「慈」は同一の語である可能性を述べる。

子居 2019 は「撰」の異體字とし、『漢書』楊雄傳下「譟以爲十三卷，象論語，號曰法言。」顔師古注「譟，與撰同。」等を引用する。

「訓言之譟」について。整理者はこの構造が『書』秦誓「群言之首」と同じことをいう。

王寧 2018b は訓言の教誨の意とする。

「不畜女鬼則由譟女訓言之譟」について。整理者は「不畜汝威，則由勸汝訓言之譟。」に読み、お前はただ儀によって民を威圧しようとするのみならず、言葉によって幹事を教えよ、の意とする。

王寧 2018b は、お前に威儀がありさえすれば、人民はお前の訓言的教誨に聴き従うであろう、の意味とする。

蕭旭 2018 は、お前はこの二つを慎まねばならないだけでなく、お前が受けた訓言の教えに大いに勵むように、の意味とする。

劉信芳 2018c は「不適汝威，則由勸汝訓言之譟。」に読み、「不適汝威」は簡14-15「女媧敢正恆，汝則亦唯肇丕子丕學丕適，汝亦威。獲勤朕心」に對應し、ここを、お前が執政を受命した最初のうちは、お前の威儀に呼び掛ける力がなく、民に従わないところがあるから、お前を訓言專教の激勵によって導くことにする、の意味とする。その先は「女媧敢正恆」になると、「不適」は次第に「丕適」となり、お前に威望と呼び掛ける力が備わり、お前が政治に勤めることが私の承認を得ることになることをいうと述べる。

子居 2019 は「訓言之譟，汝能誦」と、後の句に續くとする。

筆者注：ここは、攝に不足するところがあるから、「訓言之譏」によってそれを補い、執政に相應しい者にするという文脈か。

【15】「誦」について。整理者はこれを「誦」に作って「歷」に読み、簡選に訓じ、清華簡『芮良夫毖』簡3「間(簡)鬲(歷)若否」が「簡選若否」のことをいうと述べる(王坤鵬2013)。

王寧2018a第79樓の海天遊蹤(蘇建洲)は、清華簡『芮良夫毖』簡3「間(簡)鬲(歷)若否」で、自分が「簡選若否」について述べたこと(蘇建洲2014)、王瑜楨2015:185でも同様のことが触れられていることを指摘する。

王寧2018a第80樓の心包は、ここを「簡選」に訓ずるのであれば、「汝能歷」は上文に接續することになり(「則由譏(勸)女(汝)訓言之譏。女(汝)能誦(誦, 歷), 女(汝)能竝_レ命_二。竝命, 竝命)難(勤)隳(肆)」)、この字の後に句點がきて前の「訓言之撰」について言うことになるが、もし整理者の句讀であるならば、後の「命」が「歷」「并」の共通の目的語であれば、「歷」は「簡選」ではなく「遍察」に訓ずるべきで、この字を「簡選」に訓ずるのはおかしいという。そして、ここの「歷」の意味は「選」ではなく「相」「視」に力點が置かれるとし、叔尸鐘「汝膺鬲(歷)公家」(集成0273)を引用し、ここの「鬲(歷)」の意味は不明だと述べる。

王寧2018a第83樓の王寧は、「鬲」「誦」「歷」の用法は「𡗗(父)」に似ており、叔尸鐘「汝膺鬲公家」は「巫咸父王家」を想起させ、清華簡『芮良夫毖』の「間歷」は同『封許之命』の「東父」に類似し、『說文解字』は「麻」「𡗗(父)」をいずれも同じ意味の「治」に訓ずると述べる。

蕭旭2018は「誦」に読み、また「憚」に作るといい、『說文解字』「誦, 飾也。……讀若戒。」を引用し、「飾」は「飭」に作り、整飭・謹慎・戒備の意などと述べる。

劉信芳2018cは整理者の讀みに従いつつ、この後に「命」が略されているとして、『書』盤庚「歷告爾百姓于朕志」(「歷告」はあまねく告げる意)、『漢

書』劉向傳「歷周唐之所進以爲法」、顔師古注「歷謂歷觀之。」を引用する。

子居 2019 は整理者に従って読んで「治」に訓じ、『説文解字』「厯，治也。」を引用する。

筆者注：この字の隸定について、現代日本の標準的な字體に鑒みて「𠄎」に作る。

「并」について。整理者はこれを「偕」に訓ずる。

陳民鎮 2018b は「屏」に讀むのではないかといい、「屏命」で前の「衛命」と意味が近いとし、『漢書』王莽傳「周公屏成王而居攝，以成周道」、顔師古注「屏，猶擁也。」を引用する。

蕭旭 2018 は「拌」に讀み、『方言』第十「拌，棄也。楚凡揮棄物謂之拌。」を引用する。そして「竝命」で力を盡くす意とする。

劉信芳 2018c は『玉篇』により「兼」に讀む。

子居 2019 は「聘」に讀む。

筆者注：このあたり、文章を解釋し難い。ひとまず王命をあわせて實行する意味にとり、整理者に従って如字に讀んでおく。

「命」について。劉信芳 2018c は前の「明命汝」を承けており、王命の意とする。

「難」について。整理者は「勤」に讀む。

子居 2019 は「虔」に讀む。

「𠄎」について。整理者は『後漢書』周燮傳「肆勤以自給」、李賢注「肆，陳也」を引用する。

王寧 2018a 第 50 樓の ee は「勞」に讀み、『書』顧命「陳教則肆，肆不違」、

『詩』邶風谷風「有洗有潰，既詒我肄」、『左傳』昭公三十年「若爲三師以肄焉」の舊注がいずれも「肄」を「勞」に訓ずることをいう。

蕭旭 2018 は整理者に従って読み、『説文解字』「古文𠄎，虞書曰：𠄎類于上帝。」、『書』堯典が「𠄎」を「肆」に作ることをいい、『爾雅』「肆，力也。」郭璞注「肆，極力。」などにより力の意とする。

王寧 2018a 第 107 樓の ee は「肆」「勩」に読み、『詩』谷風「有洗有潰，既詒我肄」，經典釋文「肆，爾雅作勩」を引用し、『詩』小雅雨無正「正大夫離居，莫知我勩」、毛傳「勩，勞也」について『左傳』昭公十六年「莫知我肄」に作ることをいう。

劉信芳 2018c は『左傳』昭公三十二年「伯父若肆大惠，復二文之業，弛周室之憂」、杜注「肆，展放也。」を引用し、この文は、王が攝に訓戒等をあまねく聴くよう命ずる意味とする。

子居 2019 は ee に従う。

筆者注：ここは文脈からいって努める意であろう。但し如字に読んで問題ないので、假借字はとらない。

【16】「𠄎」について。整理者は二つの矢に従う「箭」字の初文「𠄎」であるとして「虔」に読み、「敬」に訓じて（沈培 2002）、叔尸鐘・罇「虔卹厥死（尸）事」「虔卹乃死（尸）事」（集成 272-278・285）、『逸周書』嘗麥解「憂恤乃事」を引用する。

子居 2019 は整理者のいう「𠄎」を「簡」に読むべきだとし、『書』文侯之命「無荒寧，簡恤爾都。」『逸周書』諡法解「壹德不解曰簡。」を引用する。

筆者注：ここは整理者の読みで文意が通じる。

【17】「怙」について。整理者は『説文解字』「恃也。」を引用する。

王寧 2018b は『詩』小雅蓼莪「無父何怙，無母何恃」を引用し、父親の威勢に頼る意とする。

蕭旭 2018 は「苦」に読んで強制の意とする。

筆者注：整理者らのいう通り、ここは頼る意でよい。

「偈」について。整理者はその右旁が簡14の「勺」、清華簡『厚父』簡5・中山王響壺「渴」（集成9735）の構成要素に近く、「偈」「勺」に隸定可能であり、「勺」の省略は「凶」の形に近いとし、「遏」に読んで「止」に訓ずる（鄔可晶2018:170-197）。

王寧2018a第17樓の王寧は「謁」に読んで告げる意とする。

王寧2018bは「偈」又は「渴」に読んで「急」に訓ずる。

王寧2018a第57樓の暮四郎は「冬」「日」からなる字の變體又は誤寫とし、「終」に読み、『書』舜典「眚災肆赦，怙終賊刑。」を引用する。

王寧2018a第58樓の王寧は自説を撤回して暮四郎に従いつつ、「佟」に隸定する。

蕭旭2018は「喝」に読んで強制的意とし、蔣斧印本『唐韻殘卷』・王仁昫『刊謬補缺切韻』にいずれも「獨，恐。」とあり、『集韻』「偈，相恐怯也。或作曷，通作獨。」「獨，……一曰恐逼也。」などを引用する。

劉信芳2018bは「勺」に読み、「勺余」で王に面會を乞う意とする。

子居2019は「介」に読んで「恃」に訓じ、王念孫『讀書雜誌』餘編上保界河山が班固『東都賦』（『文選』卷一）「子實秦人，矜夸館室，保界河山」について「界」「保」「介」「恃」等の通用關係を論ずることをいい、「怙介」で同義連用とする。

筆者注：『説文解字』「遏，微止也。」「爾雅」釋詁「遏，止也。」とあり、整理者に従って解しておく。

「毓」について。整理者は「毓」に読み、以下に「毓子」とあって、詩書の「育子」「嚮子」「鞠子」はいずれも「子」をいうことを述べる。

王寧2018a第17樓の王寧・王寧2018bは「胃」に読み、簡28の同字も同

様に読んで、『書』舜典「教胄子」の「胄子」のこととする。

蕭旭 2018 は整理者に従う。

子居 2019 は嫡長子のこととし、慧琳『一切經音義』卷八十五「幼而長曰毓」を引用する。

夏含夷 2021 は整理者に従いつつ、簡 28 の当該字（王室の宗親）とは意味が異なり、「出生」「養育」の意とする。

筆者注：この解釋は攝の身分や本篇の性格に影響する。『爾雅』釋詁「育，……，長也。」とある。『書』舜典では「胄子」は（嫡）長子の意で用いられる。また高享 1989: 719 により、「毓（育）」「胄」は通假するから如字に讀むことも可能。ここは「毓」に讀むに止めておく。

「羸」について。整理者は「羸」に作って「羸」に讀み、これが曾侯乙編鐘に見え、裘錫圭・李家浩 1989 はそれを『國語』周語下「故謂之羸亂，所以優柔容民」に對應させることをいう。

筆者注：この字の隸定については、現代日本の標準的な字體に鑒みて「羸（羸）」に作っておく。『說文解字』「羸，瘦也。」とあり、四方（天下）が瘦せて弱ったありさまと解しておく。

「亡民」について。整理者は如字に讀む。

子居 2019 は「無民」に讀む。

筆者注：整理者のように如字に讀むが「無」の意に解しておく。

「欽」について。整理者は「敬」の意とする。

「女母敢怙遏余曰乃毓有曰四方大羸亡民亦斯欽我御事」について。整理者は「汝母敢怙遏余曰乃毓，有曰四方大羸亡民，亦斯欽我御事。」に讀み、お前は私

が「汝尚幼子」と呼んで頼りにすることも制止することもならず、四方のか弱い流民は私の行う事を敬うように、の意味とする。

王寧 2018a 第17樓の王寧は「汝母敢怙調余曰乃胄」の大意は、お前は自分が合法的な継承者であることを頼りに私にそれを言ってはならない、であり、これは王が伯攝に訓戒を與えたもので、自分の継承者としての身分に頼って氣兼ねしないことがあってはならない意味とする。

王寧 2018b は「汝母敢怙，悒（又は渴）余曰乃胄，……」に読み、お前は父親の威勢に頼る必要はなく、私が「我是胄子」と言う（周王が伯攝に讓位する意味合い）よう催促せよ、の意味とする。

蕭旭 2018 は整理者の句讀に従う。

劉信芳 2018b は整理者の讀みに従いつつ、ここは「率土之濱，莫非王臣」であり、朝堂の上では「毓子」も王事に服する臣とする例え話だとする。

夏含夷 2021 は整理者と文章の解釋は類似するがと斷わりつつ、句讀を「汝母敢怙過余，曰乃毓。有曰：「四方大羸，亡民亦斯欽我御事。」」とする。

筆者注：「又曰四方大羸亡民」は、四方（天下）は弱り切って民がいない意、それを承けて「亦斯欽我御事。」と、攝が職務を慎んで行うよう王は訓示すると解釋しておく。

【18】「𦣻」について。整理者は「肩」に読み、「克」の意とする。

王寧 2018a 第15樓の王寧・王寧 2018b は肉に従う啓の省聲であり、『説文解字』の「啓」字で「腓腸（ふくらはぎ）に訓じ、『山海經』の「無啓之國」がそれとする。そして「啓肱」で「股肱」のこととする。

蕭旭 2018 は「堅」に読み、『釋名』「肩，堅也。」北宋景祐本『史記』仲尼弟子列傳「公肩定，字子中」を引用し、南宋黃善夫本は「肩」を「堅」に作ることをいう。

劉信芳 2018b はこの右下は「月」「攴」に作り、「股」と互換する例が多いといい、「股」の異體字とする。

子居 2019 は「任」に読み、『書』盤庚「朕不肩好貨。」僞孔傳「肩，任也。」を引用する。

筆者注：王寧のように「股肱」に読めれば分かりやすいが、假借関係はやや迂遠というべきか。ここは整理者のように「肩」に読むが、これまでの文章の流れから担う意とする。『爾雅』釋詁「肩，克也。」とある。

「憲」について。整理者は「肱」に読み、戒め慎んで恐懼する意とする。又は「肩肱」を「股肱」で輔佐の意ともいい、『書』多方「克勤乃事」、『左傳』昭公二十八年「夫舉無他，唯善所在。」を引用する。

蕭旭 2018 は「弘」に読んで弘大の意とし、ここは心に従い、その志を大きくすることを指すという。そして「堅弘」でその志を固めて大きくする意とする。

王寧 2018a 第 98 樓の暮四郎は「躬」に読み、『後漢書』吳漢傳「躬勤於職事」、『同』列女傳「榮嘗躬勤家業，以奉養其姑」を引用する。

子居 2019 も蕭旭 2018 と同様に読む。

筆者注：ここは蕭旭 2018 のように「弘」に讀んだ上で、「肩弘」を大いに堪える意とするのがより適切か。

「乃」について。整理者は如字に読む。

王寧 2018a 第 98 樓の暮四郎は其の意とし、この前後を「我御事今亦肩躬勤乃事」に読み、事を處理する私の官吏は今もみずからその事に精を出す、意味とする。

「𠄎」について。整理者は「他」に読む。

王寧 2018a 第 99 樓の暮四郎は「墮」に読み、它聲に従い、「墮」と古音が同じ歌部で舌頭音の聲母とし、これを含む文を「乃事無墮」に讀んで、すなわち

その事は廢され壞れない意味とする。

「有日四方大羸亡民亦斯欽我御事今亦敢竊難乃事亡他」について。整理者は「有日四方大羸（羸）亡民，亦斯欽我御事。今亦肩肱勤乃事，乃事亡他，」に讀む。

王寧 2018a 第 97・98・99 樓の暮四郎は「又曰：四方大羸，亡民亦斯欽。我御事今亦肩躬勤乃事，乃事無墮。」に區切って讀む。

劉信芳 2018b はこの末尾の句讀を「……。乃事亡他，」とする。

「司」について。整理者は如字に讀む。

劉信芳 2018b は『説文解字』「臣司事於外者。」を引用し、主・守の意とする。

「女佳言之司」について。整理者は「汝唯言之司」に讀む。

劉信芳 2018b は「汝唯言之司，」に讀み、ただ私の言葉のみ司とせよ、の意味とする。

筆者注：素直に讀めば、お前はただ「言」のつかさ、王の言葉を管掌、ないし傳達する者である、という意味になるのではないか。

【19】「佳言乃事我非易」について。整理者は「唯言乃事，我非易。」に讀む。

劉信芳 2018b は「佳（唯）言乃事我非易。」に讀み、「我」は王自身を指し、ただ私の言葉のみ事とせよ。謹んで君主の言葉を守り、外に實施し、改めてはならない、の意味とする。

夏含夷 2021 は「唯言乃事。我非易。」に讀み、「汝惟言之司，唯言乃事」は攝が「朕の命を出納する」命令であり、言論をコントロールする發言者であることを強調しているとする。そして「易」を「容易」「變化」の意味を有する多義詞とする。

筆者注：この前後は、王が攝に職務を慎んで行うよう諭しているものと考えられる。この「言乃事」は前の「言之司」に對應する。「我非易」は読み難いが、王である私の言う通りに實行せよとの謂か。

「墮」について。整理者は「墮」に読んで、陸・力に従う字として廢壞に訓じ、『書』康誥「惠不惠，懋不懋。已，汝惟小子，乃服惟弘」を引用し、『左傳』昭公八年がこれを引いて「周書曰「惠不惠，茂不茂」，康叔所以服弘大」、杜注「言當施惠於不惠者，勤勉於不勉者。」とあることを指摘する。そして簡文は、行いの墮落した者もまたつつしんでこれに勉め、惠ならざる者もまた惠を施すべきであり、またお前の務めでもある、の意とする。

王寧 2018a 第 14 樓の ee は文脈から貶す意として「隨」に讀む。

蕭旭 2018 は整理者に従い、怠ける意とし、整理者の引く『書』康誥の偽孔傳「故當使不順者順，不勉者勉。」を引用し、「惠」を「順」に訓じており、『爾雅』の意味を用いて杜注の解釋と異なることを指摘する。

劉信芳 2018b は整理者に従い、前引『書』康誥の偽孔傳「不在大，起於小；不在小，小至於大。言怨不可爲。故當使不順者順，不勉者勉。」を引いて、後の簡文「惠于小民」から、ここは偽孔傳の解釋に據るべきだと述べる。

子居 2019 は「綏」に読んで「安」に訓じ、『逸周書』祭公解「茂綏厥心，敬恭承之」、清華簡『祭公之顧命』簡 11-12「美懋綏心，敬恭之」を引用し、「綏」「茂」「敬」が並用されていることをいう。

筆者注：これも難讀であるが、やはり慎んで事を行うよう言うところである。整理者に従って解しておく。

【20】「佳」について。整理者は「雖」に讀む。

蕭旭 2018 は「惟」に讀む。

劉信芳 2018b は蕭旭 2018 と同様に讀む。

「𨾏」について。整理者は「協」に讀む。

劉信芳 2018b は整理者に従い、『説文解字』「協，衆之同和也。」を引用する。

「亦乃服佳民𨾏」について。整理者は「亦乃服。雖民攸協……」に讀む。

王寧 2018a 第 97 樓の暮四郎は「亦乃服唯民攸協」で一文とし、お前の職務は民衆に協和することである、の意で、「唯民攸協」は倒置句で「協民」のこととする。

「弗𨾏」について。整理者は「弗恭」に讀む。

王寧 2018a 第 35 樓の王寧・王寧 2018b は整理者に従い、『書』盤庚「顛越不恭」を引用する。

蕭旭 2018 は後者を作意動詞の「𨾏」に讀み、『説文解字』「𨾏，愨也。」「愨，謹也。」などを引用し、恭謹・誠實質樸の意とする。

王寧 2018a 第 100 樓の暮四郎は後者を簡 11 「𨾏」に音・意味が近いとし、「邛」に讀んで勞・病に訓じ、『詩』小雅巧言「匪其止共，維王之邛。」鄭箋「邛，勞也。」を引用し、「弗邛其旅」をその大衆を疲れさせない意味とする。

「魯」について。整理者は「旅」に讀み、衆に訓じ、『書』多方に周文王が「靈承于旅」と記されることをいう。

蕭旭 2018 は如字に讀み、愚鈍の意とする。

劉信芳 2018b は整理者の訓を否定し、『儀禮』鄉飲酒禮「司正升相旅，曰：某子受酬」、鄭注「旅，序也。」を引用し、「弗恭其旅」は「協」に背くことで、民衆の感情の表れの甚だしいものは造反となり、統治者の恐れ憚るところとなることをいうとし、『書』湯誓「有衆率怠弗協，曰：時日曷喪，予及汝皆亡。」を引用する。

王佳慧 2019 は劉信芳 2018b の訓を否定して「嘉」（魚歌通轉）に讀んで

「吉」「善」の意とし、西周の頌壺「頌敢對揚天子丕（丕）顯魯休。」（集成 9731）・梁十九年亡智鼎「穆穆魯辭。」（集成 2746）を引用し、清華簡『皇門』「王用能承天之魯命」の「魯」を整理者は「嘉」に訓じ、『史記』周本紀「魯天子之命。」の「魯」を魯世家は「嘉」に作ることを指摘する。そして『説文解字』「旅，軍之五百人爲旅。从辵从从。从，俱也。古文旅古文以爲魯衛之魯。」を引用し、甲骨文では「乙丑卜，古貞，婦姘魯于黍年。」（合集 10132 正）のように「旅」を「魯」に作って祭名にも用いることなどをいい、『周禮』天官掌次「王大旅上帝。」鄭注「大旅於上帝，祭天於寰丘，國有故而祭亦曰旅。」『論語』八佾「季氏旅於泰山。」何晏注「馬曰：旅，祭名也。」を引用する。

筆者注：ここは劉信芳 2018b のように順序の意と解した上で、これを含む文を、民衆が一致して序列を尊重しないと理解すべきである。

「殺」について。整理者は「侮」に讀む。

蕭旭 2018 は「務」にも作る「救」字とし、『説文解字』「救，彊也。」『爾雅』釋詁「務，強也。」を引用する。

「遽」について。整理者は試みに「童蒙」の「童」に讀んでおくという。

王寧 2018a 第 31 樓の心包は、證據はないといいつつ「種」に讀み、上博楚簡『容成氏』簡 53「絶種侮姓」を引用する。

王寧 2018a 第 35 樓の王寧は「從」に讀んで隨從者をいうのではないかという。また「總」に讀む可能性も述べる。

王寧 2018b は「𠂔」に従う息聲で「從」又は「蹤」の異體字かもしれないといい、心包に従って、『書』盤庚「乃有不吉不迪，顛越不恭，暫遇姦宄，我乃剝殄滅之，無遺育，無俾易種于茲新邑」を引用し、あらゆる人を意味するとする。

蕭旭 2018 は「聰」に讀み、聰明の意とする。

劉信芳 2018b は王寧に従う。

子居 2019 は「愍」にも作ることができるとして「愍」に読み、『集韻』東韻「愍，愍恫，無知。」を引用する。

筆者注：ここも様々な読みの可能性があるが、ひとまず整理者に従って読んでおく。

「通」について。整理者は「恫」に読む。

王寧 2018a 第31樓の心包は整理者に従い、『詩』大雅桑柔「哀恫中國」の「恫」が「痛」であることをいう。

王寧 2018b は「痛」に読んで憐憫の意とする。

王寧 2018a 第59樓の潘灯は如字に読む。

上の「眾」について。整理者は「瘵」「矜」に読み、悲しみ哀れむ意とする。

王寧 2018a 第26樓の悦園は「鰥」に読む。

王寧 2018a 第31樓の心包は「懷」に読む説（黄傑 2017b）を紹介する。

王寧 2018a 第59樓の潘灯も「懷」の省略として「懷」に読み、類似の字として郭店楚簡『尊徳義』簡33の「心」に従う字、上博楚簡『周易』簡53の「衣」に従う字を挙げ、『書』無逸「懷保小民，惠鮮鰥寡」を引用する。

王寧 2018a 第88樓の王寧は「涕」（透紐脂部）の初文とし、後に來紐真部に變化して「矜（憐）」に読むようになったといい、ここを「憐」に読む。

蕭旭 2018 は清華簡『説命下』簡5-6「迴眾少（小）民」を引用し（その整理者はこれを『書』康誥に據り「恫瘵」に読み、「恫」について『爾雅』「痛也。」を引用し、「瘵」「鰥」が通じるとして『爾雅』「病也。」を引用する）、
「迴」は「通」であり、「痛」に読み、また「恫」「痾」「働」等に作るとする。
そしてこの二つの「眾」はいずれも「矜」に読むとし、前の「眾」は動詞で憐れむ意で「瘵」にも作り、後の「眾」は名詞で憐れむべき人の意で「鰥」に

も作ると述べる。

劉信芳 2018b は整理者に従う。

史大豊・王寧 2019 は「矜(怜)」に読み、次のようにいう。西周時代には既に本来の音で読まれることはなくなっており、眞部・脂部(脂眞對轉、清華簡『芮良夫毖』の「臣」「均」)の音とされていたが、物部(隸(逮))・緝部(及)の音になるのは秦漢以降である。「矜」は「矜(來紐眞部)」の誤字または代用の字であり、牙音文部の音は古くない。「眾」は「矜」に假借して「怜」に読んで「鰥」と通假し、「眾」「鰥」は先秦古音では古頑切とは限らず、來紐眞部である。殷周時代の「眾」は「鄰」「連」に読んで「及」「暨」に訓ずる。簡文のここは「通矜(怜)寡鰥」に読み、全面的にやもめを憐れむ(又は大切にする)の意味である。

夏含夷 2021 は黄傑 2017b に従って「懷」に読む。

筆者注：ここは整理者のように、2字で「恫瘼」となるように読んでおく。

「寡」について。整理者は「寡」に読む。

王寧 2018a 第 34 樓の王寧は「及」に読む。

劉信芳 2018b は整理者に従う。

下の「眾」について。整理者は「鰥」に読み、『書』康誥「洞瘵乃身」を『後漢書』和帝紀が「朕寤寐洞矜」に作ることをいい、清華簡『說命下』簡 5-6「洞瘵小民」、毛公鼎「毋敢殫𠄎𠄎𠄎、迺救(侮)鰥寡」(集成 2841)を引用する。

王寧 2018a 第 26 樓の悦園は「懷」に読み、「惠于小民」に續けるとする。

王寧 2018a 第 88 樓の王寧は整理者に従う。

劉信芳 2018b は整理者に従う。

夏含夷 2021 は整理者に従う。

筆者注：ここは諸家に従って読んでおく。

「佳民貞𨔵弗𨔵其魯亦勿殺其邊通眾寡眾惠于少民」について。整理者は「雖民攸協弗恭其旅，亦勿侮其童，恫瘝寡鰥，惠于小民」に讀む。

王寧 2018a 第14樓の ee は「雖民攸協，弗恐其旅，亦勿侮其衆（？），恫瘝寡鰥，惠于小民」に區切って讀む。

王寧 2018a 第35樓の王寧・王寧 2018b は「雖民攸協弗𨔵，其旅亦勿侮其從，恫及寡鰥，惠于小民。」に區切って讀み、命令に従わない民が夥しいものの、お前の軍隊もあらゆる人を侮ってはならず、憐憫の心がやもめに及び、恩恵を小民に施すようにせよ、の意味とする。

蕭旭 2018 は「佳民貞𨔵弗𨔵其魯亦勿殺其邊」について ee の句讀に従い、人の愚鈍さを誠實質樸と考えず、また人の聰明さを強要しない、の意味とする。

劉信芳 2018b は「惟民攸協，弗恭其旅。亦勿侮其從恫瘝寡鰥，惠于小民。」に區切って讀み、その後半は、村民が「弗協」であれば老弱婦孺をしばしば占有し、法の執行者が法の及ばぬ者を處罰できないことをいうとする。

王佳慧 2019 は整理者の句讀に従う。

【21】「𨔵₂鬼少心」について。整理者は「翼翼畏小心」に讀み、『詩』大明「維此文王，小心翼翼。」を引用する。

子居 2019 は整理者に従い、西周後期の梁其鐘「丕顯皇祖考，穆穆異異」（集成 187-190・192）、王孫遣者鐘「畏忌趨趨，肅哲聖武」（集成 261）を引用する。

「長₂」について。整理者は「長長」に讀み、これが『荀子』に見え、『書』康誥で文王が「不敢侮鰥寡，庸庸、祗祗、威威」であることをいう。

王寧 2018a 第61樓の暮四郎は「長人」に讀み、『易』乾卦文言傳「君子體仁足以長人，嘉會足以合禮」を引用する。

蕭旭 2018 は整理者に従い、前の「長」は動詞で尊敬する意、後の「長」は

名詞で老人の意とし、『廣雅』「長，老也。』『國語』周語中「尊貴、明賢、庸勳、長老、愛親、禮新、親舊。」韋昭注「長老，尚齒也。」を引用し、「長長」は「長老」のこととする。

筆者注：『荀子』大略「親親、故故、庸庸、勞勞，仁之殺也。貴貴、尊尊、賢賢、老老、長長、義之倫也。」の「長長」は「長を長とす」で、長幼の序を守る意で用いられる。簡文の次の文字は「女（汝）」であり、句の冒頭がふさわしいから、後の「長」を次の句に繋げることはできない。難解ではあるが「恭民長長」と讀むしかないであろう。ひとまず「民に恭しくて長を長とせしむ」と解しておく。

【22】「豕」について。整理者は「豕」の誤りとして「惰」に讀み、逆鐘「毋豕（惰）乃政」（集成 63）、毛公鼎「汝毋敢豕（惰）在乃服」（集成 2841）、述盤「不豕（惰）□服」（銘圖 14543）を引用する（陳劍 2007: 243-272）。

王寧 2018a 第 18 樓の ee は、簡 2「豳」の「豕」の形について、その上部の二つの払いが「豕」の頭を象り、「豕」に従っていないという。それにより、この字の上部の二つの払いも同じく「豕」の頭であり、下部の丸形は金文の「豕」におけるものと同様であり、だから直接隸作「豕」に隸定してよいと述べる。

王寧 2018a 第 19 樓の心包は ee に従う。

王寧 2018a 第 29 樓の王寧・王寧 2018b は ee に従い、清華簡『良臣』簡 2-3「豕顛」の「豕」を「泰」に讀むこと（孟蓬生 2017b）からここもそのように讀み、安泰の意とする。そしてその直後に逗號を置くこともできるという。

劉信芳 2018b は整理者に従う。

筆者注：圖版を見る限り、ee の論は苦しい。やはり整理者に従って誤寫としておく。

「才」について。整理者は如字に讀む。

王寧 2018a 第62樓の暮四郎は「茲」に読み、「茲乃」で接續詞になるとし、『書』酒誥「爾乃自介用逸，茲乃允惟王正事之臣」、『同』立政「則乃宅人，茲乃三宅無義民」を引用する。

「死」について。整理者は「尸」に読み、「主」に訓ずる。

王寧 2018a 第62樓の暮四郎は、この左旁が清華簡『繫年』簡102「楚昭王侵（伊）洛」の「侵」および同『良臣』簡2「伊尹」「伊陟」の「伊」の右旁、同『筮法』簡44「八乃以死」の左側一部であり、楚簡の「刀」は「人」と混同しやすいことをいい、隸定は整理者に従いつつ、「伊」（脂部影母）・「祇」（脂部章母）にも読んで、『書』康誥「子弗祇服厥父事，大傷厥考心。」を引用する。

劉信芳 2018b は整理者に従う。

筆者注：ここも整理者に従っておく。

「服」について。整理者は「事」の意とし、追簋蓋「追虔夙夕卹厥死事」（集成4222）を引用する。

劉信芳 2018b は整理者に従う。

「學」について。子居 2019 は『玉篇』「學，受教也。」を引用する。

「𡗗明」について。整理者は「𡗗明」の語が尹姑鼎（集成754）・史牆盤（集成10175）・虎簋蓋（近出491）にも見えることをいう。

李學勤 2018a は速盤に「𡗗朕皇高祖零伯，炎明𡗗心」に「𡗗」の省略字形が見えるといい、それと合わせてこれを「廉」（「廉」は來母談部）に読んで「察」に訓じ、『管子』正世「人君不廉而變」、『漢書』高帝紀下「且廉問有不如吾詔者，以重論之」等を引用する。

王寧 2018a 第 1 樓の王寧は「嚴明」に讀む。

王寧 2018a 第 29 樓の王寧・王寧 2018b は注【9】同様「聰明」に讀む。

劉信芳 2018b は陳思鵬 2018: 54-64 の「潛」に讀む説を引きつつ、「潛明」では解釋し難いといい、「愒」又は「瞢」に讀み、『文選』卷十三風賦「愒悽怵慄」, 李善注「楚詞曰：愒悽增歎, 鄭玄曰：愒, 憂也。』『方言』卷一「瞢, 憂也。宋衛或謂之愒, 或曰瞢」、注「瞢者, 憂而不動也。』『集韻』卷八「瞢, 閉目思也, 一曰憂也。」を引用する。

子居 2019 は「欽明」に讀む。

夏含夷 2021 は「吝明」に讀む。

筆者注：注【9】の陳劍に従い、「崇」に讀んでおく。

「繇」について。整理者は「用」の意とし、次の「之」が「庶不順」を指すとする。

王寧 2018a 第 29 樓の王寧・王寧 2018b は「由」に讀んで放縱の意とする。

劉信芳 2018b は『説文解字』「繇, 隨從也。」を引用する。

子居 2019 は「猶」に讀み、『詩』王風黍離「行邁靡靡, 中心搖搖。」毛傳「搖搖, 猶無所愬。」等を引用する。

「勿繇之庶不訓」について。整理者は「勿繇之庶不順」に讀む。

王寧 2018a 第 7 樓の ee は「之」が前の「尸服」を指すとする。

劉信芳 2018b は「之」が前の「民」を指し、「庶」は衆の意とする。そして「弗恭其旅」之民は不「協」のところが、「庶不順」であって、放任してはいけないとの意味であるといい、郭店楚簡『成之聞之』簡 15「民可敬導也, 而不可弇也；可御也, 而不可牽也。」を引用する。

子居 2019 は「庶」を臣下、「不順」を不遜の意とする。

筆者注：諸説紛々であるが、「繇」を「從」、「之」を直前に訓示された規

範、「庶」を劉信芳 2018b に従って「衆」の意とし、王の言ったことに従ってあれこれ服従しないことがあってはならない、の意味としておく。

「女亦母敢豕才乃死服，敬學睿明，勿繇之庶不訓」について。整理者は「汝亦母敢豕（惰）在乃尸服，敬學睿明，勿繇之庶不順」に読む。

王寧 2018b は「汝亦母敢豕（泰、汰）在乃尸服，敬學聰明，勿由之庶不順」に區切って読む。

【23】「絜惠」について。整理者は「經德」に読み、『書』酒誥・『孟子』盡心下に見え、後者の趙岐注「經，行也。」とあることをいい、齊陳曼簞「肇勤經德」（集成 4596）、者尹鐘「女亦虔秉丕經德」（集成 120）を引用する。

蕭旭 2018 は『書』酒誥「經德秉哲」、僞孔傳「能常德持智。」趙岐注「經，行也。」『老子』第二十八章「常德不離」「常德不忒」を引用し、酒誥の例と共に「經」は動詞で、其の徳を常にする、其の徳を常に在らしめる意味とする。

劉信芳 2018b は整理者に従う。

筆者注：『孟子』盡心下「孟子曰：「堯、舜，性者也。湯、武，反之也。動容周旋中禮者，盛徳之至也。哭死而哀，非爲生者也。經徳不回，非以干祿也。言語必信，非以正行也。君子行法以俟命而已矣。」とあり、蕭旭 2018 のいうように、ここを「經徳」で名詞とすればこの句から動詞がなくなるから、「經」を動詞と解せざるを得ない。ここは先の『孟子』盡心下の趙岐注「經，行也。」に従って読んでおく。

「女亦母不夙夕絜惠」について。整理者は「汝亦母不夙夕經徳」に読み、その句法が『書』康誥「汝亦罔不克敬典」と同じであることを指摘する。

【24】「裕」について。整理者は「欲」に読み、于省吾 2009: 127-130 が毛公鼎「俗我弗作先王羞」「俗女弗以乃辟𠄎于艱」（集成 2841）の「俗」、『尚書』卷八仲虺之誥の「裕」字をいずれも「欲」に読み、願望文の語頭に用いられる

ことを指摘することをいう。

「𧰨」について。整理者はこれが鐘鐃の銘文によく見え、正始石經『書』多士が「配天其澤」の「澤」をそれに作り（筆者注：正始石經多士ならば「逸」字）、ここは「繹繹」に読めるという。そして『漢書』韋玄成傳「繹繹六轡」、顔師古注「繹繹，和調之貌。」を引用する。

劉信芳 2018b は整理者の讀みに従いつつ、整理者が「繹繹」の下に逗號を入れ、次の「弗功我一人在位」を一文とすることを否定し、「弗功。我一人在位。」に讀む。

子居 2019 は整理者の讀みに従いつつ、「𧰨」字として『説文解字』「𧰨，獸也。似兔，青色而大，象形。頭與兔同，足與鹿同。」を引用し、もと『詩』にも見える碩鼠（鼠の類）のことではないかと述べる。そして華みなさまをいうとし、『詩』周頌載芟「驛驛其達，有厭其傑。」經典釋文「驛驛，音亦，爾雅作繹繹。」『同』商頌那「庸鼓有數，萬舞有奕。」馬瑞辰『毛詩傳箋通釋』卷三十二商頌那「萬舞有奕，傳：「奕奕然閑也。」箋：「其干舞又閑習。」瑞辰案：廣雅釋訓：「閑閑，繹繹，盛也。」盛、大義相近。韓奕詩傳：「奕奕，大也。」説文：「奕，大也。」萬爲大舞，故奕爲大貌。閑亦大也。」等を引用する。

筆者注：清華簡『四告』簡9に同類の字があって「淵祚繹繹」のように、やはり「繹」に讀まれている。ここは整理者に従って讀んでおく。

「𧰨」について。整理者は「功」に讀み、『説文解字』「以勞定國也」を引用し、「功」「動」はいずれも「勞」に訓ずるとする。

王寧 2018a 第14樓のeeは毛公鼎・師克簋等に見える「爵」「収」に従う字がこの異體字であるとする。

王寧 2018a 第24樓の心包は「邛」（後の「劬」に相當）に讀んで「勞」「病」に訓じ、私一人が在位して苦勞させず、私のかわりに責任を分擔してほ

しい、の意味とする。そしてこの種の用例として、清華簡『皇門』簡2-3「不共于恤」の「共」（張富海2018:413-414、馮勝君も先に同様の見解を古文字年會にて提示）、郭店楚簡『緇衣』簡7-8「非其止之共唯王慧。」の「慧」を通行本は「邛」に作る（張富海2018:413-414）、清華簡『厚父』簡7「惟時下民唯帝之子」の「唯」や金文にも見えることを述べる。

蕭旭2018は整理者を否定して「鞏」に読み、また「拱」「攻」にも作るとして強固の意とし、『廣雅』「拱，固也。」「攻，堅也。」について王念孫『廣雅疏證』卷一下釋詁「攻」・卷二下釋詁「拱」が「執」「固」の意味、「恭」「拱」の音義が近いと論ずることを引用する。そして簡29のこの字も同様に読む。

劉信芳2018bは整理者の讀みに従い、清華簡『周公之琴舞』簡10「官稱其又有若，曰享答余一人」を引用し、「弗功」とは功績を「余一人」のものとして臣下自身の手柄にしないこととする。そして臣下の功については別に簡19「余唯亦功作汝」の「功作汝」とあるように、お前の功績には天子が承認と相應の賞があることになっていると述べる。

子居2019は心包に従う。

夏含夷2021は、文全體として心包のような解釋をしつつ「共」に読む。

筆者注：こども讀み難いが、攝が事を成し遂げたものの周王がこの世にいない場合について述べたものか。

「弗弼成我一人立」について。整理者は「弗功成我一人在位」に読み、毛公鼎「毋童（動）余一人在位」（集成2841）にほぼ同じとする。

「則乃身」について。整理者は如字に読む。

劉信芳2018bは「乃身之準則」のことであり、「身」を安身立命の身、王命を報告する身の意とし、『書』伊訓「與人不求備，檢身若不及。」を引用する。

「諱」について。整理者は「懽」に読み、『説文解字』「放也」を引用し、段玉裁注は「豫」「揚」等の字と通用するということを述べる。

王寧 2018b は「蕩」の本字とし、「盪」「揚」「揚」にも作ることをいい、「非容」で良くない立ち居振る舞いの意とする。

劉信芳 2018b は「予」に読む。

子居 2019 は清華簡『越公其事』第六章にもこの字が見え、出土文献では「湯」にも作ることをいう。

「頌」について。整理者は如字に読む。

王寧 2018a 第 14 樓の ee は「容」に読む。

王寧 2018b は ee に従う。

劉信芳 2018b は ee と同様に読み、清華簡『周公之琴舞』簡 14 「不界用非頌(容)」を引用し、「非容」を用いてはならない意とする。

王寧 2018a 第 107 樓の ee は自説を補足し、簡 11・12・19 のいずれのこの字も「容」に読み、清華簡『周公之琴舞』簡 14 「介澤恃德，不界用非頌」の「頌」を整理者は「雍」に読むが、黃傑 2013 は「容」に読んで容儀を指すとしており、その「不界用非頌(容)」は本篇簡 11 「亡能諱用非頌(容)」に對應すると述べる。

子居 2019 は「誦」に読んで下から上に正言・諫言する意とし、『國語』晉語六「吾聞古之王者，政德既成，又聽于民，于是乎使工誦諫于朝。」等を引用する。

夏含夷 2021 は ee 同様に読み、容貌・舉動の意としつつ、訴訟の意で如字に読む可能性もいう。

筆者注：ここも様々な解釋が可能であるが、ひとまず整理者に従っておく。

「正命」について。整理者は盥盪「厥非正命」(集成 4469) を引用する。

王寧 2018a 第14樓の ee は「命正」のこととし、百正百官に命ずる意とする。

「弗^𠄎成我一人^𠄎才立亦則乃身亡能^𠄎讒^𠄎甬非頌女正命女有告于」について。整理者は「弗功成我一人^𠄎在位，亦則乃身亡能^𠄎讒^𠄎用非庸汝正命。汝有告于」に讀む。

王寧 2018a 第14樓の ee は王寧 2018a 第11樓の竹簡配列に従い、「弗^𠄎我一人^𠄎在位，亦則乃身亡能^𠄎讒^𠄎用非容。汝正命，汝有告于（以上、簡11）朕。……（簡13）」に讀む。

王寧 2018b は ee の句讀に従う。

劉信芳 2018b はこれを「……弗功。我一人^𠄎在位，亦則乃身，無能^𠄎予用非容。汝正命，」に讀む。

子居 2019 は「亦則乃身」を一句とする。

【25】「于」について。整理者は文中の虚詞とする。

蕭旭 2018 は介詞「自」とする。

筆者注：王引之『經傳釋詞』卷八「自，詞之用也。書康誥曰：「凡民自得罪。」某氏傳訓自爲用。召誥曰：「自服于土中。」鄭注亦曰：「自用也。」とあるように、「用（もつて）」の意である。

「汝母敢有退于之自一話一言」について。整理者は「汝母敢有退于之，自一話一言。」に讀み、『書』皐陶謨「予違，汝弼。汝無面從，退有後言。」『同』立政「自一話一言」を引用する。

劉信芳 2018b はこの句讀を「汝母敢有退于之自一話一言，」とし、『書』立政「相我受民，和我庶獄庶慎，時則勿有問之自一話一言，我則未惟成德之彥，以又我受民。」を引用し、舊注は「之」の後で切るが、これも一文とすべきであり、ここは「若有問之自一話一言，我則未惟成德之彥」が省略された形であるという。

子居 2019 は、傳えた話を變更してはならない、の意味とする。

筆者注：この句讀は劉信芳 2018b のいうように、「汝母敢有退于之自一話一言。」とすべきであり、王命を一字一句違えてはならないの意味になる。なお加藤常賢 1983: 309 は「……。時則勿有間之自一話一言、……」の句讀である。

【26】「遑」について。整理者は「洸」に読み、淫放に訓ずる。

蕭旭 2018 は「迭」に読んで越える意で、前の「退」と對になっているとする。そしてもともと「軼」「跌」に作ると述べ、『説文解字』「軼，車相出也。」「跌，……一曰越也。」等を引用する。

子居 2019 は「溢」、超過する意とし、『莊子』天地「數如洸湯，其名爲棹。」經典釋文「洸，本或作溢。」を引用し、「汝亦母敢洸于之言」を（傳えた話を）減らしても増やしてもいけない、の意味とする。

王寧 2018a 第 120 樓の汗天山は、この旁を「南」として「適」に作って「誦」に読み、この字は「喃」「訥」「詁」にも作り（「南」「冉」「占」の古音は近く通假する）、「多語」「多言」「巧言」「妄言」「佞言」に訓ずるといい、簡 12「汝有退進于朕命」の「進」は「汝亦母敢誦于之」に對應すると述べる。

筆者注：清華簡『治政之道』簡 11 にもこの字があり、「失執」「失位」「失之」と「失」に読まれている。ここは文脈からいって整理者の読みでよからう。傳世文献には「淫洸」の語で『書』酒誥「誕惟厥縱淫洸于非彝，用燕喪威儀，民罔不盡傷心。』『禮記』坊記「以此坊民，民猶淫洸而亂於族。」のようにしばしば見える。

「言佳明」について。整理者は「言唯明」に読み、「言」は上文にかかるとする。

劉信芳 2018b は「言」の後に句號を置く。

子居 2019 は整理者に従う。

「淫」について。整理者は如字に讀む。

蕭旭 2018 はこれを甚だしい意とする。

「弗」について。整理者は如字に讀む。

蕭旭 2018 は「艸」に讀み、『呂氏春秋』重言「艸然充盈。」を『論衡』知實
が「怫然」に、『列女傳』卷二賢明が「忿然」に作ることをいう。

「𡗗」について。整理者は裘錫圭 2015: 378-388 により、「晶」に従う室聲と
して書母質部の「節」に讀み、「弗節」と「淫」とを同義とする。

石小力 2018 は「室」に従う晶聲とし、「室」を意符として他の構成要素を音
とする字が他にもあり、「參」に讀んで検査の意ではないかという。

王寧 2018a 第11樓の王寧は「臺」の異體字で「殆」に讀むのではないかと
いう。

醉馬 2018 は、齊縈姬盤（集成 10147）等に見える「姪」に讀む「嬭」字に
より（周法高 1974: 6866-6868）、この字の下傍の「室」は「至」を音符として
おり、陳劍 2008: 37-38 により、これを「疊」、後の「疊」ではないかという。
そして『詩經』周頌時邁「薄言震之，莫不震疊。」毛傳「疊，懼。」等を引用
し、「懼」に讀んで、「毋弗疊」で王の告戒を攝は畏怖する必要が全くない、の
意味とする。

王寧 2018b は醉馬 2018 に従う。

蕭旭 2018 は「𡗗」に讀み、『說文解字』「忿戾也。……周書曰：「有夏氏之民
叨𡗗。」」を引用し、『書』多方が「叨愆」に作り、僞孔傳に「有夏之民貪叨忿
愆而逆命。」とあることなどをいい、「弗𡗗」で「忿愆」「忿愆」「忿愆」の轉語
で、忿怒の意とする。

子居 2019 は「𡗗」「𡗗」の異體字として「秩」に讀み、郭店楚簡『性自命
出』・上博楚簡『性情論』の「𡗗性」「𡗗性」に相當するといい、『詩』秦風小
戎「厭厭良人，秩秩德音。」毛傳「秩秩，有知也。」等を引用する。

王寧 2018a 第 122 樓の my9082 は「致」に読み、整理者と同様に節制の意とする。

夏含夷 2021 は整理者に従う。

筆者注：ここは整理者に従っておく。

「其亦佳」について。整理者は「其亦唯」に読み、誤脱の可能性をいう。

夏含夷 2021 は簡 14 冒頭「乃亦惟」を重複して筆寫したのではないかと述べる。

筆者注：整理者の配列のままでは文意が通じないので、注【27】で述べるように竹簡の再配列が必要である。

【27】「有命正」について。劉信芳 2018b は後の「有退進于朕命」に對應し、君命を奉じて執政する意とする。

子居 2019 は「有」を語助詞で意味を持たず、「命」を復命の意とする。

「卽正」について。劉信芳 2018b は後の「卽命」に對應し、緊急事態に應じて即斷即決する意とする。

子居 2019 は「節正」に讀む。

筆者注：「有命正」「有卽正」は對になっており、類似の意味であるように見える。

「頌」について。整理者は「庸」に讀む。

劉信芳 2018b は「容」に読み、威儀と關連するという。

「弔」について。整理者は甲骨文で「勿」に用いられることをいう。

王寧 2018a 第 30 樓の ee は「弗」に讀む。

王寧 2018b は ee に従う。

子居 2019 は整理者を否定し、張宗騫 1940 が「弼(彌)」「弗」の通假關係を論じていることを指摘し、これらの文字が同源であるとして ee に従う。

筆者注：ここは文脈上、ee のいうように否定詞がよいであろう。

「兼」について。整理者は「庸」に読んで永の意とし、『詩』周南漢廣「江之永矣」について『説文解字』はこれを引いて「江之兼矣」に作ることを述べる。

王寧 2018a 第 30 樓の ee は「祥」に読み、「弗祥」で不善の意とし、簡 14・18 のそれらについても同様に読む。

王寧 2018b は ee に従い、「弼兼」を『書』盤庚「迪高后丕乃崇降弗祥」の「弗祥」のこととして「不善」の意とし、『説苑』正諫「夫斂民之哀而以爲樂，不祥」を引用する。

劉信芳 2018b は整理者の讀みに従いつつ、「輔」の意とし、次の「兼」を長の意とする。そして「亦若之容弼永」と後の「弼永」「汝亦威」とが關連するという。

子居 2019 は「諱」に読んで詐欺の意とする。

夏含夷 2021 は簡 14 の同字と共に消極的な意味のほずであり、整理者の解釋が成立し難いことをいう。

筆者注：ここを ee の讀みに従えば、攝は「有命正」「有即正」であるけれども、「祥」のないように慎んで行動せよという意味になろうか。

「女有告于余事，女有命正，有即正，亦若之頌弼兼」について。整理者は「汝有告于余事，汝有命正，有即正，亦若之庸弼兼」に読む。そして『書』洛誥「乃惟孺子頌，朕不暇聽。……汝乃是不獲，乃時惟不永哉。篤敘乃正父，罔不若予，不敢廢乃命」が、周公が政治を成王に戻して王事が成ったといい、私は聴く時間がなく、物事は全て官長や長老に教えてあり、あなたが政治に努力しなければ永續しない、というのにほぼ同じであり、ここは、あなたには命卿

や官長がおり、その諮問によるべきで、事を一々私に告げれば永續できない、の意味とする。

竹簡の配列について。

王寧 2018a 第 11 樓の王寧・王寧 2018b は簡 12・13 の順序が逆なのではないかという。そして、「……汝有告于（以上、簡 11）朕，汝母敢有退；于之自一話一言，汝亦母敢洸；于之言唯明，母淫，母怫。殆（？）其亦唯（以上、簡 13）余事，汝有命正，有即正，亦若之庸弼業。汝有退進于朕命，乃唯望亡逢。則或即命（以上、簡 12），乃亦唯肇謀，亦則遏逆于朕，是唯君子秉心，是汝則唯肇咨弼業，乃既誨，女迺敢……」に讀む。

王寧 2018a 第 30 樓の ee は簡 11・13・12・14 の順に配列し、簡 13 冒頭の「命」を「朕」字とする。

王寧 2018b は「……汝有告于（以上、簡 11）朕，汝母敢有退；于之自一話一言，汝亦母敢洸；于之言唯明，母淫，母弗懼。其亦唯（以上、簡 13）余事，汝有命正，有即正，亦若之庸弼業。汝有退進于朕命，乃唯望亡逢。則或即命（以上、簡 12），乃亦唯肇謀，亦則遏逆于朕，是唯君子秉心，是汝則唯肇咨弼業，乃既誨，女迺敢……」に讀む。

劉信芳 2018b は王寧 2018b に従う。

王寧 2018a 第 107 樓の ee は簡 12・13 の背面にいずれも「十二」と書かれているように見えるといい、書寫者の誤寫と整理者の誤認の可能性を述べる。

王寧 2018a 第 120 樓の汗天山は、總括する文である簡 12「汝有退進于朕命」は文脈上簡 13「汝母敢有退于之」「汝亦母敢誦于之」の後にくるとして王寧らに従う。

夏含夷 2021 は整理者に従い、「朕」が一人稱代名詞所有格で主語になっても賓語の位置に現れることはなく、續く三字との関連性はないが、竹簡背面には順序を示す數字が書かれていて王寧らの修正案にも問題があるとして、筆寫の

問題がある可能性をいう。

筆者注：整理者の竹簡配列通りだとこの前後は文意を解し難いため、王寧に従って変更する。竹簡背面の数字については、それが書かれた後に表を書寫する簡を誤ったか、その逆に表を書寫した後に数字の割り振りを誤ったのではないか。

【28】「退進」について。整理者は進退の意とし、『周禮』小司寇「孟冬祀司民，獻民數於王，王拜受之，以圖國用而進退之」、鄭注「進退，猶損益也。」を引用する。

「謹」について。整理者は「望」に読んで希望の意とし、『孟子』梁惠王上「無望民之多於鄰國也。」を引用する。

劉信芳 2018b は整理者の讀みに従いつつ、『說文解字』「出亡在外，望其還也。」を引用する。

「殺」について。整理者は「逢」に読んで逢迎の意とし、『孟子』告子下「逢君之惡」を引用する。

王寧 2018b は「逢殃」「逢災」の省略とし、『楚辭』天問「有扈牧豎，云何而逢」、『管子』形勢「曙戒勿怠，後稚逢殃。」などを引用する。

蕭旭 2018 は「夆」に読み、『說文解字』「夆，𠄎也。」を引用し、逆らう、抵觸する意で「逢」にも作るとし、『爾雅』「逢，還也。」郭璞注「轉復爲相觸還。」を引用し、「還」は「𠄎」であり、雙聲音轉して「犯」にも作ると述べる。

子居 2019 は「遇」に訓じ、迎合する意とする。

筆者注：ここは子居 2019 が文意に合うか。

「女有退進于朕命乃佳謹亡殺則或即命朕」について。整理者は「汝有退進于朕命，乃唯望亡逢，則或即命朕。」に読み、お前は私が命ずることに損益する

ところがあれば、お前が私の意圖に迎合することがないよう望んでいるので、すぐさま私に告げよ、の意味とする。

王寧 2018b は、お前が私の命令をためらわずに実行することは良くない、ただ災難に遭遇しないよう願うのみである、の意味とする。

蕭旭 2018 は「汝有退進于朕命，乃唯望亡逢」を、お前は私の命令に退くことがあってもよいが、違えてはならない、の意味とする。

子居 2019 は「……，乃唯望亡逢，則有即命朕。」に読み、お前の期待に沿えなければ、私に告げにくるように、の意味とする。

筆者注：末尾の「朕」は簡 13 冒頭にあるため、注【27】で論じたように簡 11 の末尾に接續する。

【29】「肇」について。整理者は如字に讀む。

蕭旭 2018 は「肇」の俗字とし、『詩』大雅江漢の釋文が『韓詩』を引いて「肇，長也。」として『玉篇』がその説を用いていることなどをいう。

劉信芳 2018b は「肇謀」を謀を始める意とする。

子居 2019 は「肇謀」が春秋後期の叔尸鐘「汝鞏勞朕行師，汝肇敏（謀）于戎功。」（集成 272-278）、『詩』大雅江漢「肇敏戎公，用錫爾祉。」毛傳「肇，謀。」に見えることをいう。

「匄」について。整理者は「遏」に讀み、「遏逆于朕」が『書』君奭「遏佚前人光在家」、清華簡『厚父』簡 5-6「王迺遏失其命」とほぼ同じであるとする。

王寧 2018a 第 33 樓の王寧は如字に讀み、「匄逆」で歸還の意とする。

王寧 2018b は自説を補足し、「匄」は「丐」でもあり、『漢書』文帝紀「及知見之所不及，匄以啓告朕」、顔師古注「匄音蓋，匄亦乞也。啓，開也。言以過失開告朕躬，是則於朕爲恩惠也。」を引用し、「匄」はこいねがう意とする。

王寧 2018a 第 67 樓の暮四郎は同 57 樓の自説により（注【17】「偁」字參照）、ここも「冬」に隸定して「終」に讀む。

蕭旭 2018 は「還」に読んで抵觸の意とし、『釋名』釋言語「逆，還也，不從其理則生殿還不順也。」『文選』卷十八長笛賦「掌距劫還，又足怪也。」李善注「言聲之相逆還也。郭璞穆天子傳注曰：還，觸也。」を引用し、「句逆」は「逆還」の倒語であり、音轉して「逆忤」「逆迕」等にも作ると述べる。そして『書』君奭「遏佚」は『漢書』王莽傳が「遏失」に、僞孔傳が「絶失」に作り、顔師古注は孔説に従っており、簡文の意味に合わないとする。

劉信芳 2018b は如字に読み、『漢書』文帝紀「令至其悉思朕之過失，及知見之所不及，句以啓告朕」、顔師古注「句亦乞也。」を引用する。

子居 2019 は「謁」に読んで告げる意とし、『爾雅』釋詁「謁，告也。」を引用する。

王寧 2018a 第120樓の汗天山は整理者に従う。

筆者注：ここは攝が周王の命令に背くことをいうか。整理者に従って読み、とどめる意に解しておく。整理者の引く『書』君奭「遏佚前人光在家」の僞孔傳に「絶失先王光大之道」とある。

「逆」について。整理者は如字に讀む。

王寧 2018a 第30樓の ee は迎え受ける意とする。

王寧 2018b はこれを臣下から王への上奏をいうとし、『周禮』夏官司馬太僕「掌諸侯之復逆」、鄭注「復，謂奏事。逆，謂自下而上曰逆。」を引用する。

蕭旭 2018 は ee に従う。

劉信芳 2018b は王寧 2018b に従い、「句逆」は謙遜の言葉で、重臣が時宜に應じて行ったことは事後に君主に復命しなければならないことをいうとする。

王寧 2018a 第120樓の汗天山は、「迕」として「藐」に読んで輕視の意とし、『孟子』盡心下「說大人則藐之。」を引用する。

子居 2019 は進言の意とし、『周禮』天官宰夫「敍群吏之治，以待賓客之令，諸臣之復，萬民之逆。」賈公彥疏「逆者，向上之言。」を引用する。

「是佳君子秉心」について。整理者は「是唯君子秉心」に読み、『詩』大雅桑柔「君子實維，秉心無競」を引用する。

王寧 2018a 第 33 樓の王寧・王寧 2018b は「是佳」を「是惟」に読む。

「悽」について。整理者は「咨」に読み、『説文解字』「謀事曰咨」を引用する。

蕭旭 2018 は「肇慙」「肇悽」が對になっているとし、「乃既啓」までが一文とする。

劉信芳 2018b は「齊」に読んで等しい意とし、この前後の文が前の「亦若之容弼永」に對應するという。

王寧 2018a 第 111 樓の暮四郎は簡 28 「護」同様、これを「濟」に読む。

「弼柔」について。整理者は如字に読む。

王寧 2018a 第 30 樓の ee は「弗祥」に読む。

蕭旭 2018 は ee に従う。

子居 2019 は「勿欺」に読む。

筆者注：こども注【27】同様に ee に従って読んでおく。

「既」について。整理者は如字に読む。

蕭旭 2018 は「終」の意とする。

「啓」について。整理者は「悔」に読む。

劉信芳 2018b は「謀」に読み、「既謀」「肇謀」が對應すると述べる。

子居 2019 は劉信芳 2018b に従う。

「乃亦佳肇慙亦則勾逆于朕是佳君子秉心是女則佳肇悽弼柔乃既啓」につい

て。整理者は「乃亦唯肇謀，亦則過逆于朕，是唯君子秉心，是。汝則唯肇咨芻萊，乃既悔。」に読み、君子は正しい心を保つものであり、お前がはかりごとを始めれば私にも災いが及ぶし、お前がはかりごとを始めても長続きせず、最後には必ず後悔するぞ、の意味とする。

王寧 2018a 第33樓の王寧はこの末尾に逗號を置く。そして簡12・14・13の順に接續した上で、この前後を、あなたは私の指示に服従することができ、自分の計畫もあり、事務の責任を私に戻すことを願い（責任逃避の意）、この時あなたは君子が持つべき正しい思想を考えねばならず、あなたにこの種の考えをずっと保持するようなことがあってはならず、ただちに悔い改めねばならない、そうすれば成熟した人になることができる、の意味とする。

王寧 2018b は自説を訂正して、あなたは私の指示に服従することができ、計畫した状況を私に報告してほしい、これは君子が持つべき正しい思想と考えられる、あなたの計畫がもし長期的なものでなければ、ただちに改めねばならない、そうすれば成熟した人になることができる、の意味とする。

蕭旭 2018 は、お前は國事をはかり、私に抵觸してもよいが、ただ君子が正しい心を保つことを望む、お前は國事をはかり、もし不善であれば、最後に後悔するであろう、の意味とする。

子居 2019 は冒頭の「乃」を直前の「其亦佳」に接續し、「其亦唯乃，亦唯肇謀，……」に讀む。

【30】「整」について。整理者は「整」に讀んで齊の意とする。

王寧 2018a 第18樓の ee は、下部の不完全な「東」、そして「支」「正」に従っており、「繫」の誤寫で「懈」に讀むのではないかという。

王寧 2018a 第19樓の心包は ee に従う。

王寧 2018a 第33樓の王寧・王寧 2018b は「齊」に訓ずる。

蕭旭 2018 は王寧を否定し、懲らしめる意とする。

劉信芳 2018b は上文の「命正」「即正」に對應するとして、「正」に讀む。

王寧 2018a 第 104 樓の暮四郎は「簡」に讀んで次のようにいう。晉公盆（集成 10342）・晉侯穌鐘（新收 878）・蔡侯盤（集成 10171）に通常「整」に釋される同一の字がある。それらは陳純釜（集成 10371）・秦公罇（集成 270）等に見える字「敕」の繁體であり、迷盤（新收 757-1~3）の「諫」とも密切な關連があつて、「整」に作るべきである。その「東」は聲符で「簡」に讀み、統治の意である（暮四郎「說秦公罇、簋、陳純釜“敕”與大孟鼎“諫”、“調”（摘要）」（簡帛網・簡帛論壇、<http://www.bsm.org.cn/bbs/read.php?tid=3191>）（筆者注：現在閱覽不可）。晉公盆「簡辭（父）爾家」については迷盤「諫（簡）父四方」、清華簡『封許之命』簡 5「東（簡）父三（四）方不」參照。

王寧 2018a 第 105 樓の心包は、清華簡『越公其事』簡 53・59 に下旁が「止」である類似の字があつて、それぞれ「整民」「敕民」「簡民」、「整師」「敕師」「簡師」、「整齊」「簡齊」「飭齊」と讀む可能性があることを指摘する。

王寧 2018a 第 106 樓の王寧は暮四郎に従いつつ、『說文解字』「諫，証也。从言東聲。」「証，諫也。从言正聲。」を引用し、「諫」「証」は互訓で、「諫」「敕」は「東」聲であり、を「東」又は「簡」に讀むのは問題ないが、「正」を加えて「東」聲とするのは問題があり、それは「正」聲で、晉侯穌鐘（新收 878）の「整師」等のように「諫」「証」の關係から同義互用とするのがよいと述べる。

王寧 2018a 第 118 樓の汗天山は「繁」の誤寫として「懈」に讀む。

王寧 2018a 第 119 樓の心包は汗天山を否定する。

夏含夷 2021 は暮四郎に従いつつ、簡単にする、減少の意とする。

筆者注：ここは金文の表現に繋げて論ずる暮四郎がより適當。

「慙」について。整理者は「極」「殛」に讀み、『書』洪範「嚮用五福，威用六極」、六極は「一日凶短折，二日疾，三日憂，四日貧，五日惡，六日弱」であること、『同』康誥「爽惟天其罰殛我」を引用し、いずれも「罰」に訓ずる

ことをいう。

王寧 2018a 第33樓の王寧・王寧 2018b は「極」字とし、『説文解字』「疾也」とあり、「整極」で「齊疾」であり、『爾雅』釋言「疾、齊、壯也」、郭注「壯、壯事、謂速也。齊亦疾。」邢昺疏「急疾、齊整、皆於事敏速、強壯也。」を引用し、「齊」「疾」はいずれも敏捷快速の意で、「乃敢整極」は「乃能齊疾」であり、物事の処理がてきばきしている意で、人の成熟を指すから「壯」というのであると述べる。

蕭旭 2018 は王寧が「極」字とするのに従って「諱」「憚」に読み、『説文解字』「諱、飾也。……讀若戒。」を引用し、「飾」は「飭」にも作り、「齊諱」で懲らしめる意の同義副詞とする。

劉信芳 2018b は「恆」に読んで常の意とし、これを含む句を、お前の政治に持続性があるそれが常態になっていることを現すとす。

子居 2019 は「中」・規則に訓じ、『書』君奭「前人敷乃心、乃悉命汝、作汝民極。」僞孔傳「前人文武布其乃心爲法度、乃悉以命汝矣、爲汝民立中正矣。」等を引用する。

王寧 2018a 第118樓の汗天山は高亨 1989: 381-382 により、「亟」と音の近い語氣詞「忌」に読み、『詩』鄭風大叔于田「叔善射忌、又良御忌。抑磬控忌、抑縱送忌。」「叔馬慢忌、叔發罕忌。抑釋搆忌、抑鬯弓忌。」毛傳「忌、辭也。」朱駿聲『説文通訓定聲』頤部「忌、助語之辭。」を引用する。

王寧 2018a 第119樓の心包は「極」に読み（「亟」の音）、傳世文獻にも見えるように「淫」の意に近いことをいい、清華簡『厚父』簡13「惟酒用極狂」を引用し、『廣雅』釋詁が「極」を「疲」「羸」「擊」「窮」に訓ずることを指摘する。

夏含夷 2021 は簡17「淫慙」に對應するという。

筆者注：ここは整理者に従う。

「不子」について。整理者は「丕子」に読み、『書』金縢、僞孔傳が「太子」とすることを指摘する。

王寧 2018a 第 27 樓の王寧・王寧 2018b は「不慈」に読むかもしれないという。

劉信芳 2018b はこの「不」を含む三例の「不」字を全て「丕」に読み、大の意とし、「丕子」は繼承者で、腕白な子供である「毓子」と比較していうとする。

筆者注：整理者に従って読むが、太子と斷定できる十分な證據があるわけではない。

「學」について。整理者は如字に読む。

王寧 2018a 第 27 樓の王寧・王寧 2018b は「孝」に読むかもしれないという。
蕭旭 2018 は整理者に従う。

「啻」について。整理者は如字に読む。

王寧 2018a 第 27 樓の王寧・王寧 2018b は「適（嫡）」に読むかもしれないという。

蕭旭 2018 は整理者に従う。

「鬼」について。整理者は「畏」に読む。

劉信芳 2018b は「威」に読み、「汝亦威」をお前の威儀も表される意とする。

「勩」について。整理者は勞苦の意とする。

王寧 2018b は「働」「懂」に読み、『廣韻』「懂，憂哀」、『集韻』「働，……憂也」を引用し、怒る意とし、「亦畏獲懂朕心」で、お前は私が内心怒らないよう注意せよ、の意味とする。

蕭旭 2018 は整理者に従い、「勞」「憂」に訓ずる。

劉信芳 2018b は「勤」と同じとし、「獲勤朕心」を、お前は政治に努めて私の心を獲得せよ、の意で、「獲」を主語の汝が省略された動詞謂語とする。

子居 2019 は整理者に従う。

「朕心」について。整理者は『書』康誥「朕心朕德惟乃知」を引用する。

「女則亦佳肇不子不學不啻女亦鬼萑勲朕心」について。整理者は「汝則亦唯肇丕子不學，不啻汝，亦畏獲勲朕心。」に讀む。

王寧 2018a 第27樓の王寧・王寧 2018b は「汝則亦唯肇不子、不學、不啻，汝亦畏獲謹朕心。」に讀む。

蕭旭 2018 は整理者に従い、簡6「不啻汝畏，則由勸汝訓言之誤」と同じであり、「汝」は伯攝を指すとする。

劉信芳 2018b は「汝則亦唯肇丕子不學不啻，汝亦威。獲勤朕心。」に讀む。

子居 2019 は「汝則亦唯肇，……」に讀む。

【31】「有」について。子居 2019 は意味を持たない語助詞とする。

「執」について。整理者は「設」に讀む。

蕭旭 2018 はこれは「執」字であり、執政の意とする。

「服」について。整理者は如字に讀む。

蕭旭 2018 はこれを徳政を行う意とする。

劉信芳 2019a は「乃服」が前の「出納朕命」「衛事衛命」「惠不惠，亦乃服」
「汝有命正，有即正」を承けるとする。

筆者注：これは攝の職務を意味するものであろう。

「女有佳𠄎子余既執乃服」について。整理者は「汝有唯冲子，余既設乃服。」に読み、『書』康誥「汝惟小子，乃服惟弘」と同様の意味とする。

蕭旭 2018 は、お前はまだ子供であり、私は既に執政して徳政を行った、の意味とする。

【32】「朋」について。整理者はこの字形について黄文傑 2000: 278-282 に従い、徒党を組む意とし、『書』臯陶謨で丹朱が「朋淫于家」とあることを引用する。そして『同』洛誥「孺子其朋、孺子其朋」、『後漢書』爰延傳がそれを引いて「言愼所與也」とあることをいう。

蕭旭 2018 は群がり集まる意とする。

王寧 2018a 第 108 樓の暮四郎は、これと同様の字が簡 16 に 3 つあって、それらは簡 25 の殘缺字・簡 27 の字の變體であり、郭店楚簡『老子』甲簡 31 「富」・上博楚簡『緇衣』簡 22 「𠄎(富)」・郭店楚簡『唐虞之道』簡 26 「家」・上博楚簡『緇衣』簡 11 「𠄎(寧)」のように、楚簡の「𠄎」はこの字の上部のような形だから、ここは「𠄎」に作るべきだとする。

王寧 2018a 第 113 樓の許文献は暮四郎の議論に従い、甲骨金文の「𠄎」字に見える「人」形と簡文の字形が近く、多友鼎のそれは後の聲化か異化であって簡 25・27 の當該っ字の基づくところだから、簡文のこれらの字は「𠄎」か「朋」字の異體字で「朋」に読み、古文字「𠄎」字がしばしば朋黨の意であることにも合うとし、杜伯盃「其用高孝于皇神祖考，于好𠄎友。」(集成 4448-4452) を引用する。

王寧 2018a 第 114 樓の心包は整理者に従い、李家浩 2013: 366-369 により、「𠄎」「朋」(量詞としての「貝」の象形字) は象形文字に音符「𠄎」を加えたものではなく、表意文字「𠄎」(「𠄎」「伏」職部の音) に「朋」音を加えた形聲字であり、秦漢文字では「朋」(『説文解字』では「鳳」の古文) になり、上博楚簡『三徳』簡 17 にも「朋」字がある。だが簡 25・簡 27 の字は「𠄎」であって「𠄎」+「朋」の字や「𠄎」とは全く無関係であると述べる。

王寧 2018a 第115樓の暮四郎は許文獻・心包の指摘を承けて自説を修正し、「𠄎」に作って「朋」に讀む。

筆者注：ここは他人と一緒に酒に溺れてはならない意味であろう。動詞の連用化「ともに」の意味で解しておく。

「殺」について。整理者は「教」に讀む。

王寧 2018a 第43樓の王寧・王寧 2018b は模倣する意の「效」に讀む。

蕭旭 2018 は使役動詞とする。

「惠」について。整理者は「德」に讀む。

王寧 2018a 第39樓の心包は整理者の讀みに従いつつ、ここで王が他人に自分が有徳であると思わせる必要がないため、感激の意とし、前の「設乃服」もその文脈で理解する。

王寧 2018a 第43樓の王寧はこの直後の「我」は王の自稱ではなく自分の意とし、「徳我」で自分で自分を有徳とする意という。

王寧 2018b はこれを「置」に讀み、「置我」で自分を落ち着かせる意、「勿效人置我」で、他人がそのように自分を落ち着かせることを学んではならない意とする。

蕭旭 2018 は心包に従う。

劉信芳 2019a は『説文解字』「外得於人，内得於己也。」により、ここの文は前文の厳しい訓戒を承けて、他人に自身に徳があると伝えてはならぬとっており、この「徳」は公衆の攝に對する評價をいうとする。

夏含夷 2021 は貶す意があり、諂いを含むとする。またその字形が簡18の美德を表す同字とは異なり、簡23で賄賂の文脈で用いられる同字と類似することを述べる。

筆者注：ここは禁止事項が列擧されているとするのが適當だから、夏含夷

2021 のような意味合いである可能性が高い。とはいえ「徳」を別字に假借して解するのは苦しい。整理者に従って「徳」に読み、蕭旭 2018 のように、人々に攝ではなく周王の方に徳があるように思わせてはならないことをいうものと考えておく。

「女（汝）母（母）敢朋況（酗）于酉（酒）勿殺（教）人惠（徳）我」について。整理者は「汝母敢朋酗于酉，勿教人徳我。」に読み、『書』無逸「無若殷王受之迷亂，酗于酒徳哉」を引用し、ここは、お前は酒に溺れることなく、人に私の徳を行わせることのないようにせよ、の意味とする。

蕭旭 2018 は、お前は酒に群がって徳を失ってはならず、私に徳があることを人に感じさせてはならない（お前も徳恵を樹立して皆を服従させよ）、の意味とする。

【33】「鮮」について。整理者は如字に読んで「少」に訓ずる。

劉信芳 2019a は整理者に従う。

「楚」について。整理者は「胥」に読み、孫詒讓が毛公鼎「楚賦」を「胥賦」に読むことをいう（孫詒讓『籀廬述林』（中華書局 2010 年版 210 頁）。そして『書』盤庚「惟胥以沈」、『詩』小雅雨無正「淪胥以鋪」、『同』小雅小旻「淪胥以敗」、『同』大雅抑「淪胥以亡」がいずれも連れだつての意であることをいう。

劉信芳 2019a は整理者に従う。

「亡非」について。整理者は「罔非」に読み、「皆」の意で『書』にしばしば見えることをいう。そして『書』酒誥「罔非酒惟辜」を引用し、酒に溺れる過ちのことであり、清華簡『説命下』簡 6-7「罔非乃載」も引いて以上がいずれも傳説についていうことを指摘する。

「墮」について。整理者は「墮」に讀む。

蕭旭 2018 はこれを「惰」に讀み、次の「愆」と合わせてだらける意とする。

「過」について。整理者は「愆」に讀み、『説文解字』「過也」を引用する。

子居 2019 は整理者に従い、『儀禮』士昏禮「敬恭聽宗爾父母之言，夙夜無愆。」を引用する。

「涇」について。整理者は「淫」の誤寫とする。

王寧 2018a 第20樓の悦園は、簡10「汝亦毋不夙夕經德」により、「經」に讀む。

蕭旭 2018 は「慳」に讀み、『説文解字』「慳，恨也。」桂馥『説文解字義證』「恨當爲很。」等を引用し、ひねくれて従わない意とし、前の「學于威儀」と對になるとする。

劉信芳 2019a はこれを「恆」の異體字とし、「淫恆」で酒に溺れる意とする。

筆者注：他の讀みでは文意が通じないため、整理者に従って誤寫としておく。

「曰母朋多朋鮮佳楚台夙夕敬亡非楚以墮過鮮佳楚學于威儀過亡非楚以涇〈淫〉愆」について。整理者は「曰：母朋多朋，鮮唯胥以夙夕敬，罔非胥以墮愆；鮮唯胥學于威儀德，罔非胥以涇〈淫〉極。」に讀み、朋黨を組むことのないようにせよ、連れだって夕べに敬する者は少なく、みな連れだって怠り過ち、連れだって威儀を整える者は少なく、みな連れだって極度に淫れる、の意味とする。

王寧 2018a 第20樓の悦園は、「敬」「德」は下に續けて讀むのではないかという。

王寧 2018a 第69樓の暮四郎はこの句讀を「曰：母朋。多朋，鮮唯胥以夙夕敬，亡非胥以墮□，鮮唯胥學于威儀德，亡非胥以淫極。」とし、徒黨を組んで

はならない、多くの者が一つの塊になれば、日夜共に事を敬んで行うことは少なく、共に墮落し、共に威儀と美德を学ぶことも少なく、結託して淫亂の規範に觸れるようになる、の意味とする。

蕭旭 2018 は暮四郎の「母朋。」部分の句讀に従う。

劉信芳 2019a は「淫恆」の解釋以外について整理者に従う。

子居 2019 は暮四郎に従う。

筆者注：整理者の解釋ではこの文章全體を理解しにくい。文意をとりにくいのが、朋黨の禁止が主旨であり、「鮮」を含む句（稀にそうであることを意味する）の状態でありながら、次の句にあるような墮落した有様でないことはあり得ない、という構造か。よって「曰母朋多朋」の句讀は暮四郎がよいと考えられる。

【34】「辟相」について。整理者は同義連用とし、『詩』周頌雍「相維辟公，天子穆穆」、毛傳「相，助。」『書』酒誥「自成湯咸至于帝乙，成王畏。相惟御事，厥棐有恭。」（筆者注：王寧 2018b 「畏相」の斷讀に據る）『國語』周語下「克厭帝心」、韋昭注「厭，合。」を引用する。

王寧 2018a 第 40 樓の心包は「余辟」を「攝」を補足説明する語とし、「相唯御事」は獨立した句とする。

王寧 2018a 第 41 樓の王寧・王寧 2018b は心包を補足して「余辟」（私の事を主る人）「余厭」（私の心を同じくする人）が對ではないかという。そして「相」を「喪」に讀んで失う意とする。

蕭旭 2018 は統治の意とし、『書』金縢「我之弗辟，我無以告我先王。」釋文「辟，治也。」「玉篇」「辟，……理也。」等を引用する。そして「余辟」「余厭」は對文ではないとする。

劉信芳 2019a は『爾雅』釋詁「帝、皇、王、后、辟、公、侯、君也」、邢昺疏「皆天子諸侯南面之君異稱也。」等を引用し、「辟」について王を代行して攝政する意、「相」を輔佐する意とする。

子居 2019 は整理者の理解に従いつつ、「裨」に読んで「助」に訓ずる方がよいといい、『禮記』玉藻「天子素帶，朱里，終辟。」鄭注「辟，讀如裨冕之裨。」『漢書』項籍傳「梁爲會稽將，籍爲裨將。」顏師古注「裨，助也，相副助也。」等を引用する。また「辟」を封君、「相」を卿士とする解釋の可能性も示す。

筆者注：名詞「辟」は君主の意であり、それのみでは攝を指さない。文献に用例が見当たらないのが難點ではあるが、整理者のように「辟相」で周王の輔佐者とするのがさしあたり適當。

「厭」について。整理者は如字に讀む。

蕭旭 2018 は「厭」に讀み、嫌う意とする。

劉信芳 2019a は『論語』雍也「天厭之，天厭之」、邢昺疏「厭，棄也……願天厭棄我。」を引用し、嫌惡の意とする。

子居 2019 は「足（たる）」に訓ずる。

筆者注：文脈上、整理者に従って問題ない。

「徃」について。整理者は「遯」に隸定し、「之」に読んで「往」「適」に訓じ、『經義述聞』が『爾雅』釋詁「俾，使，從也」に據って、『書』君奭「海隅出日，罔不率俾」、『大戴禮記』少間「出入日月，莫不率俾」が『詩』魯頌閟宮「至于海邦，……莫不率從」、『大戴禮記』五帝德「日月所照，……莫不從順」、『書』文侯之命「罔不率從」と同様とすることをいう。

王寧 2018a 第40樓の心包は「延」に讀み、「厥德不延」は『書』君奭「天不可信，我道（繇）惟寧（文）王德延，天不庸釋于文王受命。」にある「德延」をいうかもしれないと述べる。

王寧 2018a 第41樓の王寧・王寧 2018b は心包に従い、「不延」で久しくない意とする。

蕭旭 2018 は整理者の讀みに従い、歸・從の意とする。

王寧 2018a 第 109 樓の暮四郎は、この右旁を楚文字で「止」に作る「𠄎」とし、それを音符として「止」に讀む。

子居 2019 は暮四郎に従う。

筆者注：整理者の讀みでは文意が不明。圖版によれば暮四郎の隸定に関する議論が正しい。よって「𠄎」に作り「止」に讀む。

「𠄎」について。整理者は「俾」に讀む。

王寧 2018a 第 41 樓の王寧・王寧 2018b は「𠄎」に讀み、『說文解字』「毀也」を引用し、これはまた「捭」に作るといい、「則𠄎于余」は私を損なうであろうの意とする。また『禮記』禮運「燔黍捭豚」の釋文に「捭或作𠄎」とあり、「𠄎」は『說文解字』が「搗」に訓じて引き裂く意であり、ここは分裂・疎遠の意味にもとれるという。

王寧 2018a 第 78 樓の暮四郎は「辟」に讀み、「卑」「辟」聲はしばしば通用することをいい(張儒・劉毓慶 2001)、簡 18「今乃辟余」・簡 19-20「甬(用)辟余才(在)立(位)」とあることを指摘する。

蕭旭 2018 は「卑」に讀んで蔑む意とする。

劉信芳 2019a は整理者の讀みに従い、『說文解字』「一曰俾，門侍人」、段注「或曰：如寢門之內豎，是閹寺之屬。」を引用し、奴婢の意とする。また蕭旭 2018 の讀みでも文意に適うとも述べる。

子居 2019 は「諛」に讀んで誹謗の意とし、『廣雅』釋詁「諛，諛也。」「廣韻』紙韻「諛，諛訾，惡言。」を引用する。

筆者注：ここも解し難いが、ひとまず整理者に従っておく。

「于余」について。整理者は如字に讀む。

蕭旭 2018 は受身文とする。

「余辟相佳御事余厭既異心平心平遷不徂則寧于余」について。整理者は「余辟相唯御事，余厭既異厥心厥德，不之則俾于余。」に読み、王の御事を輔佐し、その心と徳が私と異なれば、自分の志に従わず、私に従うように、の意味とする。

王寧 2018a 第30樓の ee は句讀を「余辟相唯御事，余厭，既異厥心厥德，不之則俾于余」とし、私の御事を輔佐するように、私の心・徳と異なることを私は厭う、彼らが良からぬことを行えば私に従うように、の意味とする。

王寧 2018a 第40樓の心包は句讀を「余辟，相唯御事，余厭既異厥心，厥德不遷，則俾于余」とする。

王寧 2018b は句讀を「余辟相唯御事，余厭既異厥心厥德，不之則俾于余」とし、私は我が事を主の人が物事を処理する能力を失っており、私と心を同じくする人は既に異心を懐いている、の意味とする。

蕭旭 2018 は整理者に従い、私が國家を統治するのはただ御事のみであり、私は彼らが既に心と徳が離れたことを嫌い、彼らが私に歸順しなければ、私の蔑むところとなるであろう、の意味とする。

子居 2019 は ee の「……，余厭，……」の斷句に従う。

【35】「引」について。整理者は「矧」に讀む。

子居 2019 は意味を持たない發語詞とする。

「辟」について。子居 2019 は統治の意とする。

「小大」について。子居 2019 は「小大邦」の省略とする。

筆者注：ここは簡2「少大命」に對應するのではないか。

「緡」について。整理者は「聞」に讀む。

王寧 2018a 第77樓の暮四郎は、この左下部は「夕」「女」に従い、泉伯蓋

(集成 4302、西周中期)・徐王子鐘(集成 182、春秋晚期)・王孫誥鐘(新收 419、春秋晚期)の「聞」と同様であり、「人」形の下部はしばしば繁化して「女」形になるという。

劉信芳 2019a は整理者に従い、「聞知」で君主に復命すべき官僚が知ったこととする。

「𠄎」について。整理者は「弼」に読み、『説文解字』「輔也。」を引用する。

王寧 2018a 第 30 樓の ee は「弗」に読む。

王寧 2018a 第 36 樓の王寧・王寧 2018b は ee に従う。

劉信芳 2019a は整理者に従う。

子居 2019 は簡 14 「弼」と同じとする。

筆者注：ee らに従い、これと次の「恙」は簡 12・14 「弼祥」に對應するものと見做す。

「恙」について。整理者は「詳」に読み、『説文解字』「審議也。」を引用する。

王寧 2018a 第 30 樓の ee は「祥」に読む。

王寧 2018a 第 36 樓の王寧・王寧 2018b は ee に従いつつ、「祥」を「善」に訓ずる。そして『説文解字』「福也。……一云善」を引用する。

劉信芳 2019a は「永」に読む。

「引女隹子今乃辟余少大乃有𠄎智𠄎恙」について。整理者は「矧汝唯子，今乃辟余，小大乃有聞知弼詳。」に読み、毛公鼎で小大政が「引唯乃智，余非用有聞」（大小の事柄は全てお前毛公に聴かれるべきで、私は聞かない、の意味）とあるといい、『書』立政「文王罔攸兼于庶言、庶獄、庶愼、惟有司之牧夫，是訓用違；庶獄、庶愼，文王罔敢知于茲」、『同』洛誥「乃惟孺子頌，朕不暇聽」を引用し、「智（知）」「聞」「聽」はいずれも権限と責任の歸屬を指すと

述べる。

王寧 2018a 第30樓の ee は「今」以下を「今乃辟余，小大乃有聞知，弗祥。」に讀む。

王寧 2018a 第36樓の王寧・王寧 2018b は「今」以下を「今乃辟余，小大乃有聞知，弗祥女其有斆有湛。」と、「弗祥」以下を區切らずに讀む。そして「引女佳子」以下を、お前は若く、今私を補助し、上から下までもしお前が善からず、過ちや快樂に耽っていることを言ったならば、私の話に考え至ると、若者がすべきでない行爲だと知ることになり、このようであっても災難に遭うことはないのであろう、の意味とする。

劉信芳 2019a は「今」以下を「今乃辟余，小大乃有聞知弼永。」に讀み、今お前は私を輔佐するよう受命し、事の大小若否輕重緩急について知ることがあれば、具體的状況を理解した上で君主に復命するのは輔政の常例である、の意味とする。

【36】「斆」について。整理者は「斆」に讀み、「敗」に訓ずる。

蕭旭 2018 はこの本字を「擇」として「擇」に讀み、『爾雅』「擇，樂也。」等を引用する。

劉信芳 2019a は整理者に従う。

子居 2019 は「擇」に讀んで選擇の意とする。

筆者注：ここは整理者に従って讀むが、「倦」の意に解しておく。

「甚」について。整理者は「湛」に讀み、『説文解字』「沒也。」を引用する。

子居 2019 は「斟」に讀んで取る意とする。

「眾」について。整理者は「及」「逮」に訓ずる。

王寧 2018a 第26樓の悦園は「懷」に讀む。

王寧 2018b は「及」に讀み、この前後を考えつく意とする。

筆者注：ここは文脈上「およぶ」意とするのがよい。整理者に従っておく。

「佳」について。整理者は「唯」に讀む。

子居 2019 は整理者の讀みに従いつつ、應答の言葉とする。

筆者注：この前が「不」であるから動詞でないと文を理解し難い。恐らく夏含夷 2021 はそのことを指摘するのであろう。「佳」は微部章母で文部と陰陽對轉するので、ここは「准」（文部章母）に讀み、従う意としておく。

「頌」について。整理者は「庸」に讀む。

王寧 2018b は王寧 2018a 第 14 樓の ee を引き、「容」に讀んで行爲の意とする。

劉信芳 2019a は「容」に讀む説に従う。

子居 2019 は「誦」に讀む。

筆者注：ここは整理者の讀みに従い、功勞の意としておく。『周禮』春官眡瞭「擊頌磬笙磬」、鄭注「頌或作庸。』『僞古文尚書』舜典「有能奮庸熙帝之載」、鄭注「庸，功。」とある。

「尚」について。整理者は如字に讀む。

蕭旭 2018 は簡 12 「望」同様に語氣副詞とする。

筆者注：ここは蕭旭 2018 に従う。

「殺」について。整理者は「逢」に讀み、『說文解字』「遇也。」を引用する。

蕭旭 2018 は「夆」に讀んで「悟」（さからう）の意とする。

劉信芳 2019a は整理者に従う。

「彝」について。整理者は常の意とする。

王寧 2018b は『爾雅』釋詁が「常」に訓ずることをいい、引申して法度の意とし、『廣韻』「彝，……法也」を引用する。

劉信芳 2019a は整理者に従う。

子居 2019 は彝器のことで、引伸して尊位・常規のことという。

筆者注：この前後の文も理解し難いが、ひとまず整理者に従っておく。

「弗_レ毅乃彝」について。整理者は「逢乃彝」に読み、下文の「克用之彝」と對になっていると述べる。

「女其有_レ羿有甚乃眾余言乃智佳子不佳之頌是亦尚弗_レ毅乃彝」について。整理者は「汝其有_レ斨有湛，乃眾余言，乃知唯子不唯之庸，是亦尚弗逢乃彝。」に読み、お前が失敗するならば、私の命令を破壊するので、お前が用いるに堪えないことを知れば、常道を用いることができない、の意味とする。

王寧 2018b は簡 12 「乃唯望無逢」の読みから、この句讀を「……，是亦尚弗逢，乃彝乃作穆穆」として下の文に續けて読み、「是亦尚弗逢」をこのようであっても災難に遭わないであろう、の意味とする。

蕭旭 2018 は王寧 2018b 「是亦尚弗逢，乃彝乃作」の句讀に従う。

劉信芳 2019a は前の文章を承けて、失敗して收拾がつかなければ、私に報告せよ、お前はただの我が儘な子であり、威儀がなく、またいまだ受命の様子を知ることもない、の意味とする。

夏含夷 2021 は「乃眾余言，乃知惟子不惟之庸，」についての整理者の解釋を理解し難いとし、「不」を「丕」の影響を受けたものとして解する。

【37】「乍」について。整理者は「作」に読む。

王寧 2018b は整理者の讀みに従い、行爲の意とする。

「穆_レ」について。整理者は「穆穆」に読む。

王寧 2018b は整理者の讀みに従い、『爾雅』釋訓「穆穆、肅肅，敬也」を引用し、嚴肅で慎み深い様子とする。

子居 2019 は『爾雅』釋詁「唯唯、皇皇、藐藐、穆穆……美也。」郭璞注「自穆穆已上皆美盛之貌。」を引用し、「乃作穆穆」は前の「欲汝繹繹」に對應するという。

「乃乍穆₂隹₂𡗗威義甬辟余才立乃克甬之彝」について。整理者は「乃作穆穆，唯恭威儀，用辟余在位，乃克用之彝。」に讀み、上文の「汝其有𡗗有湛……是亦尚弗逢乃彝」と共に正反設辭（反對の意味を用いた理由付け）とする。

王寧 2018b は、お前の基準と行爲は嚴肅で慎み深い威儀があり、私を輔佐することによって、これはやはり實行を堅持する常法である、の意味とする。

蕭旭 2018 はこの句讀を「……，乃彝乃作，穆穆唯恭威儀，……」とする。

【38】「女不迺是佳人乃亦無智亡₂𡗗于民若否」について。整理者は「汝不迺是，唯人乃亦無知亡聞于民若否。」に讀み、上文の「矧汝唯子，今乃辟余，小大乃有聞知弼詳」に對應すると述べる。

劉信芳 2019a はこれが前の「聞知」に對應し、「人」は王公大臣のことで、輔佐者も王公大臣も知ることがなければ、その結果は想像するに堪えない、の意味とする。

子居 2019 は「唯」を應對の意とし、句讀を「汝不迺是唯人，乃亦無知亡聞于民若否。」とする。

夏含夷 2021 は整理者に従いつつ、「不」の字形が簡文で「丕」に讀まれるものであることをいう。

筆者注：解釋し難い箇所だが、「人」を統治者階層を指すものとして解しておく。松本光雄 1952 参照。

【39】「₂𡗗」について。整理者はこれが「₂𡗗」ではないかといい、「載」に讀んで『説文解字』「讀若載。」を引用し、助詞とする。

蕭旭 2018 は整理者の讀みに従いつつ、「行」に訓ずる。

筆者注：ここは文脈上、整理者に従っておく。

「明」について。整理者は如字に讀む。

蕭旭 2018 は敬・尊の意とする。

「𡗗」について。整理者は「寅」に讀んで敬の意とする。

王寧 2018b は「𡗗」の繁體とし、『書』康誥「汝惟小子，乃服惟弘。」の「弘」は「引」に作るべきで、通假するといひ、『説文解字』「𡗗，敬惕也」では注意深く慎む意であると述べる。

劉信芳 2019a は整理者に従う。

筆者注：いずれにせよつつしむ意であるから、整理者の讀みで特段の問題はなからう。『書』堯典「寅賓出日，平秩東作。」僞孔傳「寅，敬。」とある。

「佳明佳𡗗」について。整理者は「唯明唯寅」に讀み、『詩經』によく見える「維熊維羆」「維柎維秬」「侯栗侯梅」の類の文とする。

「鬼」について。整理者は「畏」に讀む。

劉信芳 2019a は「威」に讀む。

子居 2019 は「懷」に讀む。

筆者注：ここは「不審不允」な者を用いてはならない意と考えられる。整理者の讀みでは文意が逆になるから、子居 2019 に従う。高享 1989: 499-501 によれば「鬼」「槐」「懷」は通假する。

「審」について。整理者は詳しく知る意とする。

蕭旭 2018 は慎重の意とし、後の「允」を誠實の意とする。

劉信芳 2019a は整理者に従う。

「允」について。劉信芳 2019a は「信」の意とする。

【40】「巳」について。整理者は「巳」に讀む。

劉信芳 2019a は整理者に従い、「往」の意とする。

子居 2019 は「巳汝唯沖子」が後の「有汝唯沖子」に對應するとして、「巳」の後の逗號を除く。

筆者注：ここは整理者に従って讀み、感動詞としておく。

「𠄎」について。整理者は「寅」に讀む。

王寧 2018a 第 42 樓の王寧は「夤」の異體字とし、『書』康誥「乃服惟弘」の「弘（引）」と音が近く通假し得ると述べる。

蕭旭 2018 は王寧に従う。

劉信芳 2019a は同じ字が重複するのを避けただけで、「弘」「引」の通假の議論は必要ないと述べる。

筆者注：ここも先の類似の字同様、整理者の讀みに従い、つつしむ意に解しておく。

「𦉳」について。整理者は𦉳に従う（『説文解字』「从𦉳省」）由聲で、「𦉳」の異體字ではないかといひ、「滔滔」に讀んで「慢」に訓ずる。

石小力 2018 は、「缶」の形が構成要素に見えるが「𦉳」字であり、重文符號のついた「𦉳」字は四十三年逖鼎（銘圖 02503-02512）・毛公鼎（集成 2841）といった西周金文に見えることを指摘する。そして毛公鼎「𦉳𦉳𦉳」の省略であり、毛公鼎のそれを「𦉳𦉳𦉳𦉳」「𦉳𦉳𦉳𦉳」のいずれに讀むか解釋が分かれていたが、簡文と對比すれば前者が適當で、官吏が裁判を行う時の不正行爲をいい、簡文ではそれが「有宥縱，侮鰥寡」をもたらし、裁判時に極力避け

ることとされていると述べる。

王寧 2018b は石小力 2018 に従う。そして「包」「褻」はいずれも幫紐幽部に屬し、『玉篇』「褻，揚美也」とあり、「葬葬褻褻」と簡 24 「好 = 宏 = (好好宏宏)」とは意味がほぼ同じだから、「囊囊」は「褻褻」に読み、この前後は、全ては実際の状況に基づかずに全て個人の好悪によって物事を處理することであり、王はこの種の状況が起きることを願わない、の意味とする。

蕭旭 2018 は「庸庸」「容容」に読んで大勢に従って進退するさまをいうとし、『說苑』臣術「容容乎與世沉浮上下。」『漢書』翟方進傳「君何持容容之計。」顔師古注「容容，隨眾上下也。」等を引用する。

劉信芳 2019a は石小力 2018 に従い、『左傳』昭公元年「蒙其先君」、杜注「蒙，欺也。」『廣雅』釋訓「蒙蒙，暗也。」『釋名』釋疾病「聾，籠也。如在蒙籠之内，聽不察也。」『漢書』晁錯傳「蒙籠」、顔師古注「蒙籠，覆蔽之貌也。」を引用し、「汝母敢囊囊」をぼんやりとして物事を破壊してはならない意とする。

子居 2019 は「麇麇」「鑣鑣」「漣漣」のいずれかに讀むのがよいとし、『詩』衛風碩人「朱幘鑣鑣，翟裼以朝。」毛傳「鑣鑣，盛貌。」等を引用する。

筆者注：ここの説が分かれる。可能性は種々あるが、「滔」にはあなどる意があるので、整理者に従っておく。『書』堯典「帝曰：「吁。靜言庸違，象恭滔天。」、僞孔傳「滔，漫也。言共工自爲謀言，起用行事而違背之，貌象恭敬而心傲很，若漫天。」とある。

「已女佳 𠄎子今余既明命女乃服佳 𠄎女母敢 𠄎」について。整理者は「已，汝唯沖子，今余既明命汝，乃服唯寅，汝母敢滔滔。」に読み、『書』康誥「汝惟小子，乃服惟弘。」を引用する。

劉信芳 2019a は「已汝唯沖子，今余既明命汝，乃服唯寅，汝母敢囊囊。」に讀む。

【41】「凡人有獄有𡇗」について。整理者は下文の「凡人無獄無𡇗」と對になることを指摘する。

劉信芳 2019a は陳思鵬 2018: 54-64 により、秦漢簡牘に「譜訊」の用例が多いことをいい、「凡人有獄有譜」に讀んで、『論語』憲問「公伯寮愬子路於季孫」、注「愬、譜也。」「逸周書」諡法「譜訴不行曰明。」を引用し、簡文の「獄譜」は「獄訟」より早い用語だとする。

子居 2019 は「人」が前の「辟、相、唯御事」を指すとし、「𡇗」は「譜」に讀んで「訴」に訓ずる。

筆者注：注【9】で述べたように、ここも「訟」に讀んでおく。

「勿」について。宣柳 2019 はこの禁止の用法が金文にもよく見えるという。

「寺」について。整理者は「時」に讀む。

王寧 2018a 第 30 樓の ee は「是」に讀む。

子居 2019 は ee に従う。

宣柳 2019 は ee と同様に讀む。

筆者注：ここは ee の讀みがよい。

「𡇗」について。整理者は帛に従う字として「幣」に讀む。そして「受幣」が『周禮』小宰に見え、また『周禮』秋官大司寇に兩造が「入束矢於朝、然後聽之」とあり、簡文の「幣」の機能はこの「束矢」に当たり、「受幣」は訴訟を受理する意味だという。

劉信芳 2019a は整理者の解釋に従いつつ、簡 23 のこの後に見える「受幣」は享祭のそれとする。

宣柳 2019 は、整理者のように解釋すると、「凡人有獄有𡇗……」「凡人無獄無𡇗……」が文脈上意味が通じなくなるといい、訴訟の關係者が王官の攝に私

的に送る禮物のことで、訴訟費用ではないとし、『儀禮』覲禮「侯氏用束帛、乘馬儻使者。使者再拜受。侯氏再拜送幣。」を引用する。

筆者注：清華簡『禱辭』簡4・13で、左右の構成要素が逆になった字が「敢獻玄纁之幣三束」「前之以嘉幣三束」と「幣」に讀まれている。ここは整理者に従っておく。

「其」について。宣柳2019は副詞の「將」とする。

「聖」について。整理者は「聽」に讀み、治獄をいうとし、『周禮』秋官大司寇「入束矢於朝，然後聽之」を引用する。

宣柳2019は整理者の讀みに従いつつ服從の意とし、『逸周書』周祝解「被之以刑，民始聽。」孔晁注「聽，順。」等を引用する。

「不明于民，其聖女」について。整理者は「不明于民，民其聽汝」に讀む。

王寧2018a第23樓のeeは整理者の解釋はやや複雑であり、より簡単に考えれば、ここは平敘文ではなく疑問文ではないかと述べる。

宣柳2019は西周中期の牧簋に「牧，汝毋敢弗帥先王作明型，用雩乃訊庶有誓，毋敢不明不中不型。」（集成4343）とあり、この「不明」との關係を推測する。

「尚」について。整理者は願望の語氣を表すとする。

宣柳2019は命令の副詞とする。

「𠄎」について。整理者は「辯秩東作」「勿辯乃司民涵于酒」の「辯」に讀み、「使」に訓ずる。

王寧2018a第30樓のeeは「返」に讀み、「返逆」で戻って告げる意とする。

王寧 2018a 第 81 樓の暮四郎は「變」に読み、楚簡の弁聲の字は揚雄『太玄』「陰來逆變，陽往順化。」のように多く「變」に用いられ、『文子』上仁「以大事小謂之變人，以小犯大謂之逆天」のように「變」「逆」が並用されるといふ。また「反」に読む可能性もいふ、上博楚簡『孔子詩論』簡 22「於(猗)差(嗟)曰：四矢弁(反)，以禦亂。」を引用し、また『韓非子』や漢代の文獻に「反逆」の語がしばしば見えることを指摘する。楚簡で「反」字がしばしば見え、そして「變」は一般に弁聲の字で表されることから、ここは「變」に読むのがよいのではないかと述べる(黃傑 2017a: 89-92)。

宣柳 2019 は整理者に従う。

夏含夷 2021 は暮四郎に従う。

筆者注：読みからいえば暮四郎がより適切であり、報告する意に解しておく。

「逆」について。整理者は「迎」に訓ずる。

宣柳 2019 は整理者に従う。

「凡人有獄有𡗗女勿受幣不明于民。其聖女寺佳子乃弗受幣亦尚辯逆于朕」について。整理者は「凡人有獄有𡗗，汝勿受幣，不明于民。民其聽汝，時唯子乃弗受幣，亦尚辯逆于朕。」に読み、訴訟のことが明らかでなければ、受理せず私に報告させるように、の意味とする。

劉信芳 2019a は「凡人有獄有𡗗，汝勿受幣，不明于民，民其聽汝，時唯子乃弗受幣，亦尚辯逆于朕。」に読み、訴訟の費用を納めるのはお前が審理するからであって、お前が受け付けなければ、官吏は私に直接上訴するであろう(私に手間をかけさせないように)、の意味とする。

子居 2019 は「……，是唯子，……」に読む。

宣柳 2019 は「時唯子乃弗受幣，亦尚辯逆于朕。」を、お前は訴訟の際に賄賂を受け取ってはならない、また判決の文章を私に報告せよ、の意味とする。

【42】「惠」について。整理者は「德」に讀む。

王寧 2018b は同じ端紐職部の「置」に讀み、「置享」で『説文解字』「奠，置祭也」の「置祭」、祭祀を行う意とする。

宣柳 2019 は整理者に従い、「德享」は「享德」と同じであるとする。

「凡人無獄亡𡇗廼佳惠高𡇗」について。整理者は「凡人無獄無𡇗，廼唯德享，享」に讀む。

劉信芳 2019a は「凡人無獄無𡇗，廼唯德享；享」に讀み、ここには文の省略があり、諸侯が玉帛を献上し、王の徳が天下に及び、朝覲して三享の禮を行うことをいうとする。

子居 2019 は、「無獄無𡇗」は諸侯・臣下の徳が厚く政治が正しく行われていることをいい、「享」は「獻」の意とし、『書』洛誥「汝其敬識百辟享，亦識其有不享。享多儀，儀不及物，惟曰不享。」僞孔傳「奉上謂之享。」『爾雅』釋詁「享，獻也。」を引用する。

「𡇗」について。整理者は「門」の中が上博楚簡『緇衣』簡1「萬邦作孚」の「孚」字として「孚」に讀み、「信」に訓ずる。

王寧 2018b は整理者の讀みに従い、「郛」の異體字で門に従う會意字とする。そして『左傳』莊公十年「公曰：「犧牲、玉帛，弗敢加也。必以信。」對曰：「小信未孚，神弗福也。」」を引用し、簡文の「孚」もこの祭祀の品数が規定通りであることを意味する「信」「孚」とする。それからこの前で王が裁判の際に收賄しないよう伯攝を戒めるが、ここでは、裁判がない時は祭祀を行わねばならず、もし祭祀の際にその品数が不足するのであれば、長久の吉祥を得るために、貢ぎ物を受け取ってもよく、お前は私に報告せよ、とあると述べる。

子居 2019 は「門」「孚」に従い、「門」「門」はしばしば同形であるとして「掬」に讀み、『説文解字』「掬，引取也。」を引用する。

「亨_二不_一闕」について。整理者は「享，享載不孚」に読み、『詩』大雅大明「天難忱斯」、『同』大雅蕩「其命匪諶」、『書』大誥「天棗忱辭」「天棗忱」、『同』康誥「天畏棗忱，民情大可見，小人難保，往盡乃心」、『同』君奭「若天棗忱，我亦不敢知日，其終出于不祥」、孫詒讓『尚書駢枝』（『大戴禮記勸補：外四種』、中華書局、北京、2010年4月、129頁）「謂天命無常，不可信也。」を引用し、詩書には天命不誠・天不可信の語がしばしば見えることをいう。そして簡文「享載不孚」は上記『書』康誥の意味と同類とする。

王寧 2018a 第 23 樓の ee は、「不孚」が後の「引休」に論理的に對應せず、簡文の前後には『書』康誥「天畏棗忱」のように「天」字が見えないといい、「享，享載不孚」に讀んだ方が前後の文脈に繋がるとする。

子居 2019 は「享，享載不孚」に読み、獻じて取らず、の意とする。

宣柳 2019 は「享，享載不孚」に讀む。

夏含夷 2021 は宣柳 2019 と同様に讀む。

筆者注：簡 3 の「丕」「不」の使い分けからいえば「丕」に該當する。また文脈からいっても、ここは宣柳 2019 の讀みがよい。

「引」について。劉信芳 2019a は『史記』魏其武安侯列傳「灌夫亦倚魏其而通列侯宗室爲名高，兩人相爲引重」、集解が張晏を引いて「相薦達爲聲勢。」とあり、『後漢書』張皓王龔列傳「顯登者以貴塗易引。」を引用し、互いに人物を取り立てる意とする。

子居 2019 は「長」に訓じ、「引休」を「永休」の意とする。

宣柳 2019 も長い意とし、『爾雅』釋詁「引，長也。」等を引用する。

筆者注：ここは文脈上、子居 2019 らのように長い意に解するのが適當。

「休」について。劉信芳 2019a は「止」の意とし、『逸周書』武穆解「敬惟三事，永有休哉。」を引用する。

宣柳 2019 は『爾雅』釋詁「美也」、『詩』豳風破斧「亦孔之休」、毛傳「休、美也。」を引用する。

「女迺尚尠逆告于朕」について。整理者は「汝迺尚祇逆告于朕。」に讀む。

劉信芳 2019a は整理者の讀みに従い、お前は恭しく職務に努めよ、ありのまま私に復命せよ、の意味とする。

宣柳 2019 は整理者に従い、「祇」について『爾雅』釋詁「敬也」を引用し、お前は恭しくこの言葉を天子に報告せよ、の意味とする。

【43】「𦉳」について。整理者は清華簡『子産』『越公其事』等にも見え、鐘鐃の銘文によく見える「林鐘」の「林」であり、「𦉳」に従いそれを音符とする來母侵部の字として「貪婪」の「婪」に讀み、大盂「余弗敢𦉳（婪）」（集成4298）を引用する。

子居 2019 は「𦉳」に讀み、『説文解字』「𦉳，河内之北謂貪曰𦉳。」を引用する。

「引」について。劉信芳 2019b は前の「享載不孚，是亦引休」を承け、それと同じ意味とする。

子居 2019 は「長」に訓ずる。

「好二宏一」について。整理者は「好好，宏宏」に讀み、己の好むところを好み、己の宏めるところを宏める意とし、『詩』小雅巷伯「驕人好好，勞人草草」、鄭箋「好好者，喜讒言之人也。」を引用する。

蕭旭 2018 は整理者の解釋を否定して驕り高ぶる意とし、『詩』小雅巷伯「驕人好好」の毛傳「好好，喜也」を引用し、「好」「旭（僑の意）」の古音が共に許九切で通假することも述べる。そして「宏」は大いなるさまで、簡文では驕る様子をいうとする。

劉信芳 2019b は「好宏，好宏」に読み、大を好む意で、「毋好宏」を訓戒の言葉とする。

子居 2019 は、傳世文獻では「宏」「弘」が通假し、「弘」は「大」「甚」「奢侈」に訓じ、「弘」「多」が共に使用されるといい、『詩』小雅節南山「天方薦瘥，喪亂弘多。」等を引用する。そして「好宏」を奢侈を好む意とする。

筆者注：ここは否定の訓戒であるから、マイナスの意味である。蕭旭 2018 らに従って解しておく。

「𠄎」について。整理者は「創」に読んで「斷」に、又は「𠄎」に読んで切り傷の意とする。

王寧 2018b は「割」「害」に読んで損なう意とし、『漢書』谷永傳「夫違天害德」、『前漢紀』孝武帝紀「傷道害德」を引用する。

子居 2019 は「伐」の意とし、『詩』小雅賓之初筵「醉而不出，是謂伐德。」を引用する。

「由」について。整理者は用の意とする。

王寧 2018a 第 14 樓の ee は「猶」に読み、次の「子」と合わせて「猶子」として我が子の意で、伯攝を指すとし、『禮記』檀弓上「喪服，兄弟之子猶子也」を引用する。

王寧 2018a 第 84 樓の暮四郎は「冑」に読み、『書』堯典「命汝典樂，教冑子」、『逸周書』太子晉解「人生而重丈夫，謂之冑子。冑子成人，能治上官，謂之士」を引用する。

蕭旭 2018 はこれを「歲」に読み、穢れた徳、背徳の意とする。

王寧 2018a 第 107 樓の ee は自説を補足し、「有汝由子」の句が簡 29「有汝唯冲子」・簡 15「汝有唯冲子」の形式に類似し、「由子」は「猶子」に読めることが分かり、これは身分の名稱であると述べる。そして簡 6「冲子小子」・

簡15「沖子」・簡7「乃毓」は伯攝を指し、王より若いことが分かるという。

劉信芳 2019b は暮四郎に従い、『書』舜典「帝曰：夔，命汝典樂，教胄子」、僞孔傳「胄，長也。謂元子以下至卿大夫子弟。」孔疏「說文云：胄，胤也。釋詁云：胤，繼也。繼父世者惟長子耳，故以胄爲長也。」『說文解字』「胤，子孫相承續也。」等を引用する。

子居 2019 は暮四郎に従う。

夏含夷 2021 は暮四郎に従う。

筆者注：ここは暮四郎に従い、「由子」を「胄子」として読んでおく。

「余肇事女，母毳女亦引母好好，宏，創德。有汝由子，唯余其卹。」について。整理者は「余肇使汝，汝母夔，女亦引母好好，宏宏，創德。有汝由子，唯余其卹。」に読み、お前は自分の好むことを好み、大きくすることを大きくして徳行を傷つけてはならない、お前がいるからお前を用いるのであり、お前は私を氣にかけるように、の意味とする。

王寧 2018b は「宏」の下には句讀點を入れないのではないかという。

王寧 2018a 第84樓の暮四郎は「有女由子，佳余其卹」を「有汝胄子，唯余其卹」に読み、「有」を語頭の助詞としてその文を、胄子よ、私はこれをあわれもう、の意味とする。

蕭旭 2018 は王寧の句讀に従う。

劉信芳 2019b は「余肇使汝，汝母夔，汝亦引母好好，好宏創德。有汝胄子，惟余其卹。」に読む。

子居 2019 は劉信芳 2019b の句讀「……，好宏創德。……」に従う。そして「有女由子，佳余其卹」を「有汝胄子，唯余其恤」に読んで、お前は嫡子であり、私をいたわるように、の意味とする。

【44】「卹」について。整理者は「恚」に読んで誥の意とする。

「朕命季朕𠄎朕𠄎朕𠄎」について。整理者は「朕命，越朕𠄎朕𠄎朕𠄎教，」に読み、その後「朕命朕教」とあることを指摘する。

王寧 2018a 第 3 樓の王寧は、本篇では「教」「學」が合わせて繰り返し用いられており、周王が册命する伯攝は司徒の官にあったとし、『周禮』地官司徒「乃立地官司徒，使帥其屬而掌邦教，以佐王安擾邦國。」を引用する。

劉信芳 2019b は「朕命」「朕𠄎朕𠄎」「朕教」が条件を表すとする。

「民」の次の缺字二字について。整理者はその残畫と下文に「朋則」とあることとにより、「民 [朋]」とし、『書』微子「小民方興，相爲敵讎」を引用する。

程浩 2018b は整理者に従う。

劉信芳 2019b は整理者に従う。

筆者注：ここは諸家同様整理者に従う。

「從𠄎女與女」について。整理者は「從恭汝與汝」に読む。

程浩 2018b は「從恭汝，與汝」に区切って読む。

筆者注：この前後は解し難いが、「從」を副詞、「與」をくみする意としておく。

【45】「𠄎」について。整理者は「載」に読む。

子居 2019 は「哉」に読み、『孟子』滕文公下が『書』を引いて「丕顯哉，文王謨；丕承哉，武王烈。」とあることをいう。

「允」について。整理者は確かにの意とする。

筆者注：ここは動詞とした方がよいか。

「非尚（常）人」について。整理者は「非常人」に読む。

筆者注：『韓非子』十過「叔瞻謂曹君曰：「臣觀晉公子非常人也，君遇之無禮。……」」とあり、ただ者ではない意である。

「王子」について。整理者は王子である攝のこととする。

許兆昌 2020 は攝ではなく、文王の子の意を有する武王を指すとする。

「義」について。整理者は如字に讀む。

程浩 2018b は「宜」に讀み、『尚書』大誥「義爾邦君。」の「義」と用法が同じであるという。

子居 2019 は「儀」に讀む。

筆者注：子居 2019 の讀みに従い、威儀の意に解しておく。

「寺」について。整理者は「時」に讀んで「是」の意とする。

劉信芳 2019b は「善」の意とする。

筆者注：整理者に従う。

「由」について。整理者は用の意とする。

劉信芳 2019b は「從」の意とする。

子居 2019 は「冑」に讀む。

筆者注：ここは劉信芳 2019b に従う。

「穆_レ不顯，_訓允非尚人，王子則克悉甬王_毅王學，亦義若寺，我少人佳由。民有日之。余一人」について。整理者は「穆穆丕顯，載允非常人，王子則克悉用王教王學，亦義若時，我小人唯由。民有日之。余一人」に讀み、「穆穆丕顯……我小人唯由」は民に代わって述べているとする。そして、お前は私の命令と教えを用いることができれば、民はお前に従って恭しくし、民は「王子は穩

やかで輝かしく、まことに常人ではなく、王子は王の教えや學問をこのように盡く用いることができ、我ら小民もまた王の教えや學問を用いるのである」と言うであろう、の意味とする。

程浩 2018b は「穆穆丕顯，茲允非常人，王子則克悉用王教王學，亦義若時，我小人唯由民。」又曰：「之余一人……」に読み、「有（又）曰」で會話文を區切る。そして前段では、王が伯攝に對して王の教悔に従うよう命じ、それがあたかも民衆が王を敬い従うようなものであるとし、それから伯攝を讀えて、「王教王學」を盡く用いることができるという王が伯攝を王命に従うよう教導しており、後段では、伯攝が「朕教朕命」を用いなければ重大な結果をもたらすと王が警告したものとする。

王寧 2018a 第 25 樓の王寧・王寧 2018b は「民有曰之」の「民」は前の文に接續するとする程浩 2018b に従うが、斷句については「又曰：之余一人曷假？不則哉知之聞之；言余曷假？不則高奉乃身，亦余一人永顔在位。」とする。そして「余」の前の「之」「言」は前置の賓語であり、「言余」の後に「一人」が脱落しており、金文の「不段」「弗段」の用例からいってここの「段」は可能の意であり、「不則」は同義連用で「則」の意であり、「哉」は程浩 2018b により「識」に讀んでその後に「之」が脱落しており、「顔」は語氣を表す助字の「言」（いずれも疑紐元部）に讀む。よってここは、「王はまた言った。「私は何故このようにするのか。それはお前（の能力）を認識し、知り、聞くためである。私は何故このように言うのか。それはお前の身分や地位を高めて、私もとこしえに位についていられるためである。」の意味とする。

劉信芳 2019b はおおむね整理者の句讀に従い、「穆穆丕顯，載允非常人。王子則克悉用王教王學，亦義若時，我小人唯由。民有曰之。余一人」に讀む。

【46】「段」について。整理者はこの左傍の「石」を「戸」の誤りとして「段」字とし、「假」に讀んで頼る意とする。

石小力 2018 は整理者の讀みに従いつつ、「段」は可能の情態を表し、傳世文

獻の「遐」（なんぞ）に当たるとし、盞方彝「盞曰：天子不段（遐）不其萬年保我萬邦。」（集成 9899・9900）を引用する。そして簡文の「曷段不」は西周金文における二重否定「不段不」に相當するとする。

蕭旭 2018 は「妬」に讀んで嫉妬する意とする。

劉信芳 2019b は「藉」に讀み、整理者と同様に解する。

子居 2019 は「暇」に讀み、『左傳』襄公三十一年「若未嘗登車射御，則敗績厭覆是懼，何暇思獲。」等を引用する。

筆者注：ひとまず整理者に従う。

「不則」について。整理者は如字に讀む。

王寧 2018a 第 84 樓の暮四郎は、後の「則」と同様に接續詞であるとして「丕」に讀み、『書』康誥「無作怨，勿用非謀非彝，蔽時忱。丕則敏德」、『同』無逸「乃非民攸訓，非天攸若，時人丕則有愆」を引用する。

蕭旭 2018 は「否則」と同じ意味とする。

劉信芳 2019b は暮四郎と同様に讀む。

子居 2019 は暮四郎に従う。

筆者注：簡文ではこれまでおおむね「丕」に讀む字と同じであり、暮四郎に従っておく。先の『書』康誥「丕則敏德」について王引之『經傳釋詞』卷十割注「丕則猶言於是也。」とある。

「識」について。整理者は「職」に讀む。

石小力 2018 は「識」に讀む。

王寧 2018a 第 84 樓の暮四郎・蕭旭 2018 は石小力 2018 に従う。

劉信芳 2019b は石小力 2018 と同様に讀み、『禮記』檀弓下「小子識之，苛政猛於虎也。」を引用する。

子居 2019 は石小力 2018 に従う。

筆者注：ここは文脈上石小力 2018 の読みがよい。

「**緡**之言」について。整理者は「聞之言」に讀む。

王寧 2018a 第 84 樓の暮四郎はこの後に逗號を置き、「之言」は簡 13「汝亦毋敢失于之言」と同じく、この言葉の意とする。

「高」について。劉信芳 2019b は「尚」の意とする。

子居 2019 は「敬」に訓じ、『書』康誥「明乃服命，高乃聽，用康父民。」孫星衍『尚書今古文注疏』「廣雅釋詁云：「高，敬也。」言敬聽我訓，則安治民之道也。」を引用し、「高奉乃身」を自分が嫡子の身分であることを謹んで奉る意とする。

「**誥**」について。整理者は「奉」に讀む。

劉信芳 2019b は「逢」に讀んで知遇の意とする。

許兆昌 2020 は整理者に従って讀みつつ、「高奉乃身」を攝に對する册命の言葉ではなく、周王が自らを勵ます語とする。

「永」について。劉信芳 2019b は「長」の意とする。

「**肅**」について。整理者は「顏」字として「安」に讀み、『書』文侯之命「有績予一人，永**肅**在位」の「**肅**」も「安」に訓ずることをいう。

「民有日之余一人害**段**〈段〉不則戡智之**緡**之言余害**段**〈段〉不則高**誥**乃身亦余一人永**肅**才立」について。整理者は「民有日之。余一人曷假，不則職知之言；余曷假，不則高奉乃身，亦余一人永安在位。」に讀み、私はただお前を頼って聞くとところを知るしかなく、私はただお前の身を高く奉って頼るしか

く、さすれば私は永遠に安全に位についていられる、の意味とする。そして『書』呂刑「今爾何監，非時伯夷播刑之迪。其今爾何懲，惟時苗民匪察于獄之麗」（大意は、伯夷を監視して有苗を懲らしめねばならない）とあって、それと構文が同じであるとする。

石小力 2018 は「余一人」以降を「余一人曷段（遐）不則識智（知）之聞之言；余曷段（遐）不則高奉乃身，亦余一人永安在位。」に読み、ここを、私はどうしてこれを知って聞くことができようか、私はどうしてお前の身を高く奉ることができようか、……、の意味とする。

王寧 2018a 第 84 樓の暮四郎は「又曰：之余一人害段，丕則識知之，聞之言，余害段，丕則高奉乃身，亦余一人永顔在位。」に讀む。

蕭旭 2018 は「余一人」以下を、私はどこに嫉妬の心があるか、なんとなれば私はその言葉を知り聴くことができ、高くあなたの身を奉じ、私をとこしえに位に落ち着かせるから、の意味とする。

劉信芳 2019b は「民有曰之。余一人曷假，丕則識知之聞之言；余曷假，丕則高逢乃身，亦余一人永安在位。」に読み、「余曷假」の前が余一人の問いで、それ以後がその自答とする。

【47】「所」について。整理者は如字に讀む。

王寧 2018a 第 84 樓の暮四郎は「若（もし）」の意とし、『書』牧誓「爾所弗勗，其于爾躬有戮。」王引之『經傳釋詞』卷九「所，猶若也，或也。」を引用する。

子居 2019 は意味を持たない語助詞とし、王引之『經傳釋詞』卷九「所，語助也。書無逸：「嗚乎，君子所其無逸。」言君子其毋逸也。」等を引用する。

筆者注：ここは暮四郎に従う。

「所弗克戡爾朕命朕殺」について。整理者は「所弗克職用朕命朕教」に讀み、上文の「乃克悉用朕命，越朕愆朕教」と對になっているとする。

劉信芳 2019b は「𠄎」を「識」に読み、この文が上文の「乃克悉用朕命，越朕毖朕教」と反對の意味になっているとする。

筆者注：劉信芳 2019b に従い、ここも「識」に読む。

「民朋」について。整理者は如字に読む。

王寧 2018a 第 84 樓の暮四郎はこの後に逗號を置き、簡 16 に「母（母）朋（朋）」とあることをいう。

「𠄎」について。整理者は「仇」に読み、『説文解字』「姦也。外爲盜，内爲宄。」を引用する。

一字分の缺字について。整理者は「艸」「言」に従い、右下部が不詳と述べる。

王寧 2018a 第 10 樓の易泉は、その右下部は「丨」であり、「丨」は郭店楚簡『緇衣』簡 17「出言又（有）」の次の字にあって「章」に読まれており、「艸」「言」「丨」に従う字は上博楚簡『緇衣』簡 10「利（黎）民所」の次の字にも見え「望」に読まれていると述べる（孟蓬生 2012）。

王寧 2018a 第 16 樓の王寧は、上旁が「艸」で下旁が「訓」で訓聲であり、「恨」に読むかもしれないという。

王寧 2018a 第 45 樓の王寧・王寧 2018b は自説を補足し、この下部は「訃」字より近く、艸に従う訃聲で「恨」とも読むと述べる。

王寧 2018a 第 55・56 樓の潘灯は「愼」の異體字「諱」とし、郭店楚簡『老子』丙本簡 12・同『緇衣』簡 33・上博楚簡『彭祖』簡 2「𠄎」・『汗簡』の「𠄎」から、これらの「言」の上部は「𠄎」から變化して縦棒になったもので、後に『汗簡』で「𠄎」になり、それと「艸」は「草」であり、これは『彭祖』簡 2 の異體字ではないかと述べる。そしてこれを「愼」に作って「愼」又

は「諛」に読み、『説文解字』「嗔，盛氣也。」を引用し、怒りの意、引伸して咎める意とし、『説文解字』段注「嗔，今俗以爲諛恚字。」『説文解字』「怨，恚也」を引用し、直前の「寔（仇）冑（怨）女（汝）」の「怨」と同じ意味を持ち、轉注字ともいえるという。

王寧 2018a 第 60 樓の許文獻は王寧に従いつつ、「誓」と關係するのではないかといい、西周金文の「誓」は言に従う折聲で、時には二つの「屮」に従っており、簡文では「艸」に従うが、これは二つの「屮」の異體かもしれず、如字に読んで「告誡」に訓ずるとし、『書』湯誓「爾不從誓言，予則孥戮汝，罔有攸赦」、『書』泰誓下「王乃大巡六師，明誓眾士。」、『國語』越語上「句踐既許之，乃致其眾而誓之」を引用する。

劉信芳 2019b は王寧に従う。

子居 2019 は、この右下部は「此」又は「句」に従うとして「誓」又は「詬」に読み、『逸周書』太子晉解「四荒至，莫有怨誓，乃登爲帝。」を引用する。

夏含夷 2021 は潘灯に従う。

筆者注：ここは文脈からいって「仇」と同様の意味をもつ字であろう。圖版によりひとまず潘灯に従っておく。

「諛」について。整理者は注【29】の「悽」字と同様に「咨」に読んで「謀」に訓ずる。

王寧 2018a 第 84 樓の暮四郎は「濟」に読み、郭店楚簡『成之聞之』簡 25-26 「《命》曰：‘允弔（師）淒（濟）息（德）。’此言也，言信於眾之可以淒（濟）息（德）也」、清華簡『皇門』簡 13 「輔余于險，余于淒（濟）」を引用し、「不濟」で「不成」の意とする。

王寧 2018a 第 89 樓の王寧は「諮」に読んで古訓の「謀」として「問」にも読み、指示を仰ぐ意とする。

劉信芳 2019b は「濟」に読んで逗號を加え、「不濟」で王の訓戒に違背することとする。

「逆」について。整理者は出迎える意とする。

王寧 2018a 第 89 樓の王寧は下から上に報告する意とし、『周禮』天官冢宰「宰夫之職，……。掌敘羣吏之治，以待賓客之令，諸臣之復，萬民之逆。」『同』夏官司馬「太僕掌正王之服位，出入王之大命。掌諸侯之復逆。」鄭注「復之言報也，反也，反報於王，謂朝廷奏事也，自下而上曰逆，逆謂上書。」を引用し、今の彙報のようなものという。

「所」について。整理者は「許」に讀む。

王寧 2018a 第 18 樓の ee は「忤」に讀み、「逆忤」は「忤逆」（逆らう）と同じとする。

王寧 2018a 第 84 樓の暮四郎は、『詩』小雅伐木「伐木許許」、『說文解字』「所」字の條では「伐木所所」とあるのを引いて ee 同様「忤」に讀み、「逆所」は「逆忤」「忤逆」であり、『新語』辨惑「故無忤逆之言」、『淮南子』齊俗訓「不犯禁而入，不忤逆而進」などに見えることをいう。そして上古漢語では性質・意味が同じ語が二つ組み合わさって二音節の單語になり、またそれらの順序が逆になり得ることを述べる。

王寧 2018a 第 89 樓の王寧は、簡 27「所弗克戡（讖）甬（用）朕命朕教」の「所」とほぼ同じで、もしかするとその意の判斷詞とする。

劉信芳 2019b は如字に讀む。

子居 2019 は意味を持たない語助詞とする。

夏含夷 2021 は ee に従って讀み、阻害の意とし、複合動詞「忤逆」で反對を表すという。

筆者注：ここは ee らがいうように逆らう意と考えるのが文意に適う。ee に

従う。

「所弗克戡甬朕命朕殺民朋亦則興~~妄~~冒女~~妄~~□女亦則佳~~肇~~不諱逆所朕命~~獲~~順~~毓~~子」について。整理者は「所弗克職用朕命朕教，民朋亦則興仇怨汝，仇□汝，亦則唯肇不咨逆許朕命，獲羞毓子。」に讀む。

王寧 2018a 第 84 樓の暮四郎は「所弗克識用朕命朕教，民朋，亦則興仇怨□仇□汝，亦則唯肇不濟，逆忤朕命，獲羞毓子。」に讀む。

王寧 2018a 第 89 樓の王寧は「亦則」以下を、「亦則唯肇不咨逆，所朕命獲羞毓子。」に讀み、もしお前が私に報告を仰ぎに来なければ、私の命令は子であるお前のために辱められることになるかもしれない、の意味とする。

劉信芳 2019b は「所弗克識用朕教（原文ママ），民朋亦則興仇怨汝，仇□汝，亦則唯肇不濟，逆所朕命，獲羞毓子。」に讀む。

【48】「鮮」について。整理者は少ないの意とし、『書』酒誥「予不惟若茲多誥」を引用する。

「竊殺」について。整理者は「箴教」に讀む。

子居 2019 は「箴」「教」を近義連言とし、慧琳『一切經音義』卷八十「箴規，上執深反，孔注尚書云：「箴猶規也。」賈注國語云：「箴，教也。」杜注左傳云：「戒也。」」を引用する。

「佳亦」について。整理者は「唯亦」に讀む。

王寧 2018a 第 22 樓の王寧・王寧 2018b は「亦唯」と逆に書かれているのではないかという。

蕭旭 2018 は王寧 2018b に従う。

「犇」について。整理者は「功」に讀んで勞の意とする。

王寧 2018a 第 22 樓の王寧は「龔」「恭」に読んで恭しく行ふ意である可能性をいう。

劉信芳 2019b は整理者の讀みに従いつつ、「功作汝」をお前の功績、お前の成し遂げたこと、の意味とする。

子居 2019 は「邛」に読んで「勞」に訓ずる。

筆者注：「功」「攻」はいずれも東部見母だから通假する。ここは「攻」に読んで磨く意でもよいか。『詩』小雅鶴鳴「它山之石，可以攻玉。」、毛傳「攻，錯也。」とある。

「詰」について。整理者は言に従う折の省聲で「誓」字ではないかと述べる。

王寧 2018a 第 22 樓の王寧・王寧 2018b は「折」に讀むのではないかという。

蕭旭 2018 は王寧 2018b に従う。

子居 2019 は整理者に従いつつ、「哲」に読んで『説文解字』「哲，知也。」を引用する。

「齧毀」について。整理者は『書』泰誓の「杌隍」ではないかという、『易』困卦は「齧虺」、『説文解字』は「齧齧」に作るといい、不安に訓ずる。

王寧 2018a 第 22 樓の王寧・王寧 2018b は後の字を「燬（毀）」に作って「折毀」に讀み、物事を破壊する意、引伸して誹謗する意になるといい、『孔叢子』陳士義「雖然，古之賢聖豈有似子者乎。吾將舉以折毀子者。」を引用する。

蕭旭 2018 は王寧 2018b の讀みに従いつつ、破壊の意とする。

劉信芳 2019b は前の「功作」と對義語になるという。

子居 2019 は「哲惠」に讀み、『書』皋陶謨「知人則哲，能官人。安民則惠，黎民懷之。能哲而惠，何憂乎歎咈，何遷乎有苗，何畏乎巧言令色孔壬。」を引用する。

筆者注：王寧の讀みが文章の流れに比較的合致する。

「兌」について。整理者は「説」に讀む。

王寧 2018a 第22樓の王寧・王寧 2018b は「斂(奪)」に讀む。

蕭旭 2018 は「陸」「墮」に讀み、破壊の意とする。

筆者注：ここは整理者に従っておく。

「余亦佳鬢髮兌女」について。整理者は「余亦唯鬢髮説汝」に讀み、私もまたこのことによって不安であるさまをお前に告げる、の意味とする。

「有女佳鬢子」について。整理者は「有汝唯沖子」に讀む。

王寧 2018a 第22樓の王寧・王寧 2018b は「有，汝唯沖子」に讀み、「有」を前の文に接續して讀む。そして「有」までの二文を、私はお前の成功によってお前を推舉することもできるし、お前の失敗によってお前の保有するものを剝奪することもできる、と威嚇したものとする。

【49】「敵」について。整理者は「耆」に讀み、『詩』周頌武「耆定爾功」、毛傳「致也。」を引用する。

王寧 2018a 第14樓の ee は「稽」に讀んで考える意とする。

蕭旭 2018 は ee に従う。

劉信芳 2019b は ee に従い、『易』繫辭下傳「於稽其類」、王弼注「稽，猶考也。』『周禮』天官小宰「聽師田以簡稽」、鄭注「簡，閱也。稽，計也。』『周禮』天官宮正「稽其功緒，糾其德行」、鄭注「稽猶考也。』『書』酒誥「丕惟曰：爾克永觀省作稽中德」、僞孔傳「我大惟教汝曰：汝能長觀省古道，爲考中正之德，則君道成矣。」を引用する。

子居 2019 は ee に従う。

筆者注：ここは文脈上 ee の讀みがよい。

「穀」について。整理者は「穀」に讀み、『爾雅』釋詁「善也。」を引用する。

「余亦佳𡗗敵女惠行佳穀眾非穀」について。整理者は「余亦唯𡗗者汝德行、唯穀眾非穀。」に読み、私は徳行の善と不善とをお前に告げる、の意味とする。

劉信芳 2019b は「余亦唯𡗗稽汝德行唯穀眾非穀。」に読み、お前の徳行が善か不善かを考える、の意味とする。

筆者注：句讀は劉信芳 2019b に従う。

【50】「𡗗」について。整理者は「𡗗」に読む。

子居 2019 は「簡」に読んで「誠」に訓じ、『禮記』王制「司寇正刑明辟，以聽獄訟，必三刺，有旨無簡不聽。」鄭注「簡，誠也。有其意無其誠者，不論以爲罪。」を引用する。

「𡗗」について。整理者は「𡗗」「𡗗」「𡗗」に従い、𡗗簋「朕文母競敏𡗗行」（集成 4322）に類似の字が見えるとして、「𡗗」に読む。

王寧 2018a 第 74 樓の王寧は、清華簡『說命下』簡 7 の「𡗗（𡗗）」字ではないかという。

王寧 2018a 第 75 樓の心包は「𡗗」に読む。

蕭旭 2018 は「𡗗」「𡗗」いずれに讀もうとも同じであるといい、『說文解字』「𡗗，開也。」「𡗗，開也。」「廣雅」𡗗，明也。」を引用する。

王寧 2018d は、楚簡の「𡗗」を旁とする字が「𡗗」の初文であり、この字の「𡗗」に見える部分はそれではなく「目」「人」の合わさったもので、「𡗗」の部分は「𡗗」であり（『集韻』上聲五・十一齊「𡗗，開門也。通作𡗗。）、𡗗發の意として心包の讀みに従う。

子居 2019 は「𡗗」は「𡗗」の、「人」は「𡗗」の誤りで、「𡗗」の異體字ではないかという。

筆者注：ここは「ひらく」の意で文意に適う。ひとまず整理者に従っておく。

「𡗗」について。整理者は「𡗗」に読み、簡文の最初に對應すると述べ

る。そして『書』酒誥「汝劼毖殷獻臣」、清華簡『說命下』簡7「余既諷劼毖汝」を引用し、いずれも「嘉告」に釋することをいう。

子居 2019 は「劼」を「詰」の意とする。

「亡多朕言曰茲」について。整理者は「啓劼毖汝，無多朕言曰茲」に読み、私の言葉はこの通りであり、私の言葉を多とすることのないように、の意味とする。

王寧 2018a 第14樓の ee は「曰」の前で王の發言を區切る。

子居 2019 は、私の言葉が多くて「これらか（我慢できない意）」と思っはならない、の意味とする。

筆者注：讀みにくい句であるが、整理者のような解釋で讀んでおく。

【51】「茲女母弗」について。整理者は「茲。汝母弗」に讀む。

王寧 2018a 第14樓の ee は「茲」を語氣詞とする。

筆者注：この四文字の字間が同じ簡30の他の箇所比して狭められている。文字の間隔から推測するに、「女母」が後から挿入されたものであろうか。

「甚谷」について。整理者は「甚欲」に読み、「甚」を副詞とし、『史記』樗里子甘茂列傳に用例が見えんとする。

「寵」について。整理者は如字に讀む。

王寧 2018a 第71樓の紫竹道人は「葬」に讀む。

劉信芳 2019b は整理者の讀みに従い、『書』周官「居寵思危。」を引用し、尊い身分で榮える意とする。

「甚谷女寵乃服弗爲我一人願」について。整理者は「甚欲汝寵乃服，弗爲我一人羞。」に読み、毛公鼎「俗（欲）我弗作先王羞。」を引用する。そしてこの

簡 31 の配列が簡 32 と逆であるかもしれないことを述べる。

王寧 2018a 第 71 樓の紫竹道人は「寵」を「葬」に讀んだ上で、あなたがあなたの職責を掌りとり行って従事することを希望し、私に恥辱をもたらしてはならない、の意味とする。

劉信芳 2019b は整理者の讀みに従い、私はお前が命を受けた職務を守って尊い身分で榮えることを大いに希望する、私を失望させてはならない、の意味とする。そしてこの末尾に鉤形の符號があって、王の「劓侄毖攝」の段落が終了することを示すという。

【52】「九月既望壬午」について。馬楠 2018 は、張培瑜 1987: 52-53、張培瑜 1997: 517-518 では前 889 年九月丁巳朔・十六日壬申既望とあること、また師虎簋「元年六月既望甲戌」（集成 4316）・智鼎「元年六月既望乙亥」（集成 2838）から朱鳳瀚 2014 が夷王元年を前 884 年六月己未朔とすることにより、その 59 ヶ月前の前 889 年九月丁巳朔とする。

子居 2018b は本篇の成立を春秋前期とする推測とあわせて、この日付を前 760 年 9 月 23 日とする。

「蒿京」について。整理者は「鎬京」に讀んで宗周のこととし、次のように述べる。『世本』に「懿王徙於犬丘」とあり、『漢書』地理志に右扶風槐里縣にあるという。懿王は犬丘に都したことは、西戎の勢力が擴大したと関係がある。『史記』新本紀に孝王が大駱の後裔を扶植し、西戎と和平し、厲王の時に西戎は王に反亂を起こし、滅ぼされたとあるのは、まさに「犬丘大駱之族」のことである。だが懿王の時に「犬丘」は「離宮別館」となったようであり、册命の場所はなお宗周鎬京にあったのである。

子居 2018b は『詩』大雅文王有聲に「鎬京」、西周金文に「宗周」「蒿」「芳京」とあり、文王有聲の成立を春秋前期の末として、本篇の成立もそれに近く、周平王即位の年に成書されたとする。

劉信芳 2019b は整理者の本篇と犬丘とを結合する議論を根據がないとして否定する。

「各」について。整理者は如字に讀む。

筆者注：金文では如字に讀むが、ここは假借字をとっていたる意の「格」に讀んでおく。『書』舜典「月正元日，舜格于文祖」とある。

「咸」について。整理者は「終」に訓じ、金文では儀禮一つの終わりをしばしば意味するとし、趨觶「唯三月初吉乙卯，王在周，各大室，咸。井叔入右趨，王乎内史册令（命）趨。」（集成 6516）を引用する。

【53】「走」について。整理者は陳劍 2013: 258-279 の議論に據り、如字に讀む。

王寧 2018a 第 65 樓の潘灯は郭店楚簡『語叢三』簡 60、曾侯乙墓竹簡簡 47 の類似の字により、接續詞の「兼」に隸定する。

劉信芳 2019b は潘灯に従う。

筆者注：ここは整理者の讀みでよい。

「士走右白𠄎」について。整理者は「士走右伯攝」に讀み、右にいる者が士走であるとして次のようにいう。『書』堯典に皐陶が士を作り、士を理官として刑獄を掌らせたとあり、簡文では攝の管轄もまた刑獄と関係がある。或いは禮書が多く記載する儀節制度の諸侯が變化して天子となり、卿大夫が變化して國君となったが、『禮記』葬大記「君沐梁，大夫沐稷，士沐梁」とあるように、士は卑しくて君と並ぶことを避けなかったのかもしれない。

程浩 2018a は「士走」を厚趙方鼎（集成 2730）の「漣」、すなわち李學勤 1998 がいう『逸周書』祭公の祭公謀父のこととする。そして士走と後出の任とを西周穆王期の人とする。

王寧 2018a 第 65 樓の潘灯は「士」の前の「咸」を全ての意の副詞とし、それ以降の文の句讀を「咸士兼右伯攝立在中廷，北郷。」として、士大夫が右廷に並び立ち、伯攝は中廷に立つと解する。

子居 2018b は「士」を官職名の「大士」とし、『左傳』僖公二十八年「衛侯與元咺訟，甯武子爲輔，鍼莊子爲坐，士榮爲大士。」を引用し、「士走」を「士燮」（いずれも葉韻、「燮」は心部、「走」は从部で音が近い）に読み、『說文解字』「燮，和也。」により、衛武公和のこととする。

劉信芳 2019b は整理者の解釋を否定して「士兼」を人名とし、「右伯攝」は整理者が引く詢簋等の銘文にあるように、册命の儀式と関係があると述べる。

【54】「乍册任」について。整理者は「作册任」に読み、「任」を個人名とし、或いは「壬」に読んで日名とする。そして『書』盤庚に「遲任」とあり、于省吾『雙劍謔尚書新證』（中華書局 2009 年版 74 頁）が「任」はもと「壬」に作るべきで、殷人は多く十干を名としたことを述べていることを指摘する。

程浩 2018a は『逸周書』史記解に、西周穆王が祭公の死後「召三公、左史戎夫」とあり、「戎」「任」の音が近いことから、左史戎夫と同一人物とする。

子居 2018b は程浩 2018a に従う。

筆者注：周知の通り「作册」は西周金文に頻出する官職名である。人物比定はともかく、「作册」を官職名、「任」を人名として解しておく。

【55】「慶」について。整理者は次のように述べる。金文は多く「𠄎」に作り、語頭の言葉である。楊樹達 1997: 2,41 は、『書』費誓「徂茲淮夷、徐戎並興」の「徂」は金文のその字であって「嗟」に読み、「徂茲」は「嗟茲」であり、『管子』小稱「嗟茲乎」とあることを指摘する。王が「慶」と言ったとは、全篇を終わらせることである。西周中後期の册命銘文の時間・場所・「右者」は、詢簋の末尾に「唯王十又七祀，王在射日宮，旦，王格，益公入右詢」（集成 4321）、師詢簋の末尾に「隹元年二月既望庚寅，王格于大室，榮内右詢」（集成 4342）とあるように、全篇の再末尾に置かれている。

陳民鎮 2018b は、册命の言葉の後にこの一語があるのは常識に合わず、この後に続くはずの文章が省略されているのではないか、それが書寫者による偶然の産物でないならば、「書」類文献は煩瑣な嘉許頒賜の類の言葉を重視しないのかもしれないという。

王寧 2018b は、簡 32 は全て王が伯攝を册命する経過を述べていて誰かの言葉を引用するものではなく、「曰」「王曰」がなく、語頭に置く「嗟」一語のみで全篇の結語としているのはおかしいと述べる。そしてこの字は金文で「且」「嗟」「祖」に用いられ、ここは傳世文献によく見える「焉」「也」に類似した用法である平叙文語尾の語氣助詞「且」とし、その例として、『詩』鄭風山有扶蘇「不見子都，乃見狂且」、毛傳「且，辭也。」を引用し、『孟子』告子上趙岐注がこれを引き、音義が丁音を引いて「且，助句辭。」といい、『易』夬卦九四の爻辭「其行次且」について釋文「且，……馬云語助也。」とあり、『文選』張平子「西京賦」「其樂只且」、李善注「且，辭也。」とあるのを挙げ、ここは「王曰「嗟」と解することはできず、「王呼作册任册命伯攝且」に作るべきであり、「王呼作册任册命伯攝焉」というのであるという。

子居 2018b は感動詞「吁」とし、『書』呂刑「王曰：吁，來，有邦有土。」等を引用し、清華簡『封許之命』の末尾の感動詞「格」と同様だと述べる。

劉信芳 2019b は劉信芳 2016: 187 により、ここを「……，且。」に読み、「且」は且字（假のあざな）で、册命により攝が且字「伯攝」を稱したものとする。

筆者注：本篇末尾の語としては不自然であるが、まずは感動詞「嗟」とでも解しておく他ないであろう。

簡 32 の字數について。整理者はその前の簡 31 より多いことを指摘する。

筆者注：簡 31 はその中程から下が空白になっており、簡 31・32 の末尾にはいずれも文末を示すと覺しき符號が付加されている。陳民鎮 2018b がいうよ

うに、本篇の末尾が感動詞であるのは册命の一般的形式に合致しない。だが文末を示す符號が付されており、筆寫者は明らかにこれが篇末と意識して書いたものと考えられる。不自然ではあるが、文章通りに解するほかないであろう。

[解題]

整理者の説明によれば、本篇は竹簡32枚からなり、簡長約45cm、幅約0.6cm、簡3・25・29を除けば完簡である。そして竹簡背面に配列順を示す數字が書かれており、篇題はない。『攝命』のタイトルは整理者がその内容から名付けたものだが、『書』との關連が明らかに意識されている。

本篇には釋讀の難解な箇所が少なからずあり、諸家の議論には相當苦心の跡が見える。本譯注でも暫定的に讀みを定めたところが間々ある。また本篇内容の細かな検討については別稿を準備する予定である。どうかご了承されたい。

李學勤2018bは、本篇冒頭を始め、「王曰」で始まる文が10箇所に上り、篇末に册命の時間・場所・右者などの情報が書かれており、一般的な册命金文の形式と異なることを指摘しつつ、類似の形式をとる文章が甲骨文や山西曲沃天馬の殷代末の寝孳方鼎銘文に見えることを述べる。程浩2018aは簡1から簡31までを王の伯攝に対する訓戒である第一部分、簡32を第二部分とし、それぞれ比較的獨立した文章とする。趙平安・王挺斌2019は簡32の文章が七年趙曹鼎「唯七年十月既生霸，王在周般宮。旦，王格大室；邢伯入右趙曹，立中廷，北嚮；賜趙曹緇韞、同衡、鑿。趙曹拜稽首，敢對揚天子休，用作寶鼎，用饗朋友。」(集成2783)に見られるような、最初に時間・場所、それから册命儀式的紹介、物の賞賜、最後に封賞を受けた者が王の恩に答謝する、という形式を踏んでおり、それが竹簡背面に書かれた數字から明らかに本篇末尾に位置し、それが西周金文には見えないこと、そして本篇が西周金文「王若曰……」のようにしばしば「王曰攝……」で始まることから、本篇の作者はその原本を改變したのであり、檔案の「書」から典籍古書の「書」への轉化が認められる

と述べる。

筆跡については、王寧 2018a 第 21 樓の松鼠は、清華簡『厚父』にあるような横畫が右下から左に丸めて收筆する特徴が見られず、「民」「今」「敬」「爲」とは書法が異なるものの、「其」「人」「余」「可」「乃」「于」「畏」「子」等の文字の筆跡からいって、本篇の書寫者は清華簡『厚父』と同一とする。

本篇を含む『書』との関連が議論される出土文獻の發見により、所謂僞古文尚書が僞書ではなく西周期の『書』であったとする説が、例えば馬文增 2019 等、少なからぬ研究者により提示されている。また許兆昌・史寧寧 2019 等、本篇を書序のいう西周穆王期の『冏命』とする説もある（以下冏命説と稱す）。これに對して李學勤 2011 は、本篇を含む僞古文尚書と同一篇名である可能性を有する清華簡諸篇が、僞古文尚書と内容を異にすることから、僞古文尚書をやはり僞書とし、また杜勇 2020 は冏命説を否定する。晁福林 2020 は本篇の「王」を懿王、「攝」を太子燮とする。夏含夷 2021 は早くは前 9 世紀に成立して前 4 世紀に筆寫されたとする。子居 2018a は「王」を周平王、「攝」を太子洩父に比定し、東遷前に平王が鎬京にいた 3 年間に大半が成書されたもので、春秋時代の作品とする。冏命説に立てば本篇の成立は西周穆王期、それを否定しかつ古文尚書の一部とする説に立てば西周孝王期におおむねなっている。しかし劉信芳 2018a もいうように、現段階で本篇と冏命を繋げるには無理があり、また本篇には金文や傳世文獻の『書』と合わない表現がしばしば見られるから、成書年代を西周期に比定するのは難しい。子居 2018a が本篇の王を東周平王と結びつけるのもやや強引であるが、傳世文獻の表現と比較して春秋期の成書を議論するところは参考になる。本篇の最終的な成立は春秋後期以降であっても決しておかしくないであろう。従来呼び習わされてきたのとは異なる意味合い、いわば東周期の『『僞古文』尚書』としての側面を有する文獻である可能性が検討されるべきである。

[參考]

『僞古文尚書』罔命

穆王命伯罔，爲周太僕正，作罔命。王若曰：「伯罔，惟予弗克于德，嗣先人宅丕后，忱惕惟厲，中夜以興，思免厥愆。昔在文武，聰明齊聖，小大之臣，咸懷忠良，其侍御僕從，罔匪正人。以旦夕承弼厥辟，出入起居，罔有不欽，發號施令，罔有不臧。下民祇若，萬邦咸休。惟予一人無良，實賴左右前後有位之士，匡其不及，繩愆糾謬，格其非心，俾克紹先烈。今予命汝作大正，正于羣僕侍御之臣，懋乃后德，交修不逮。慎簡乃僚，無以巧言令色、便辟側媚，其惟吉士。僕臣正，厥后克正。僕臣諛，厥后自聖。后德惟臣，不德惟臣。爾無昵于儉人，充耳目之官，迪上以非先王之典。非人其吉，惟貨其吉。若時瘳厥官，惟爾大弗克祇厥辟，惟予汝辜。」王曰：「嗚呼，欽哉。永弼乃后于彝憲。」

『史記』周本紀

康王卒，子昭王瑕立。昭王之時，王道微缺。昭王南巡狩不返，卒於江上。其卒不赴告，諱之也。立昭王子滿，是爲穆王。穆王即位，春秋已五十矣。王道衰微，穆王閱文武之道缺，乃命伯冏申誡太僕國之政，作罔命。復寧。……穆王立五十五年，崩，子共王絜扈立。……共王崩，子懿王躋立。……懿王崩，共王弟辟方立，是爲孝王。孝王崩，諸侯復立懿王太子燮，是爲夷王。夷王崩，子厲王胡立。

『詩』大雅民勞孔疏引世本

成王生康王，康王生昭王，昭王生穆王，穆王生恭王，恭王生懿王及孝王，孝王生夷王，夷王生厲王。

『禮記』郊特牲孔疏引世本

康王生昭王，昭王生穆王，穆王生恭王，恭王生懿王。懿王崩，弟孝王立。
孝王崩，懿王太子燮立，是爲夷王。

君主の在位順

周：【西周】武王－成王－康王－昭王－穆王－恭王－懿王－孝王－夷王－厲王
－（共伯和）－宣王－幽王－（攜王）－【東周】平王－桓王

注：西周期の周王については在位年のみならず親族関係も不明な部分があるため、ここでは在位順を示すにとどめた。その問題の所在について詳しくは平勢隆郎 1995・楊寛 2001などを参照。

清華簡《攝命》譯注

小寺 敦

本文是對戰國時代出土文獻——清華大學藏戰國竹簡（清華簡）《攝命》所作的譯注，同時對其史料特徵展開初步的考察。清華簡是2008年秋天清華大學入藏的一批戰國竹簡，一共約有2500枚。2018年11月出版的整理報告《清華大學藏戰國竹簡（捌）》收載《攝命》篇。《攝命》簡長約45cm，寬約0.6cm，第3、25、29簡略有殘缺，簡背有序號，無篇題，竹簡共32枚。整理者根據簡文內容擬定篇題。簡文的大部分是周王冊命攝的命辭。整理者認為《攝命》屬於“書”類文獻並且與《書序》的“冏命”有關係。

